

天念寺耶馬

無動寺耶馬

名勝

天念寺耶馬

及び

無動寺耶馬

保存活用計画書

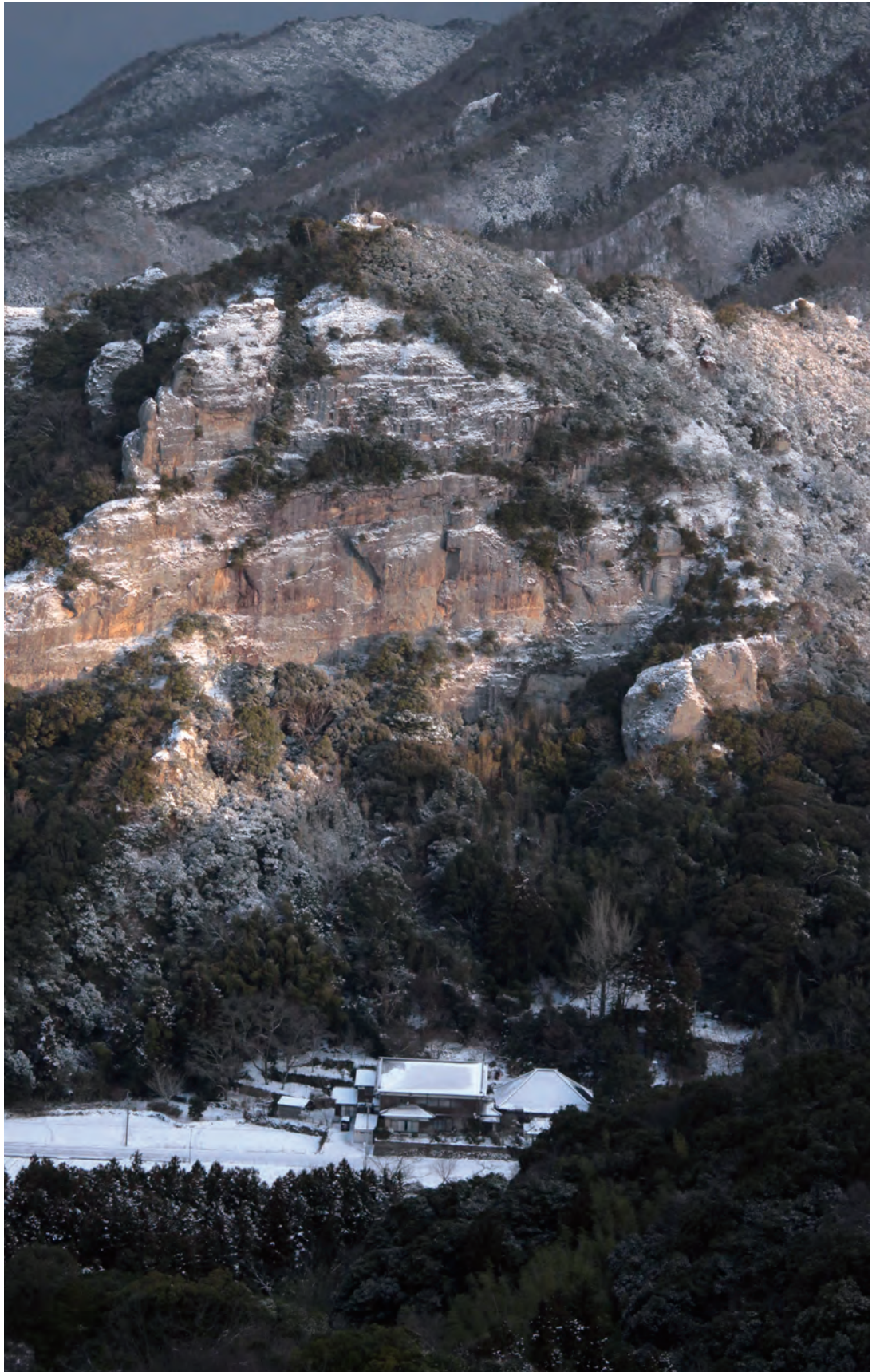
豊後高田市教育委員会



天念寺耶馬



峯入り（天念寺耶馬）



天念寺無明橋から望む無動寺耶馬



秋の天念寺耶馬



天念寺修正鬼会



天念寺無明橋



無動寺無明橋

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬 保存活用計画

令和6（2024）年3月

豊後高田市教育委員会

序 言

六郷満山文化を象徴する修正鬼会、無明橋、おせったいなどが残されている天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、豊後高田市の優れた遺産の1つとして知られています。

天念寺耶馬は、古代より六郷満山の修行の場として拓かれ、江戸時代には三浦梅園が漢詩を詠んで、その歴史を感じられる場所になっていきました。無動寺耶馬も、おせったい文化を通じて、世代を問わず多くの人が巡礼文化に触れることができる場所になっています。

国東半島では、平成26年度より六郷山寺院群と信仰の山に関する名勝調査が行われ、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の歴史や民俗などの文化的背景を持った独特な景色が学術的に評価され、平成29年10月に国の名勝に指定されました。

これを受けまして、豊後高田市では、天念寺耶馬及び無動寺耶馬を良好な形で次世代に継承し、また、多くの人に親しんでいただくための指針として、保存活用計画を策定し、計画書を刊行する運びとなりました。

今後は、本計画に基づいて天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用を推進していくことは勿論のこと、長岩屋地区・黒土地区の地域づくりの基礎として、地区内の様々な取組にも広く利用されることを願っております。

本計画の策定にあたり、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員の皆様をはじめ、文化庁、大分県教育委員会、関係者の方々に多大なご指導、ご協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます、巻頭の序といたします。

令和6年3月

豊後高田市教育委員会

教育長 河野 潔

例 言

1. 本書は、令和4・5年度に豊後高田市教育委員会が国庫補助（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を得て作成した名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存及び活用に関する計画書である。
2. 本書の作成にあたっては、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会での検討に基づき、事務局である豊後高田市教育委員会文化財室がとりまとめを行った。
3. 本書に掲載（及び別添）した名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬現況地形図は、令和4年度に豊後高田市教育委員会が写測エンジニアリング株式会社に委託し作製したものである。
4. 本書に掲載した写真については、キャプション上に特に断りのない限り、事務局が撮影・所蔵しているものを使用している。
5. 策定に係る事務については、豊後高田市教育委員会文化財室が担当した。
6. 本書の執筆及び編集は松本卓也（豊後高田市教育委員会文化財室）が担当した。

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画 目次

第1章	保存活用計画の沿革と目的	9
第1節	沿革	9
第2節	目的	10
第3節	対象範囲	11
第4節	策定委員会の設置	12
第2章	名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の概要	15
第1節	自然的環境	15
第2節	歴史的環境	21
第3節	民俗的環境	29
第4節	社会的環境	32
第3章	名勝指定地の本質的価値	41
第1節	指定説明と指定地	41
第2節	天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用すべき本質的価値	48
第3節	名勝の重要な構成要素	51
第4節	名勝周辺の諸要素	56
第4章	名勝指定地の現況	60
第1節	名勝指定地の現状	60
第2節	名勝指定地の土地利用状況	63
第3節	名勝の周辺地域の現状	63
第4節	課題	66
第5章	保存活用の基本方針	69
第1節	保存活用の理念	69
第2節	保存活用の基本方針	70
第3節	個別の取組の柱	71
第6章	名勝の保存	73
第1節	保存の方策	73
第2節	現状変更行為の取扱基準	73
第3節	構成要素の修理	77
第4節	モニタリングの実施	77
第5節	民俗調査等の実施	78

第6節	名勝指定地外の周辺環境を構成する要素の保存	78
第7節	追加指定	79
第7章	名勝の整備・活用	80
第1節	整備・活用の方向性	80
第2節	地域全体の取組	84
第3節	文化財活用のネットワーク	86
第8章	管理運営とその体制	88
第1節	管理運営の方針	88
第2節	管理運営の体制	88
第9章	今後の展望・課題	90
☆	参考文献等リスト	92
資料編		
資料1	指定地内要素の個表	93
資料2	関係法令等抜粋	110

写真目次

写真1	第1回 策定委員会の様子	14
写真2	第2回 策定委員会の様子	14
写真3	策定委員会・現地視察の様子	14
写真4	第4回 策定委員会の様子	14
写真5	屹立する岩峰群（天念寺耶馬）	17
写真6	屹立する岩峰群（無動寺耶馬）	17
写真7	岩屋の例（忌堂岩屋）	17
写真8	転石の例（川中不動）	17
写真9	天念寺耶馬の岩峰群（パノラマ）	18
写真10	雪の無動寺耶馬（天念寺耶馬無明橋より）	19
写真11	雪の天念寺耶馬	19
写真12	六郷山長岩屋住僧置文案	21
写真13	円重坊跡	21
写真14	下黒土身濯神社（旧無動寺）	21
写真15	福真磨崖仏	22
写真16	天念寺大般若経	22
写真17	天念寺耶馬宝篋印塔及び経塚	23
写真18	天念寺耶馬磨崖宝塔	23
写真19	不動種子石碑	23
写真20	小両子岩屋	24
写真21	天念寺鳥居古写真	24
写真22	現在の鳥居残欠	24
写真23	天念寺無明橋	27
写真24	無動寺無明橋	27
写真25	護摩堂・太鼓橋・仁王像・鳥居などが映る古写真	28
写真26	天念寺境内古写真	28
写真27	天念寺境内古写真	28
写真28	木造阿弥陀如来立像	29
写真29	天念寺修正鬼会	29
写真30	無動寺修正会	30
写真31	峯入りの様子	30
写真32	おせったいの様子	31
写真33	おせったい菓子	31
写真34	木造不動明王坐像	31
写真35	鬼会の里歴史資料館	36
写真36	長岩屋鬼会交流センター	36
写真37	販売する実山椒とかぼすの生七味	36
写真38	修正鬼会を応援するクラウドファンディング	36
写真39	中之島旅館石殿（市指定有形文化財）	59

写真 40	クスノキの影響	60
写真 41	オオカナダモの除去作業	60
写真 42	川中不動クリーニング前後比較（平成 22 年）	61
写真 43	龍ヶ鼻石祠のズレ状況	61
写真 44	天念寺講堂修理後の様子（平成 22 年）	61
写真 45	落石による天念寺講堂屋根の被害	61
写真 46	身濯神社 鳥居の状況	61
写真 47	1 号岩屋の状況	61
写真 48	修正鬼会の様子	62
写真 49	個人宅のおせったいの様子	62
写真 50	天念寺耶馬の説明看板	63
写真 51	無動寺耶馬の説明看板	63
写真 52	天念寺駐車場（スーパー林道脇）からの眺望	64
写真 53	無動寺無明橋から見た天念寺無明橋	64
写真 54	龍ヶ鼻から東側を望む	64
写真 55	天念寺駐車場の施設	66
写真 56	無動寺耶馬側の展望スポット候補地	66
写真 57	修正鬼会を応援するクラウドファンディング返礼の一例	80
写真 58	VR 無明橋の見学風景	80
写真 59	VR 無明橋の撮影風景	80
写真 60	日本遺産を紹介する図鑑	81
写真 61	動画による文化財解説	81
写真 62	天念寺耶馬及び無動寺耶馬パンフレット	82
写真 63	修正鬼会のパンフレット	82
写真 64	地元学生に対する出前講座の様子	82
写真 65	鬼のぬいぐるみを使った PR	82
写真 66	長岩屋谷エンブレム看板	83
写真 67	真玉谷エンブレム看板	83
写真 68	生七味の指導風景	85
写真 69	鬼のめざまし味噌	85
写真 70	英語ガイドの講座	85
写真 71	日本遺産事業での PR（修正鬼会のテント）	85

図 版 目 次

第 1 図	名勝の指定範囲及び保護すべき範囲	11
第 2 図	豊後高田市と天念寺耶馬及び無動寺耶馬の位置	16
第 3 図	長岩屋・黒土地区の地形と河川	16
第 4 図	国東半島の地質	18
第 5 図	天念寺耶馬及び無動寺耶馬周辺植生図	20
第 6 図	長岩屋山天念寺境内図（『大分縣社寺名勝圖録』より）	25

第7図	天念寺講堂 基礎伏図・床伏図	26
第8図	天念寺講堂 立面断面図	27
第9図	峯入りのルート	30
第10図	豊後高田市人口推移（旧市町別）	32
第11図	豊後高田市人口減少率（旧市町別）	32
第12図	天念寺耶馬及び無動寺耶馬周辺の埋蔵文化財包蔵地	33
第13図	豊後高田市の施策における本計画の位置付け	35
第14図	鬼会の里歴史資料館の入館者数推移	36
第15図	国東半島峯道ロングトレイルT-3コース	36
第16図	大分県立自然公園範囲図	38
第17図	豊後高田市土砂災害ハザードマップ（上長岩屋）	39
第18図	豊後高田市土砂災害ハザードマップ（中黒土）	40
第19図	豊後高田市ため池ハザードマップ	40
第20図	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（公図）	43
第21図	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲 詳細範囲図（天念寺耶馬）	44
第22図	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲 詳細範囲図（無動寺耶馬）	44
第23図	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（地形図）	45
第24図	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（航空写真）	46
第25図	天念寺周辺地形図	47
第26図	構成要素位置図	53
第27図	名勝周辺の諸要素図	57
第28図	天念寺駐車場（スーパー林道脇）からの眺望	65
第29図	天念寺駐車場（スーパー林道脇）からの眺望範囲	65
第30図	天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用の理念・個別方針・取組の柱	70
第31図	長岩屋谷エンブレム	83
第32図	真玉谷エンブレム	83
第33図	日本遺産事業における長岩屋谷のフォローアップ	85
第34図	関係者と管理体制のフロー図	89

表 目 次

第1表	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会 名簿	12
第2表	天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地に所在する文化財一覧表	33
第3表	天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地周辺に所在する文化財一覧表	34
第4表	天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定範囲及び周辺の規制等	37
第5表	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の重要な構成要素一覧表	51
第6表	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の重要な構成要素写真表	52
第7表	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の周辺に所在する関連文化財一覧表	56
第8表	名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の周辺に所在する関連文化財写真表	57
第9表	現状変更行為等の許可申請の区分	76
第10表	天念寺耶馬及び無動寺耶馬の活用事業	86

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 沿革

広く六郷山寺院とその修行の御山として知られていた天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、昭和32年には国東半島県立自然公園の一部に編入され、昭和54年には天念寺側の一部は、「長岩屋山天念寺」として大分県指定史跡となった。

その後、天念寺・無動寺では六郷山寺院としての調査が行われ、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館により『豊後国都甲荘の調査（天念寺）』（平成5年）、『六郷山寺院群遺構確認調査Ⅱ（無動寺）』（平成6年）、『六郷山寺院群遺構確認調査Ⅳ（天念寺）』（平成12年）が刊行され、天念寺・無動寺は中世以来の六郷満山の修行の風景を伝える寺院の1つとして紹介されるようになった。

平成26～27年度に公募された「名勝に関する特定の調査研究事業」に対し、大分県が企画提案書を提出し、モデル事業として実施した「大分県の名勝に関する特定の調査研究事業 国東半島六郷山寺院の名勝調査」では、国東半島に分布する六郷山寺院及び耶馬と呼ばれる岩峰の悉皆調査を行い、六郷山寺院の名勝的価値を示す関連文書の調査を実施した。個別の調査地に選定された天念寺耶馬と無動寺耶馬については、天念寺・無動寺の周辺の歴史的風致や、象徴的な存在としての「無明橋」に関連した景色についてまとめられ、平成27年度末には『名勝に関する特定の調査研究事業報告書』が刊行された。

平成25～27年度には、豊後高田市でも六郷満山寺院群詳細調査事業（大分県文化財魅力度アップ事業採択）が行われ、六郷山寺院における詳細な現地調査が行われた。天念寺・無動寺の周辺の石造文化財の現存状況や、土地利用や風景の歴史の変遷についても検討がなされ、平成27年度末には『六郷満山寺院群詳細調査報告書』にまとめられた。

これらの調査を受けて、平成27～28年度には、豊後高田市教育委員会が天念寺耶馬及び無動寺耶馬に関する必要な調査を追加で個別に実施し、『天念寺耶馬及び無動寺耶馬名勝調査報告書』を作成し、地籍調査等を実施して、平成29年1月には豊後高田市教育委員会から文部科学大臣へ、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の名勝指定に関する意見具申書を提出し、平成29年10月13日の官報告示によって、天念寺耶馬及び無動寺耶馬は正式に名勝に指定された。

また、翌年の平成30年5月24日には、天念寺で実施される修正鬼会をベースにしたストーリー『鬼が仏になった里「くにさき」』が日本遺産に認定され、天念寺を中心に六郷山寺院の保存活用方法についても検討する機運が高まった。

平成30年の文化財保護法の改正により、保存活用計画を作成し国の認定を申請できることが明文化された。天念寺耶馬及び無動寺耶馬の具体的な状況を整理して、今後の保存活用のために 個別の状況を反映した保存活用計画を策定することとした。

平成25年	4月	六郷満山寺院群詳細調査事業開始
平成26年	6月26日	文化庁と大分県が名勝に関する特定の調査研究事業の契約締結
	8月	大分県名勝調査に関する市町村協議
平成27年	1月	大分県名勝調査に関する市町村協議
	2月24日	平成26年度 第1回 大分県名勝調査委員会

	3月 4日	第1回 六郷満山寺院群検討会議
	7月9～10日	平成27年度 第1回 大分県名勝調査委員会
	7月	大分県名勝調査に関する市町村協議
	11月20日	第2回 六郷満山寺院群検討会議
平成28年	1月29日	平成27年度 第2回 大分県名勝調査委員会
	3月18日	第3回 六郷満山寺院群検討会議
	3月	『名勝に関する特定の調査研究事業報告書』刊行
	3月	『六郷満山寺院群詳細調査報告書』刊行
平成28年	12月20日	『天念寺耶馬及び無動寺耶馬名勝調査報告書』刊行
平成29年	1月	文化庁へ天念寺耶馬及び無動寺耶馬の名勝指定に関する意見具申書提出
	6月16日	文化審議会より名勝指定の答申
	10月13日	官報告示により「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」の名勝指定
	12月 1日	天念寺耶馬及び無動寺耶馬パンフレット完成
	12月 2日	天念寺耶馬及び無動寺耶馬 名勝指定記念シンポジウム
平成30年	2月19日	豊後高田市の管理団体指定
	5月24日	『鬼が仏になった里「くにさき」』が日本遺産に認定 「天念寺」「天念寺修正鬼会」「川中不動」「天念寺耶馬・無明橋」 「無動寺」「無動寺耶馬」が構成文化財に

第2節 目的

本計画は、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬を適切に保存、また活用し、その価値を次世代へと継承するために、具体的な内容と価値を明らかにし、地域の実情に根差した方策を示すことを目的とする。主な検討事項は以下の通りである。

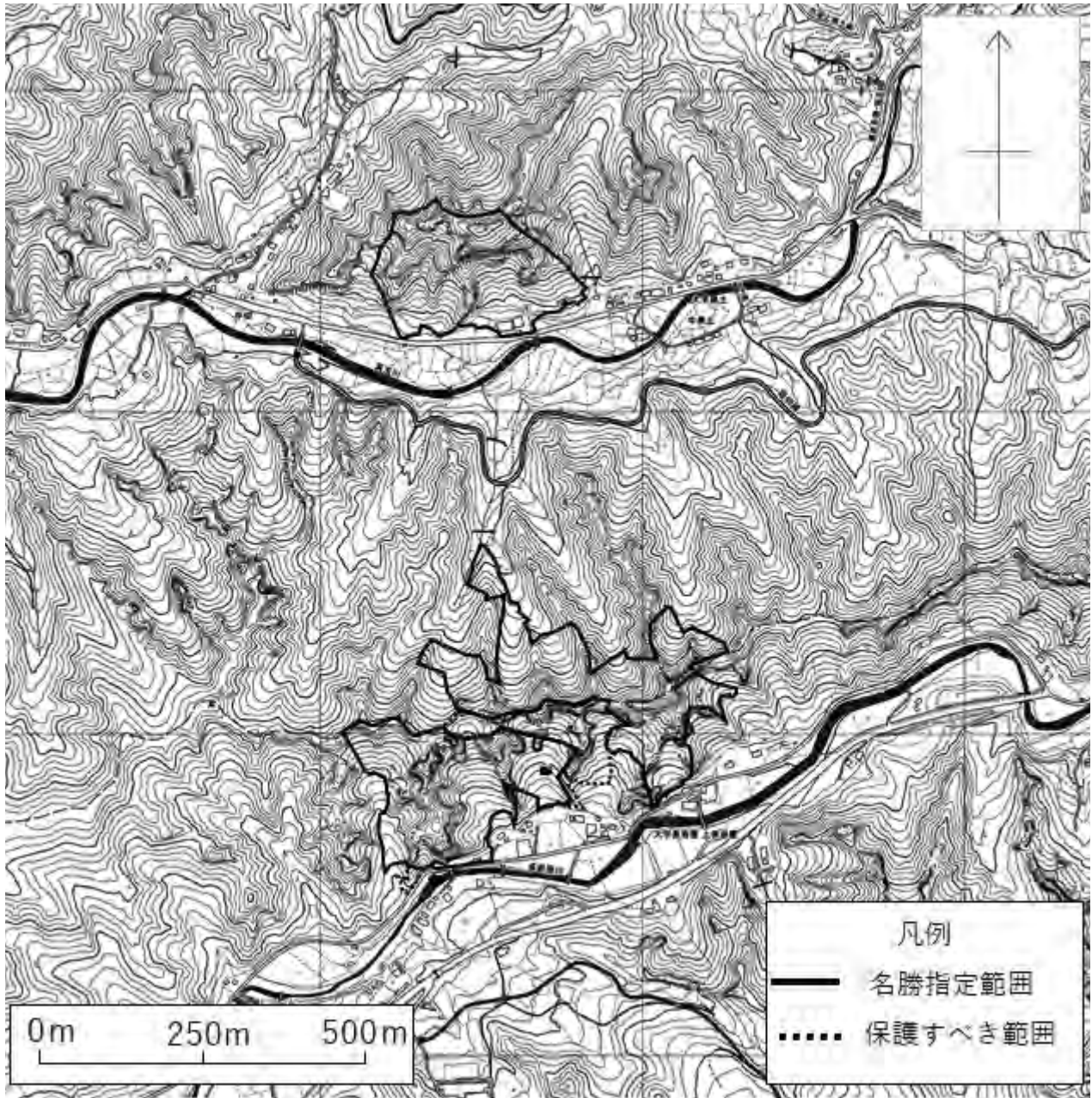
1. 名勝の基本情報（概要・指定範囲・土地利用等）
2. 名勝の本質的価値
3. 名勝の価値を構成する構成要素
4. 保存及び活用の基本方針
5. 保存及び活用の方法
6. 現状変更行為に対する取扱基準
7. 整備・活用・追加指定等に関する将来像
8. 運営方法及び体制整備の方向性

豊後高田市教育委員会は、地域住民や関係者と緊密に連携・情報共有し、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用にあたるものとする。

また、名勝指定地周辺には、天念寺末坊跡や旧無動寺などの遺跡が多数存在し、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の歴史や文化について検討する上では欠かせないため、それらに関する調査研究や適切な保護措置についての将来的展望についても本計画において触れることとする。

第3節 対象範囲

本計画の対象範囲は、名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地を基本としつつ、未指定となっている「保護すべき範囲」や、指定地周辺も視野に入れた保存活用の基本方針を示す。



第1図 名勝の指定範囲及び保護すべき範囲

第4節 策定委員会の設置

(1) 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、国の補助事業として令和4年度に学識経験者及び地元関係者等で構成される「名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会」を組織し、保存活用計画の内容等について検討することにした。学識経験者には、日本史、民俗、景観、地質、観光、文化財活用について、幅広い協議をいただけるよう選定を行った。

策定委員会の委員及び関係者は以下の通りである。

第1表 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会 名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	役職	備考
委員	飯沼賢司	別府大学特任教授	学識経験者 (日本史)
委員	中山昭則	別府大学教授	学識経験者 (観光)
委員	段上達雄	別府大学特任教授	学識経験者 (民俗)
委員	竹村恵二	京都大学名誉教授	学識経験者 (地質)
委員	黒田乃生	筑波大学教授	学識経験者 (景観)
委員	吉永浩二	大分県文化財保護指導委員	学識経験者 (文化財活用)
委員	松本量文	天念寺住職	地域関係者
委員	清末恒昌	長岩屋地区自治委員 長岩屋修正鬼会保存会会長	地域関係者
委員	青山裕信	無動寺住職(令和4年度)	地域関係者
指導	平澤毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	行政関係者
指導	越智淳平	大分県教育庁文化課(令和4年度)	行政関係者
指導	桑村壮雄	大分県教育庁文化課(令和5年度)	行政関係者
事務局	河野潔	豊後高田市教育長	豊後高田市
事務局	板井浩	豊後高田市教育委員会 文化財室長	豊後高田市
事務局	岩男真吾	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊後高田市
事務局	大山琢央	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊後高田市
事務局	栗本紗弥	豊後高田市教育委員会 文化財室	豊後高田市
事務局	松本卓也	豊後高田市教育委員会 文化財室(事業担当)	豊後高田市

(2) 保存活用計画策定の経過

計画策定に至るまでの委員会を4回開催（於：豊後高田市真玉庁舎（真玉公民館）3階研修室）し、検討・協議を重ねた結果を踏まえて計画書を作成した。開催履歴と主な検討内容については、以下のとおりである。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 令和 4年10月14日 | 第1回名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会 |
| | ・委員長、副委員長選出 |
| | ・計画策定までの経過報告 |
| | ・計画策定の方針について |
| | ○個票の作成方法について |
| | ○地形図の作成方法について |
| 令和 5年 1月23日 | 天念寺耶馬及び無動寺耶馬 現地視察（黒田） |
| 2月 7日 | 天念寺耶馬及び無動寺耶馬 現地視察（全員） |
| 2月 8日 | 第2回名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬活用計画策定委員会 |
| | ・第2回策定委員会までの経過報告 |
| | ・完成した地形図の確認 |
| | ・個票の内容確認 |
| | ・保存に関する懸案事項 |
| 2月28日 | 天念寺耶馬及び無動寺耶馬 指定地の地形図完成 |
| 8月21日 | 第3回名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会 |
| | ・第3回策定委員会までの経過報告 |
| | ・保存活用計画の原稿について |
| | ・活用の基本方針について |
| | ・住民アンケートについて |
| | ・令和5年度事業の方向性について |
| | ○追加調査について |
| | ○印刷製本について |
| 令和 6年 2月20日 | 第4回名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定委員会 |
| | ・第4回策定委員会までの経過報告 |
| | ・保存活用計画の原稿について |
| | ・追加調査の状況について |
| | ・今後の整備等について |
| 3月11日 | 豊後高田市教育委員会での保存活用計画書（案）の承認 |



写真1 第1回策定委員会の様子



写真2 第2回策定委員会の様子



写真3 策定委員会・現地視察の様子



写真4 第4回策定委員会の様子

(3) 計画の期間

本計画は、令和6年3月に策定、同年4月から実施する。記載された事項の進展やとりまく周囲の状況の変化に伴い見直しを図るため、実施から10年間を計画期間とする。

なお、保存活用における現状・課題の大幅な変化や、活用整備における各種施策の実施などによる大幅な状況変化等が生じた場合には、必要に応じて適時改定を行う。

第2章 名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の概要

第1節 自然的環境

(1) 地理

国東半島は大分県北東部に位置し、両子山を中心とした火山活動によって形成された円錐型の半島である。半島の中心部分には、両子山・猪群山・尻付山・薑山・屋山・鷲巢山・小門山・文珠山など、メサ状の山体を持つ溶岩ドームや溶岩台地が多数あり、放射状に広がる開析谷に川が流れて集落が展開している。

豊後高田市では、竹田川・白野川・真玉川・都甲川・桂川などの河口付近から沖積地が広がっており、半島の中心部に近づくと細く狭い谷あいとなり、狭隘な地形の中に集落が存在している。各谷には養老2年(718)に開基されたという六郷山の天台宗寺院が所在しており、その伽藍を中心に坊集落として展開してきた地域もある。谷の両側に聳える岩峰群は、古代より六郷山の修行場として利用されたほか、独特な形状の岩峰群は「〇〇耶馬」と呼ばれて地域にも親しまれてきた。

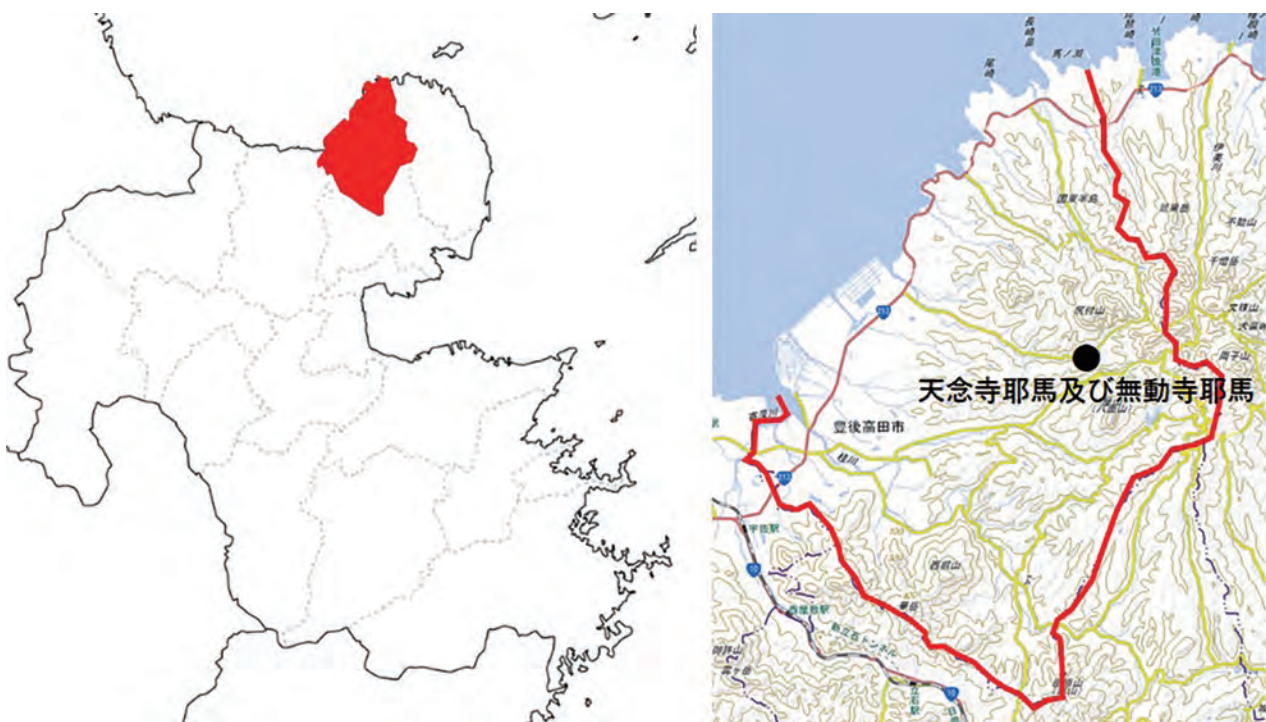
天念寺がある長岩屋地区は、国東半島の西側に所在する豊後高田市南部の市街地から東側に延びる都甲谷の奥側の地区で、谷の中程で分岐する2つの細い谷の内、北側に分岐する谷に位置している。天念寺耶馬は、長岩屋地区の中心あたりに位置する天台宗寺院・天念寺の背後に聳える岩峰群である。天念寺は標高119メートルほどの場所にあり、天念寺耶馬の尾根上は標高200メートル超にも及び、最大約100メートルの高低差がある。

長岩屋という地区名は、中世における天念寺の呼称(現在では山号として残っている)であるが、天念寺の伽藍の特徴として、信仰の中心となっている講堂・身濯神社の一角が、横20メートルにも及ぶ長い岩屋の中に作られたことに由来している。

一方の無動寺がある黒土地区も国東半島の西側に所在する谷で、旧真玉町の中心地から東側に延びる谷の奥側に所在している。無動寺耶馬は黒土地区に位置する天台宗寺院・無動寺の背後に聳えている岩峰群である。無動寺は標高87メートル、耶馬の頂上は230メートルほどで、高低差は140メートルほどである。

黒土という地区名は、無動寺耶馬の中にあつたとされる黒土岩屋が由来となっており、古くから修行の場となっていたことが分かっている。

長岩屋地区と黒土地区は、それぞれ放射状に広がる国東半島の谷のひとつであるため、谷の入り口は離れているが、直線距離ではかなり近く位置している。天念寺耶馬は長岩屋地区と黒土地区に挟まれた位置にあり、天念寺耶馬の修行の峯道は、しばしば最短ルートとして住民が移動する際の道にもなっていた(他にも両地区を往来するために様々なルートがあつたとされる)。このような往来の跡は各谷でも見られるが、殆どの範囲が延岡藩領であつた旧真玉町域において、無動寺の周辺だけが島原藩領であつたこともあつて、2つのエリアは距離が近いだけでなく、歴史的にも繋がりを持っている。



第2図 豊後高田市と天念寺耶馬及び無動寺耶馬の位置



第3図 長岩屋・黒土地区の地形と河川（豊後高田市作成 豊後高田市全図 1/25,000 より一部抜粋）

(2) 地形・地質

長岩屋地区や黒土地区のある国東半島の西側中央部は、両子山系の安山岩質の凝灰角礫岩の侵食によって形成された開析谷に、長岩屋川・真玉川が蛇行しながら狭い沖積地を作り出した地形になっている。

凝灰角礫岩によって形成された崖面は、侵食されることによって、角礫層の厚い箇所が相対的に残り、急崖や痩せ尾根を作り出し、その表面にも小さな礫が多数露出して、不規則な形状と荒々しさを持っている。また、凝灰角礫岩の密度のムラによって生じる、穴状・室状に抉れた個所（岩屋）や、不規則に削れた個所が多数見られ、山岳仏教の栄えた六郷山において、修行場としての傑出した風景が生み出される要因となっている。特に天念寺耶馬には多くの岩屋が形成され、それらを結ぶ形で複雑に峯道が展開しており、小両子岩屋・龍門岩屋は中世の史料にも登場するほどの歴史を持っている。天念寺耶馬は岩林状・屏風状に聳える岩峰が広く展開しており、無動寺耶馬は大きな岩壁が迫っているように見える景色がそれぞれの特徴となっている。

また、穴状・室状の岩屋が多くみられるということは、周辺に転石が見られることにも関係しており、天念寺周辺では、川中不動・祇園坊跡・妙仙坊跡、無動寺周辺では、大岩（中世の小岩屋と黒土岩屋の四至となっている）が霊場の一部に組み込まれている。



写真5 屹立する岩峰群（天念寺耶馬）



写真6 屹立する岩峰群（無動寺耶馬）



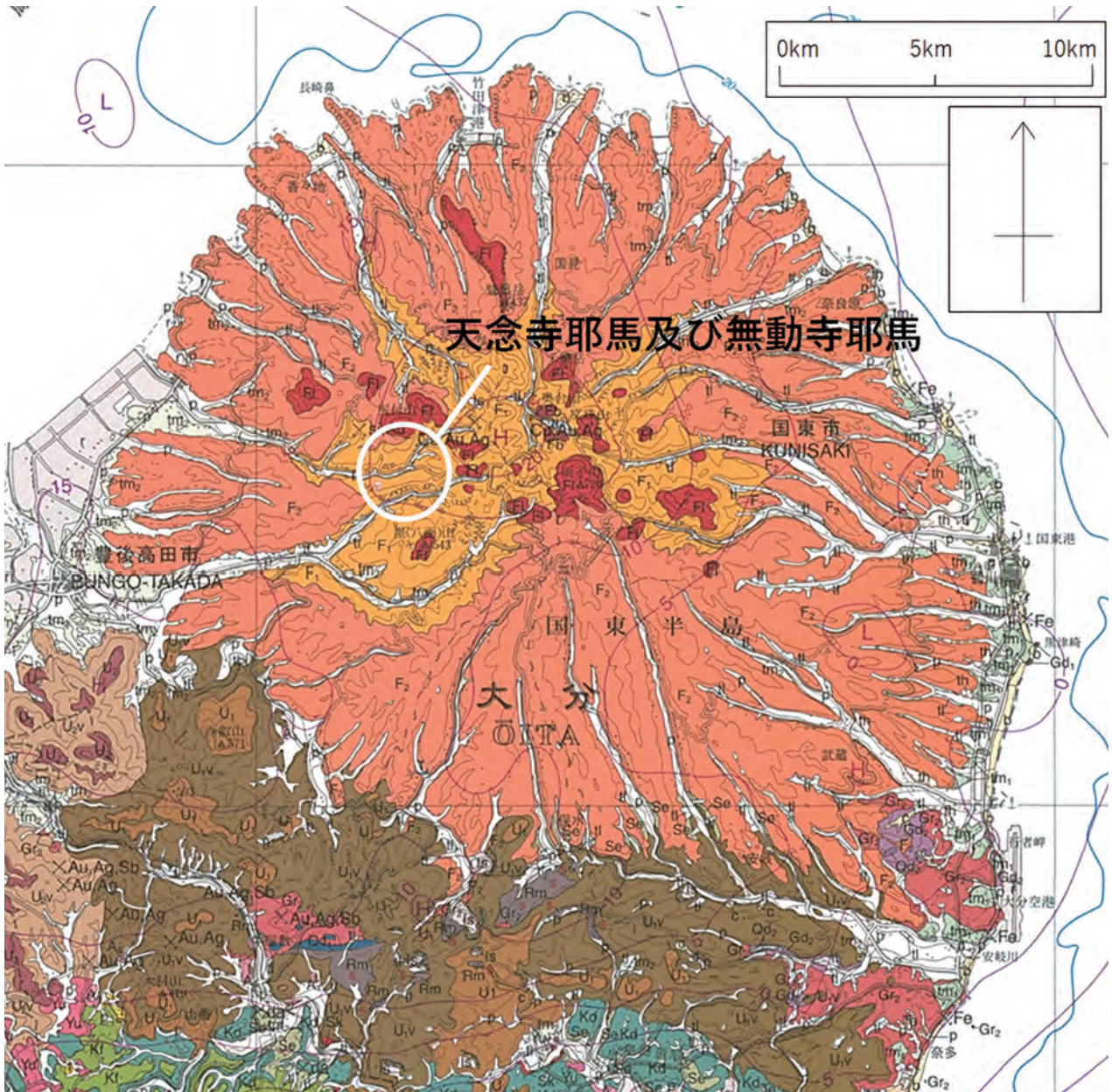
写真7 岩屋の例（忌堂岩屋）



写真8 転石の例（川中不動）



写真9 天念寺耶馬の岩峰群（パノラマ）



第4図 国東半島の地質（産業技術総合研究所 2009年発行の20万分の1地質図：中津図幅の一部）
 F1: 両子火山下部火砕堆積物（黄色：火山礫、火山灰及び火山岩塊）、F1:（赤色：輝石角閃岩安山岩溶岩）、
 F2: 両子火山上部火砕堆積物（薄橙色：火山礫、火山灰、火山岩塊、砂及び礫（軽石を伴う））
 白丸は天念寺耶馬及び無動寺耶馬の位置を示す。

(3) 気候

大分県の中でも国東半島は瀬戸内型気候域に属しており、周防灘に面した地域は、年平均気温15℃となっている。しかし、令和4年3月に大分地方気象台・福岡管区気象台が発行した『大分県の気候変動』によれば、年平均気温は大分市で100年間で1.8度上昇するなど、猛暑日の増加や、短期間強雨の増加などが発生しているなど、温暖化による気候の変化が発生していることを念頭に入れる必要がある。

大分地方気象台のデータによると、国東半島の1991～2020年の年間降水量は1500～1600mmであり、大分県でも降水量が少ない地域である。その為、細い谷地など水資源の確保が難しい地区では、干ばつによる被害が発生しやすいとされている。

一方、天念寺耶馬及び無動寺耶馬周辺は、昭和16年に上流域の三畑ダムが決壊し、市街地までを含む範囲で洪水被害をもたらすなど、瞬間的な降雨量の増加や、それによる洪水災害の発生したこともある地域である（現在では、三畑ダムや河川改修は進んでいるが、ハザードマップにおいても洪水災害の情報共有されている）。瞬間的な降雨量の増加は、土砂災害を引き起こす可能性もあり、天念寺前の市道においては、度々小規模ながら土砂崩れが発生している。

また冬季は周防灘を吹きぬける冬季北西季節風の影響でしばしば降雪をみる。周防灘に面した沿岸部では海陸風が強く、昼間は海から吹き込む風が内陸に向けて吹き、夜間には冷えた空気が山から海岸部に向かって吹きだす。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬に関しては、標高70～130mの範囲に集落が展開し、天念寺無明橋の標高が211m、無動寺耶馬の最高地点で標高230mとなっており、国東半島の中では標高が高いエリアとなっている。その為、沿岸地と比べると気温が低く、降雪・積雪も比較的多い地域である。

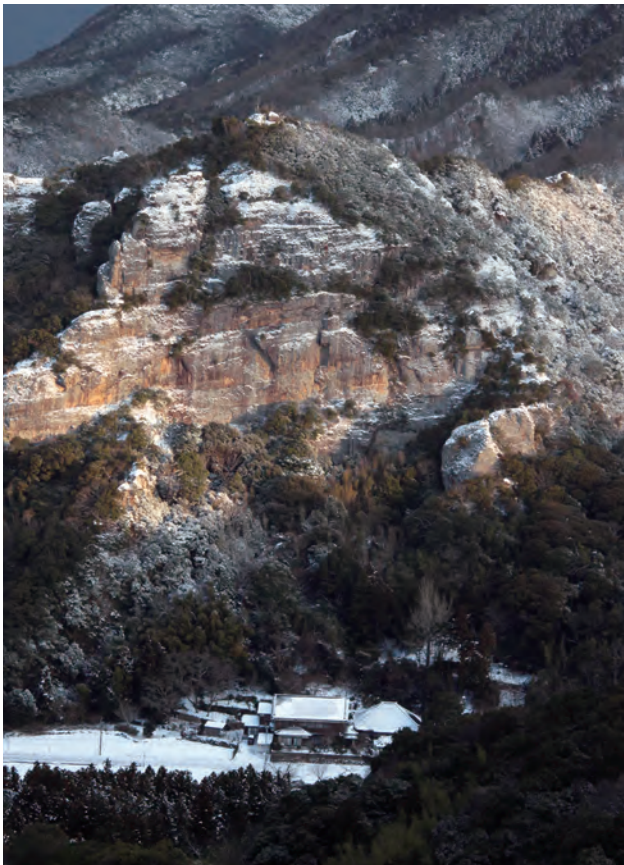


写真10 雪の無動寺耶馬（天念寺無明橋より）



写真11 雪の天念寺耶馬

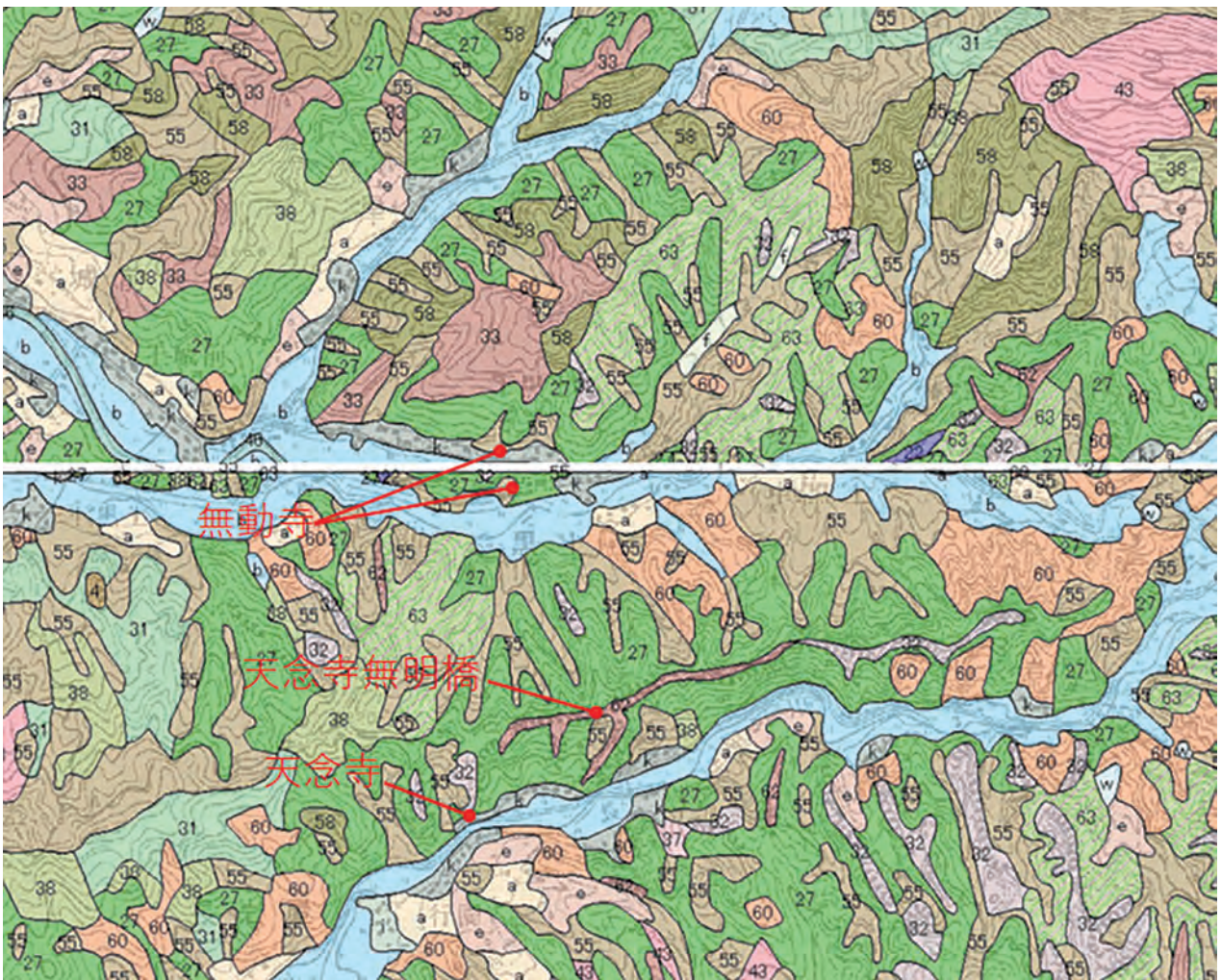
(4) 植生

○植生図の制作

豊後高田市の山間部の植生は、周防灘に面した瀬戸内海型気候域・旧火山地帯内陸部の植生に位置付けられ、岩峰上は夏季に乾燥するためイブキシモツケイワヒバ群落や、アカマツ群落などの群落が特徴的な植生となっている。

大分県編『国東半島県立自然公園 自然環境学術調査報告書』(2009)及び、環境省植生調査(第6-7回)の成果による植生図、『名勝中山仙境(夷谷)保存活用計画』内の植生の項目を参考にすると、天念寺耶馬及び無動寺耶馬一帯の調査は、危険箇所が多く、それ以前の調査があまり行われていないようだが、2009年の調査の段階でシイ・カシ2次林が、周辺の岩場にあるイブキシモツケイワヒバ群落などに対して優勢になってきていると思われる。黒土側は、2009年の調査の際に調査地点がないが、環境省の植生図によると、指定地とその東側の保安林のエリアにアキニレーエノキ群落がまとまって存在している。

希少な植物としては、2009年の調査の時には、天念寺周辺の岩場でサイコクイワギボウシの群生地が報告されている。



第5図 天念寺耶馬及び無動寺耶馬周辺植生図(環境省植生調査ホームページより引用)

4:イワシデ群落 27:シイ・カシ2次林 31:コナラ群落(VII) 32:イブキシモツケイワヒバ群落 33:アカマツ群落(VII) 37:クズ群落 38:アカメガシワ・カラスザンショウ群落 55:スギ・ヒノキ・サワラ植林 58:クヌギ植林 60:竹林 62:アカマツ群落(VI) 63:アキニレーエノキ群落 a:畑雑草群落 b:水田雑草群落 e:果樹園 f:路傍・空地雑草群落 k:市街地

第2節 歴史的環境

(1) 長岩屋地区・黒土地区の歴史的環境

豊後高田市は旧豊後国の北東に位置し、瀬戸内海に向けて突き出た国東半島の西側に位置している。国東郡の六郷の内、来縄郷・田染郷・伊美郷の一部に含まれると考えられており、大分県立歴史博物館の国東半島荘園村落詳細分布調査や、豊後高田市等が実施した遺跡発掘調査によって、多数の縄文～弥生時代の集落遺跡が調査された他、猫石丸山古墳・入津原丸山古墳・真玉大塚古墳・岬古墳といった古墳群、上野条里・荒尾払田条里・川原条里といった条里遺跡、カワラガマ遺跡・富貴寺遺跡・天念寺遺跡といった寺院遺跡の存在と意義が明らかにされていった。

沖積地や盆地に広がる水田は、後に宇佐宮やその神宮寺・弥勒寺の荘園へと成長していく。市内では、田染荘・来縄郷が宇佐宮領、都甲荘・草地荘・真玉荘・香々地荘が弥勒寺領として成立し、各地域の歴史的景観の基礎となっている。その一方で、条里プランや荘園として発達しなかった半島の中心部の狭隘な地域には、六郷山僧による小規模な開発が積み重ねられ、「払」と呼ばれる小規模な田畠や「坊集落」がつけられていった。

長岩屋地区は、この国東半島の坊集落の代表とも言える集落で、12ヶ所の坊跡が地名や伝承から現在に伝わっている。応永25年(1418)の「六郷山長岩屋住僧置文案『土谷朋夫氏所蔵文書』」によれば、長岩屋地区における坊と屋敷数が詳細に記されており、西ノ坊・妙門坊が少なくともこの時期に成立していたことがわかる。その他、円重坊跡は鬼会の里歴史資料館の建設に際して行われた天念寺遺跡発掘調査にて、鎌倉～室町時代の土器類や陶磁器が出土していたり、要本坊跡に南北朝時代の地藏菩薩の石仏が安置されるなど、各坊で中世石造物が点在しており、長岩屋地区の景観は中世以来の集落を基盤に緩やかな変化とともに現代に伝わっていることが分かっている。

黒土地区に関しては、無動寺は江戸時代中期まで現在の下黒土身濯神社にあり、現在無動寺には黒土岩屋があったとされているが、旧無動寺付近には中ノ坊跡【市指定史跡】・ジレンボウ(地名)な

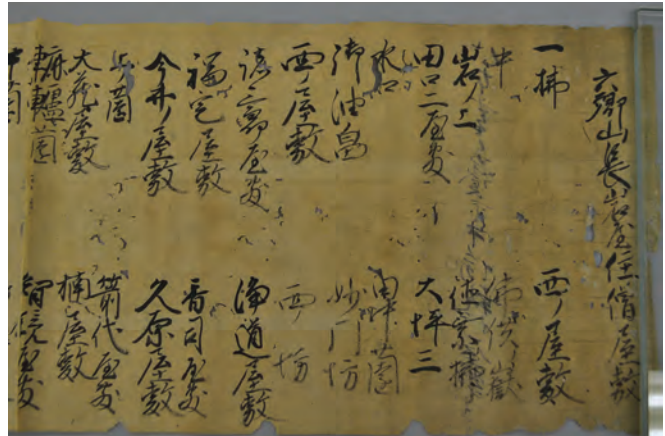


写真 12 六郷山長岩屋住僧置文案
(写真提供：大分県立歴史博物館)



写真 13 円重坊跡



写真 14 下黒土身濯神社 (旧無動寺)

どの坊跡があり、中ノ坊跡には磨崖仏・磨崖板碑などの中世石造物が集中しており、現在の無動寺付近には仏性坊跡・アゼツ坊跡・善蔵坊跡・慈蓮坊跡が分布している。その他にも、六郷山の霊場として四王岩屋・福真磨崖仏【県指定史跡】があるなど、黒土地区にも多数の石造文化財があり、中世以来の集落をベースに緩やかな変化とともに現在にその景観を伝えていることがわかる。



写真 15 福真磨崖仏

中世に入ると武士の活動も多くみられる。特に室町～戦国時代にかけて屋山の院主や六郷山別当職を独占した吉弘氏の活動が見られるようになる。「六郷山長岩屋住僧置文案」は中世の長岩屋地区には「住僧」のみが居住を許されることや、「山公事」「夏供米」といった税に関する規定が記載され、豊後の守護大名であった大友氏の被官・吉弘氏一門である六郷山執行豪経（慶）が追認する判がなされている。六郷山各寺院への寄進・修理なども行っていたことも分かっており、六郷山別当まで務めた吉弘鎮信は、天念寺大般若経【市指定有形文化財】の再興者となっていたり、鎮信の子・統幸の時代には、長安寺七堂の修復がなされている。統幸の被官である諸田氏が屋敷を構えていたことが分かっている。



写真 16 天念寺大般若経

江戸時代前期には、豊後高田市の市域は島原藩（主に旧豊後高田市域）と延岡藩（主に旧真玉町域・香々地町域）に分かれた。六郷山寺院の信仰は分断されて勢いを失ったが、江戸時代中期には天念寺・無動寺はともに中興を果たし、両寺院を跨いだ範囲で豊後四国八十八か所の写し霊場が設定され、修行・巡礼の道が再整備された。その後、黒土でも無動寺の一带だけが島原藩領に設定されるなど、天念寺・無動寺は歴史的に強い結びつきを持って、巡礼文化を継承してきた。

（２）六郷山寺院の成立と天念寺耶馬及び無動寺耶馬

六郷山寺院の成立については、不明確な部分が多いが、六郷山で最も古い文書群である香々地町長小野村の庄屋・余瀬家に伝わった『余瀬文書』によって平安時代の六郷山寺院の活動を垣間見ることができる。中でも「夷住僧行源解状案」（長承４年（1135））は、夷谷の谷あいの土地を仏事の傍ら少しずつ切り開いた行源がその土地の領有の承認を求めたもので、六郷山の各寺院の住僧による判がなされている。「長岩屋住僧在判三人 先達大法師在判」「黒土石屋住僧 先達大法師在―」「四王石屋住僧在― 々々」「小岩屋住僧三人 先達大法―」と記載があり、天念寺耶馬及び無動寺耶馬に関連するエリアの僧侶が、六郷山の事項決定に関わっていたことが分かる。

長岩屋地区も黒土地区も六郷山寺院の名称が由来となっているが、国東半島では河口付近の沖積地には多くの荘園などが開かれたが、山あいのエリアでは六郷山の僧侶による開発が徐々に行われ、谷

全域が寺院の領域となっていた。建武4年(1337)の「六郷山本中末寺次第并四至等注文(『永弘文書』)」では、六郷山各寺院の四至について詳細に記載され、天念寺と無動寺の間は「美尾(天念寺耶馬)」によって領域が分かれていたことが分かる。また、応永25年(1418)の「六郷山長岩屋住僧置文案」によっても、長岩屋に全域に62もの屋敷が広がり、住民には住僧として納税等に参画することを求められている。



写真 17 天念寺耶馬宝篋印塔及び経塚

一方で、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の岩峰の部分において、平安時代以降、僧侶たちの活動がいかに活発であったかを示す文化財も多く残されている。特に仏像群が多く、天念寺耶馬内の小両子岩屋内に安置されていたとされる木造阿弥陀如来立像は国東半島地方作の仏像の中では最大級のもので、無動寺にも木造薬師如来坐像 附 十二神将や、木造不動明王坐像など優れた像が安置されている。



写真 18 天念寺耶馬磨崖宝塔

近年の調査の成果によって、川中不動の上部(平成22年のクリーニングによって2カ所発見)や、天念寺耶馬の尾根上(平成25年に経筒蓋が発見されており、令和5年度の本事業での調査で位置を特定することができた。)に岩を円柱状に穿った経塚が発見されている。川中不動の経塚からは陶製経筒、天念寺耶馬の尾根上の経塚からは青銅製経筒の一部が発見されている。

また、先述の「六郷山本中末寺并四至等注文」には、小両子岩屋・龍門岩屋について記載があり、中世以来の岩屋であることが知られているが、小両子岩屋には磨崖宝塔が(平成27年度の踏査で発見)、龍門岩屋の東側にも磨崖宝塔の一部及び板碑頭部残欠(令和5年度の本事業の調査で発見)が所在していることが分かった。その他にも、龍門岩屋西側の尾根に宝篋印塔・五輪塔、忌堂岩屋の五輪塔・国東塔の残欠、無動寺耶馬の蟬ヶ鼻国東塔基礎など中世～近世初頭の石造物が所在している。これらの状況から中世の段階で天念寺耶馬の岩峰上の霊場は徐々に形成されていったものと思われる。

石造文化財についても、中世のものが多く残されており、天念寺境内には川中不動などの大型の磨崖仏や、建武5年(1338)に金剛仏師阿闍梨順賢の逆修祈願でつくられた天念寺種子石碑【市指定有形文化財】があり、二本坊にあったとされる最古の石殿で暦応4年(1341)の銘がある中之島旅館石殿【市指定有形文化財】がよく知られているが、各坊跡



写真 19 天念寺種子石碑

に残される五輪塔・板碑・石仏の中にもつくりの良いものが多く残されている。

無動寺境内には指定文化財となるような中世石造物はないが、大型の宝塔か宝篋印塔の相輪残欠が残されていたり、旧無動寺の前庭部にも多くの石塔部材が残されているなど、かつては多くの僧侶が活動していたことをうかがわせている。



写真 20 小両子岩屋

(3) 近世の天念寺耶馬及び無動寺耶馬と三浦梅園

文禄2年(1593)に、大友吉統が改易されると、六郷山寺院を支えていた吉弘氏も都甲を離れることになる。その後、六郷山寺院は衰退期に入るが、17～18世紀にかけて、寺院毎に中興を迎えることになる。

天念寺の場合は、社務所東側に残っている歴代住職の墓を見ると、元禄2年(1689)没の銘が残る権律師慶眼和尚が最古となっており、17世紀後期に中興が始まったと思われる。寛延4年(1751)にまとめられた『天念寺由緒書』を確認すれば、この頃までには各堂、岩屋などの内容が整理され、現在ともほとんど異同がないため、その頃までに境内の再興が終了していると推定される。その後、宝暦10年(1760)に住職であった盛殿法印が、更に天念寺耶馬及び無動寺耶馬の範囲を中心に、豊後国で最初の四国八十八ヶ所の写し霊場である豊後四国八十八ヶ所霊場を開き、黒土側に霊場巡りの中心の道場として椿堂を開基したとされている。天念寺講堂よりやや西側には盛殿法印の磨崖像が作られている。その後の一帯の霊場の発展については、今回の天念寺耶馬の調査で行われた石造物調査でもわかる部分があった。

宝篋印塔の東側に至るために設置された石段は、上り詰めた所に石碑があり、「奉建立石段／當村施主 明石礒右衛門」「安永九〈庚子〉天(1780年) 三月吉祥日」の記載がある。また、その石碑よりやや上部に同様に石碑があり、「奉建立鐘鎖」「大多郡白杵領赤野東行村／施主首藤半左衛門」「同當邑明石文吉」「天明三〈癸卯〉天(1783)」と記載があり、その更に隣には「奉寄進鉄鍔」「願主羽田方邑亥年女」「天明五年〈乙巳〉正月(1785)」と記載のある石碑がある。天念寺の盛殿法印が四国八十八箇所の写し霊場を成立させたのが宝暦10年(1760)とされているが、その後も地域内外の巡礼者が天念寺耶



写真 21 天念寺鳥居古写真
(昭和2年撮影)



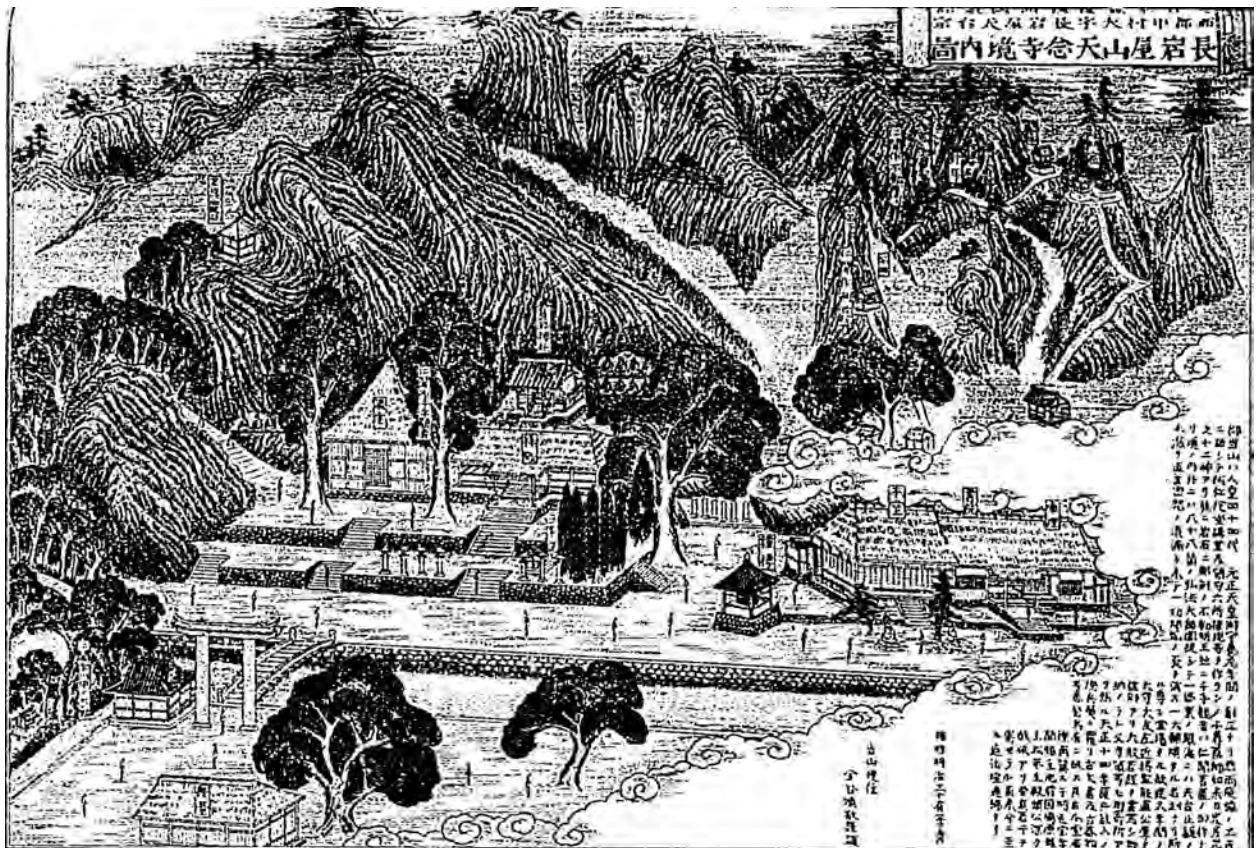
写真 22 現在の鳥居残欠

馬の盛殿法印が四国八十八箇所の写し霊場を成立させたのが宝暦10年(1760)とされているが、その後も地域内外の巡礼者が天念寺耶

馬を訪れており、峯道の設備に寄進を行いながら天念寺耶馬における信仰を支えてきたことが分かる。

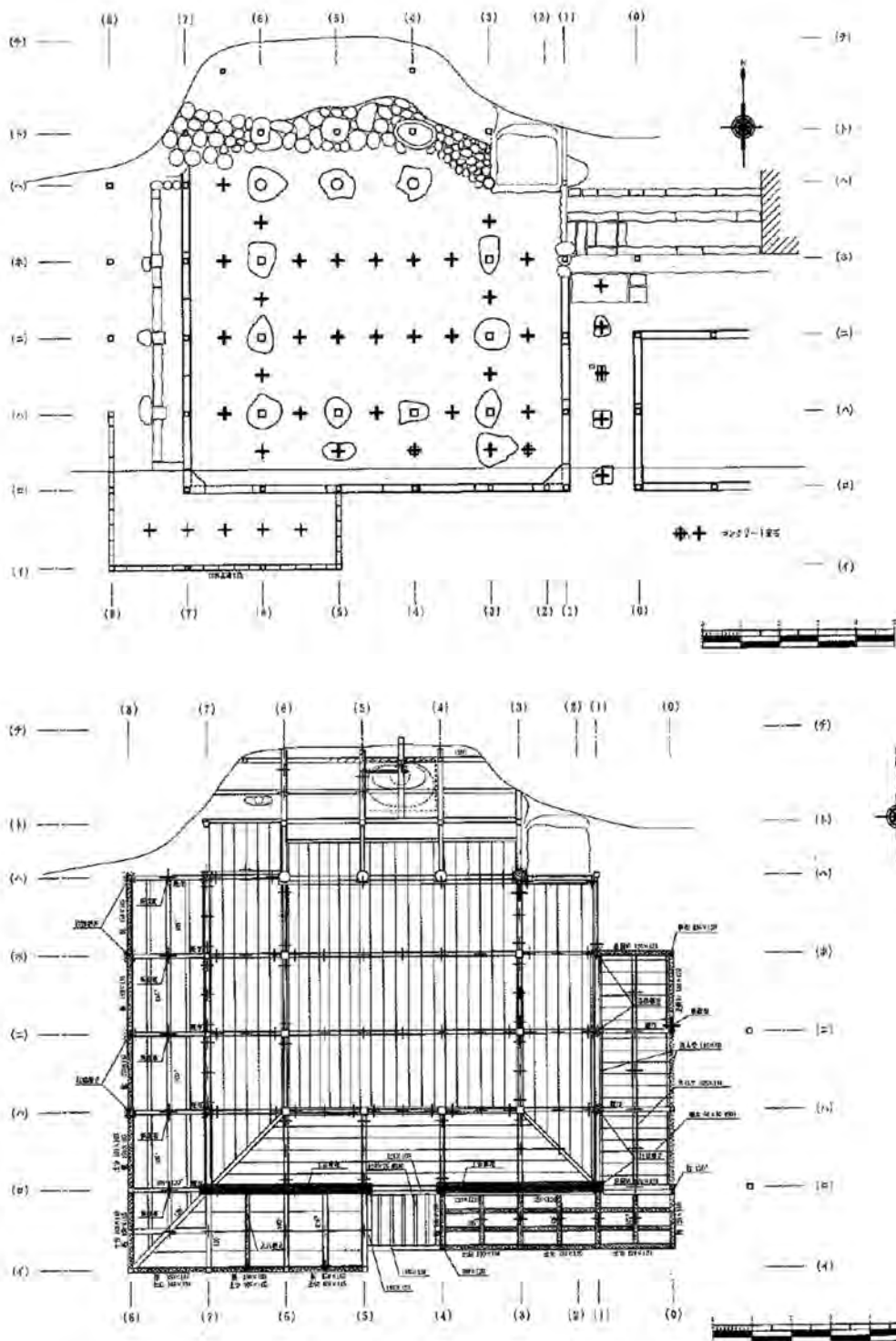
無動寺の場合は、比叡山天台無動寺より下向した圓舜大和尚によって、旧無動寺(現下黒土身濯神社)から現在の位置に移動して中興開基となったとされている。圓舜大和尚の没年は墓碑から元禄8年(1695)と分かるため、17世紀中には無動寺は現在の位置に移動していると推定される。また、現在も本堂で祀られている木造薬師如来坐像(県指定有形文化財)には、「享保十三戊申(1728)二月吉祥日成就、奉再興薬師如来十二神、為天下泰平御祈祷也、細工者宇佐宮神官百楽右衛門佐時右」の銘が残されており、宇佐神宮との関係を持ちながら、徐々に寺院が発展してきたと考えられる。ちなみにその他の県指定有形文化財になっている平安仏について、木造不動明王像は当時旧無動寺そばの巖乃院明王堂に安置されており、木造大日如来坐像・木造薬師如来坐像(伝弥勒菩薩)は境内堂としていた椿堂に安置されていた。

以上のように、近世に中興を迎えた天念寺・無動寺と、その後背の行場であったが、18世紀の後半に天念寺を訪れて漢詩を読んだ三浦梅園によって、芸術的視点が添えられることになる。梅園は国東市安岐町の出身の自然哲学者で、国東半島の各地で漢詩などを詠んでいる。梅園の漢詩は「維此仙蹤遠自養老、仰夫神徳天門之道、社鼓其鏜盥薦黍稻、有凶斯感誠敬以保、」とあり、『梅園詩稿』に収録されるだけでなく、現在も柱の一部が残っている鳥居にも刻まれている(昭和16年(1941)の水害によって破損・大半を流出しているが、それ以前の古写真が残されており全文を確認できる)。梅園は耶馬上の峯道を「天門之道」と表現し、耶馬を仰ぎ見ることで六郷満山の悠久の歴史に対するイメージを膨らませている。



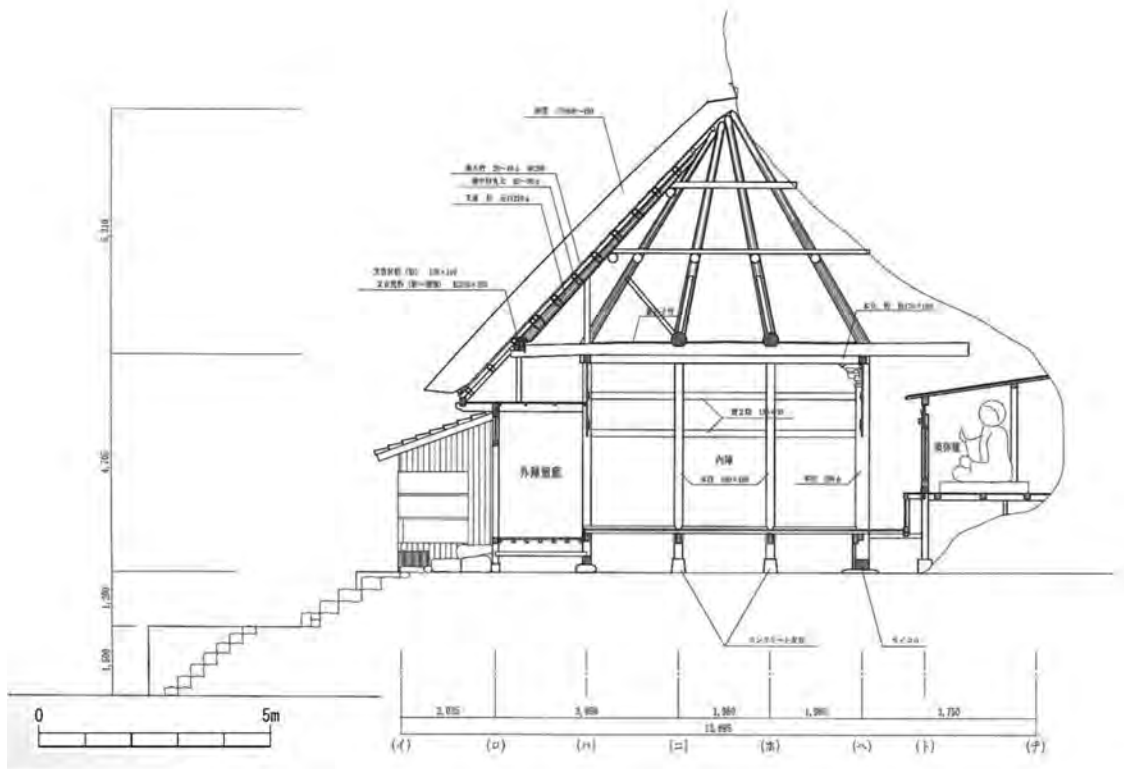
第6図 長岩屋山天念寺境内図(『大分縣社寺名勝圖録』より)

また、江戸時代に整備されたことが分かっている天念寺境内の要素としては、講堂が挙げられる。天念寺講堂は、天念寺修正鬼会の舞台として知られ、峯入りの柱書から、嘉永6年（1853）以前、（智恩寺講堂にある柱書がないため）天保年間以降に建てられたと推定されている。



第7図 天念寺講堂 基礎伏図（上）・床伏図（下）

（長岩屋修正鬼会保存会編『長岩屋山 天念寺講堂改修事業報告書』より）



第8図 天念寺講堂 立面断面図（天念寺講堂設計資料より）

また、隣の身濯神社については、棟札から本殿は文政11年（1828）、拝殿が嘉永6年（1853）に建てられていることが分かる。周辺の石造物を見ると、拝殿前の石段脇の燈籠竿部には安永4年（1775）、鳥居は寛政元年（1789・寄進者：山口与右衛門）、燈籠の1基には寛政元年（1789・寄進者：山口与右衛門）、手水鉢は寛政2年（1790）の銘が残されており、同時期に境内の石造物の寄進が相次いでおり、現在の風致景観についても、近い時期に形成されたと考えられる。



写真23 天念寺無明橋

（4）近世末から近代にかけての天念寺耶馬及び無動寺耶馬

現在の天念寺境内において名勝を構成する要素は、近世末から近代にかけて変化してきたところが多い。明治40年に描かれた「長岩屋山天念寺境内図（『大分縣社寺名勝圖録』）」には、境内として天念寺耶馬も画角に収めた境内図となっているが、現在の境内の様子と変化が少ない部分と、大きく変化した部分がある。

変化が少ないと分かりやすい部分は、講堂・身濯神社の周辺と、龍門岩屋である。現在の講堂は、



写真24 無動寺無明橋

江戸時代後期の築と考えられており、峯入りの柱書を見ると、最も古い嘉永6年（1853）よりは古い建物であると推定される。智恩寺講堂の柱書と比較をすると、天保から嘉永の時期に講堂が完成したとみられる。隣の身濯神社本殿には文政11年（1828）の棟札があり、講堂よりはやや早い時期に建てられたと考えられる。

一方、天念寺耶馬上の龍門岩屋については、2棟の堂を長い棟でつなぐ独特の形状の建物の年代は不明であるが、境内図にはその形状を含めて描かれている。

一方で変化が大きいのは、講堂・身濯神社よりも下の段に立っており、昭和16年（1941）の水害の影響を受けた本堂周辺や、川中不動前に旧在した護摩堂、講堂前にあった太鼓橋・鳥居・石造仁王像と、まだ耶馬上に架かっていない無明橋である。

水害前の境内の様子は古写真に残っており、ある程度追跡をすることができるが、本堂は六郷山寺院の本堂建築によく見えるタイプの庫裏等のスペースが一带となった大きな建物であったことが分かる。川中不動の前の小島には護摩堂と呼ばれる建物があったとされ、流される直前は瓦葺きであったことが分かる。石造物の類は、鳥居の一部が残ったのみで全て流されてしまっており、こちらも古写真からある程度の様子を確認することしかできない。

一方、現在の天念寺のシンボルにもなっている無明橋は、大正時代に架設されたとされており、明治時代の境内図には描かれていない。無明橋が架設される前は、丸太橋を使っていたとも、別ルートからお堂に登っていたとも伝えられている。大正10年から行われた『大分県史蹟名勝天然記念物調査会一件』には、「長岩屋の天然橋」の名で見えることから、架設当時から著名な橋であったことがうかがえる。その後、無明橋は六郷山寺院の峯入りのルートに組み込まれ、現在では峯入りを象徴する行場として著名となった。



写真 25：護摩堂跡・太鼓橋・仁王像・鳥居などが映る古写真



写真 26：天念寺境内古写真

（撮影は昭和16年以前、鳥居の銘文や本堂、国宝岩屋の様子が見える）



写真 27：天念寺境内古写真

（撮影は昭和16年以前、鐘楼、庫裏（右）の様子が見える）

第3節 民俗的環境

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地及び周辺には、多くの伝承が残されている。これらの中には、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の歴史や風土が形成したものが多くあり、伝承を通じて天念寺耶馬及び無動寺耶馬の風景を考えることも重要である。

(1) 仁聞菩薩による開基伝説

六郷山寺院の成立には仁聞（菩薩）の開基伝説がある。養老2（718）年に八幡神の応現でもある伝説的僧侶・仁聞が、国東半島の28の谷々にそれぞれ寺院を開き、69,000 軀の仏像を造作したとされるもので、仁聞は六郷山寺院の信仰の中心として極めて重要な存在である。六郷山寺院に残る平安仏や大型の仏像・磨崖仏の多くは仁聞作と伝えられ、天念寺一帯では小両子岩屋に所在した木造阿弥陀如来立像【重要文化財・指定書にも「伝仁聞作」と記載】、同じく木造釈迦如来坐像【県指定有形文化財】・木造日光、月光菩薩立像【県指定有形文化財】、木造勢至菩薩立像【県指定有形文化財】・木造吉祥天立像【県指定有形文化財】、川中不動【県指定史跡】が仁聞作と伝わっている。



写真 28 木造阿弥陀如来立像

(2) 天念寺修正鬼会【重要無形民俗文化財】と無動寺修正会

天念寺は六郷山最大の法会である修正鬼会を現在に伝える寺院として著名である。修正鬼会は、鬼に扮する僧侶が法力を込めた松明で参拝者を叩くことで、無病息災などの利益がもたらされるとされる法会で、鬼は仏の化身（天念寺の赤い災払鬼は愛染明王、黒い荒鬼は不動明王の化身とされる）であるとされたり、六郷山の開基や修正鬼会の創始に関連（災払鬼は法蓮、荒鬼は仁聞と関連するとされる）するとされており、鬼は六郷山の修行を終えた僧侶のみが務められるとされている。



写真 29 天念寺修正鬼会

伝承では養老2年の六郷山開基と同時に始められたとされているが、実際は修正会と鬼会（追儺式の変化した行事）が融合したものとされており、鬼会は史料に見える範囲では鎌倉時代に遡れるが、鬼会面に通じる鬼面は江戸時代前期から現れ（千燈寺など）、その後江戸時代には国東半島の各地で行われるようになっていたと考えられている（西組・中組・東組に分かれて、それぞれに属する寺院が集まって、国東半島を巡りながら執り行われた）。

天念寺修正鬼会は、毎年旧暦の1月7日に実施され、昼の勤行から始まり、夜の勤行・立役は23時頃までに及ぶ。講堂に掲げられた差定の通り行事は進むが、それぞれに縁起が良い内容が含まれており、里人や参拝者も積極的に法会に参加する様子が毎年見られる。

一方の無動寺では、毎年新暦の1月8日に、修正会と呼ばれる法会を実施している。修正会では、鬼会面を飾り、鬼会節を使った読経などを行って、鬼の目と呼ばれる餅を撒く。これはかつて鬼会を実施していた日程に合わせて（無動寺は旧暦1月8日であるが、天念寺と連続となるため避けている）、代替の法会を行っているものである。この法会のことを、西組の地域では修正会（無動寺の他に、智恩寺・応曆寺などで実施）、中組では面供養（靈仙寺・千燈寺などで実施）、東組では面飾り（文殊仙寺、瑠璃光寺などで実施）と呼び、国東半島各地に現在も根付いている。



写真30 無動寺修正会

(3) 六郷山の峯入り

六郷山寺院の僧侶達が、山々で修行をしながら国東半島を一周する修行。斉衡2年(855)に能行上人が行ったものが記録に見える。

江戸時代には、僧侶が個々の修行を行うために実施したものであり、『豊州前後六郷山百八十三所霊場記』という書物を参考に、僧侶が行を行ったものである。

近代に入ると、六郷山寺院の僧侶達が集団で峯入りをする方式に変更になり、現在では約10年に1度のスパンで実施されるようになった。僧侶たちは、各所の霊場を巡るだけでなく、現地で里人に対して加持祈禱を行いながら、国東半島を一周する。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の範囲は、峯入りの難所であると知られ、中でも天念寺耶馬の無明橋を越える様子は、六郷山寺院の厳しい修行を象徴する場面として、メディアなどで紹介されている。



写真31 峯入りの様子



第9図 峯入りのルート

(4) 豊後四国八十八ヶ所霊場と「おせったい」

天念寺中興の盛殿法印が、四国で修行したのちに、天念寺を始点・終点とした写し霊場を設定した霊場である。周辺にも多くの四国八十八ヶ所霊場が開かれているが、この霊場が豊後国では最初の写し霊場とされている。天念寺から都甲・荒尾まで谷を下り、北側の山を越えて真玉に出て、黒土を上って、一ノ払から長岩屋に戻り、天念寺耶馬の霊場を巡って天念寺に戻るルートとなっている。

およそ中間地点にあたる黒土に無動寺の境内堂として椿堂を設け、椿堂の周辺は霊場巡りで多くの人を訪れるようになっていった。昭和2年に種田山頭火が一带を訪れた際にも、椿堂を目的地の1つとしている。現在無動寺に祀られている木造薬師如来坐像(伝弥勒菩薩)【県指定有形文化財】、木造大日如来坐像【県指定有形文化財】は、元々椿堂境内の小堂に安置されていたが、無動寺に移転されたものである。

四国八十八ヶ所の写し霊場は、大分県北部から別府付近まで盛んにつくられ、空海の命日である4月22日に合わせて、現在では旧暦や新暦で「おせったい」が行われている。おせったいの日には、各霊場が石仏を玄関などに飾り、地域内外から多くの人を訪れに訪れる。迎える側の住民は、おせったい菓子(めがね菓子・フキヨセ・カタクリ・生姜せんべいの4種が多い)と呼ばれる菓子などが振舞われ、かつてはうどんなどの軽食を振舞ったりしていた場所もあるが、現在は個包装の菓子などで済ませている場所も多い。

(5) 無動寺の不動明王の伝説

無動寺は江戸時代中期に、旧無動寺(現在の下黒土身濯神社)から、現在の位置に移ってきているが、本尊であった木造不動明王像【県指定有形文化財】を移す際に、道中で急に重くなり、全く動かなくなったため、その場所に明王堂を建てて、その場所で祀ったと伝えられている。現在も下黒土身濯神社のすぐ東側に明王堂は残されており、中世石造物や仏像、修験道関係の像などが祀られている。



写真 32 おせったいの様子



写真 33 おせったい菓子



写真 34 木造不動明王坐像

第4節 社会的環境

(1) 産業及び土地利用状況

現在、長岩屋地区の人口は135人（上長岩屋63人・下長岩屋72人）、黒土地区の人口は123人である（令和5年11月30日現在）。

豊後高田市は、移住の町として知られ、市全体で移住施策や交流人口増に取り組んでいる。その為、過疎の小さな市ながら、平成26年～令和4年の9年間にかけて社会増を達成し、宝島社の特集する「住みたい田舎ベストランキング」では、11年連続全国ベスト3にランクインするなど、高い認知度を誇っている。

しかし、長岩屋地区・黒土地区などの周縁部のエリアは、過疎化と人口減少が深刻な問題となっており、黒土地区が所在する旧真玉町域の人口の推移を確認すると、昭和55年には4,868人いた人口が、40年後の令和2年には2,830人となっており、人口減少率を確認しても、旧豊後高田市域と比べて人口減少のペースが早いことが分かる。

長岩屋地区に近い松行には、平成25年に都甲中学校に都甲小学校が合併してできた戴星学園が開校し、地域の活力の中心となっており、一方の黒土地区にあった上真玉小学校は平成15年に閉校しており、高齢化への影響が懸念されている。

長岩屋地区・黒土地区の主な産業は農業であり、水田が広がっている他、豊後高田市の主要農産品としては花き栽培（鬼灯・スイートピー）や畜産も盛んである。長岩屋地区では小規模ではあるが、生姜や紫蘇、かぼすなども栽培しており、これらを加工品開発する検討も進んでいる。

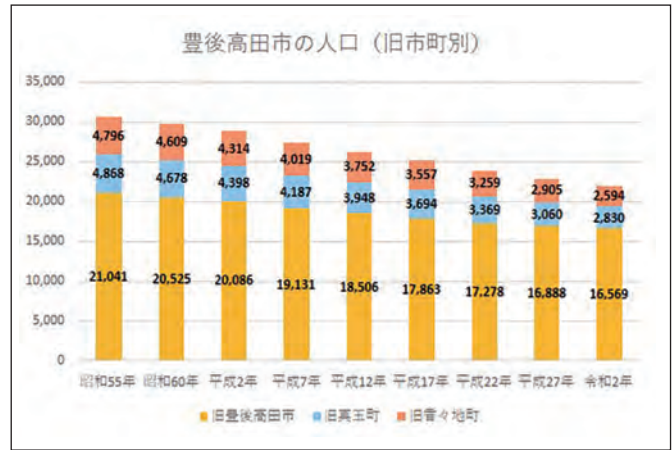
また、長岩屋地区には、鬼会の里歴史資料館・長岩屋鬼会交流センターを中心に、様々な活動が実施されており、長岩屋自治会以外でも、修正鬼会の継承を行うことを目的とした長岩屋修正鬼会保存会、長岩屋地区の地域活性化を行う天念寺周辺開発委員会、地区出身者が地区のための活動を行う「そらくちの会」などがある。

(2) 名勝以外の文化財

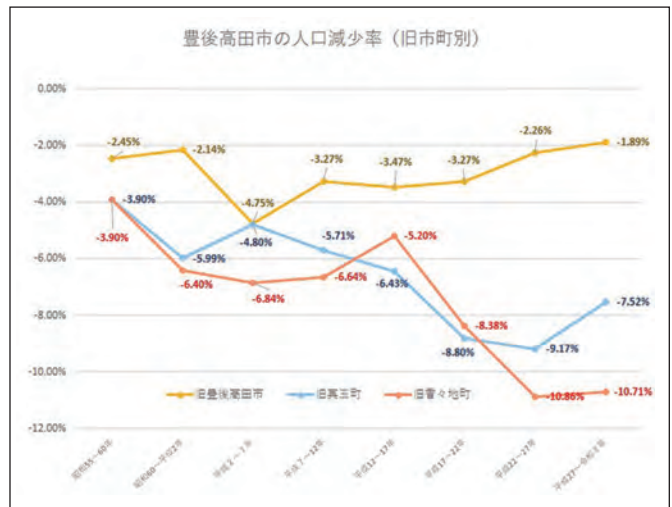
名勝及びその周辺にかかる関係法令に関しては以下のようなものがある。

○文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地

周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第93・94条に規定されており、この範囲内で土木工事等の開発行為や調査を目的として発掘する場合には、文化庁長官に届出もしくは通知を行い、その指示に従う必要がある。



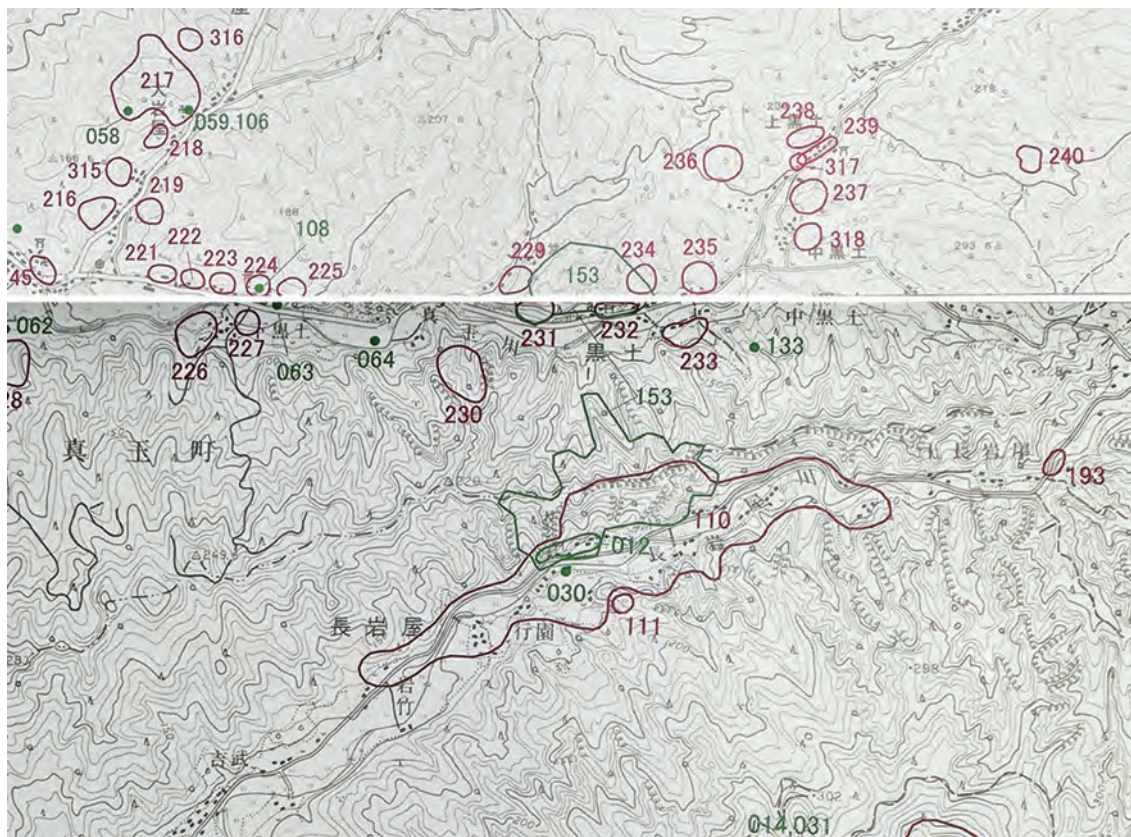
第10図 旧市町別人口推移



第10図 旧市町別人口推移

指定地及び指定地に非常に近接する範囲にわたる埋蔵文化財包蔵地は以下の通りである。

- ・ 110 天念寺遺跡
- ・ 231 無動寺講堂跡
- ・ 232 無動寺
- ・ 229 無動寺仏性坊跡
- ・ 234 無動寺アゼツ坊跡



第 12 図 天念寺耶馬及び無動寺耶馬周辺の埋蔵文化財包蔵地（『大分県遺跡地図』より抜粋）

○大分県文化財保護条例に基づく大分県指定の文化財

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地には、大分県文化財保護条例に基づく県の史跡「長岩屋山天念寺 附 川中不動及び護摩堂跡」として指定されている部分がある。大分県文化財保護条例第 39 条により、史跡範囲内でその現状を変更する行為あるいは保存に影響を及ぼす行為は、大分県教育委員会に許可を得る必要がある。

○豊後高田市文化財保護条例に基づく豊後高田市指定の文化財

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地には、豊後高田市文化財保護条例に基づく文化財が存在している。現状の変更を行う行為や、保存に影響を及ぼす行為については、豊後高田市教育委員会の許可を得る必要がある。

第 2 表 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地に所在する文化財一覧表

No.	名称	指定	分類	所在地
1	修正鬼会	国	無形	長岩屋字円重坊
2	長岩屋山天念寺 附 川中不動及び護摩堂跡	県	史跡	長岩屋字円重坊、字七郎迫
3	木造釈迦如来坐像	県	有形	長岩屋字円重坊（天念寺本堂）

4	木造日光、月光菩薩立像	県	有形	長岩屋字円重坊（天念寺本堂）
5	木造吉祥天立像	県	有形	長岩屋字円重坊（天念寺本堂）
6	木造薬師如来坐像 附 十二神将	県	有形	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）
7	木造薬師如来坐像	県	有形	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）
8	木造大日如来坐像	県	有形	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）
9	木造不動明王坐像	県	有形	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）
10	木造日光月光菩薩立像	市	有形	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）
11	天念寺講堂	未	有形	長岩屋字円重坊
12	無動寺修正鬼会面	未	有民	黒土字下黒土岩屋（無動寺本堂）

第3表 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地周辺に所在する文化財一覧表

No.	名称	指定	分類	所在地
1	木造阿弥陀如来立像	国	有形	長岩屋字円重坊（鬼会の里）
2	木造勢至菩薩立像	県	有形	長岩屋字円重坊（鬼会の里）
3	福真磨崖仏 附 堂ノ迫磨崖仏	県	史跡	黒土字福真、大岩屋字堂ノ迫
4	天念寺大般若経	市	有形	長岩屋字円重坊（鬼会の里）
5	天念寺不動種子石碑	市	有形	長岩屋字七郎迫
6	身濯神社磨崖宝塔	市	有形	黒土字下黒土日平
7	中之坊磨崖仏	市	史跡	黒土字下黒土中ノ坊
8	身濯神社磨崖種子	未	有形	黒土字下黒土日平
9	椿堂	未	有形	黒土字下黒土小川内
10	円重坊五輪塔群	未	史跡	長岩屋字円重坊
11	七郎迫五輪塔群	未	史跡	長岩屋字七郎迫
12	西ノ坊石造物群	未	史跡	長岩屋字西ノ坊
13	要本坊地藏石仏	未	有形	長岩屋字要本坊
14	重蓮坊石造物群	未	史跡	長岩屋字重蓮坊

（3）豊後高田市における本計画の位置付け

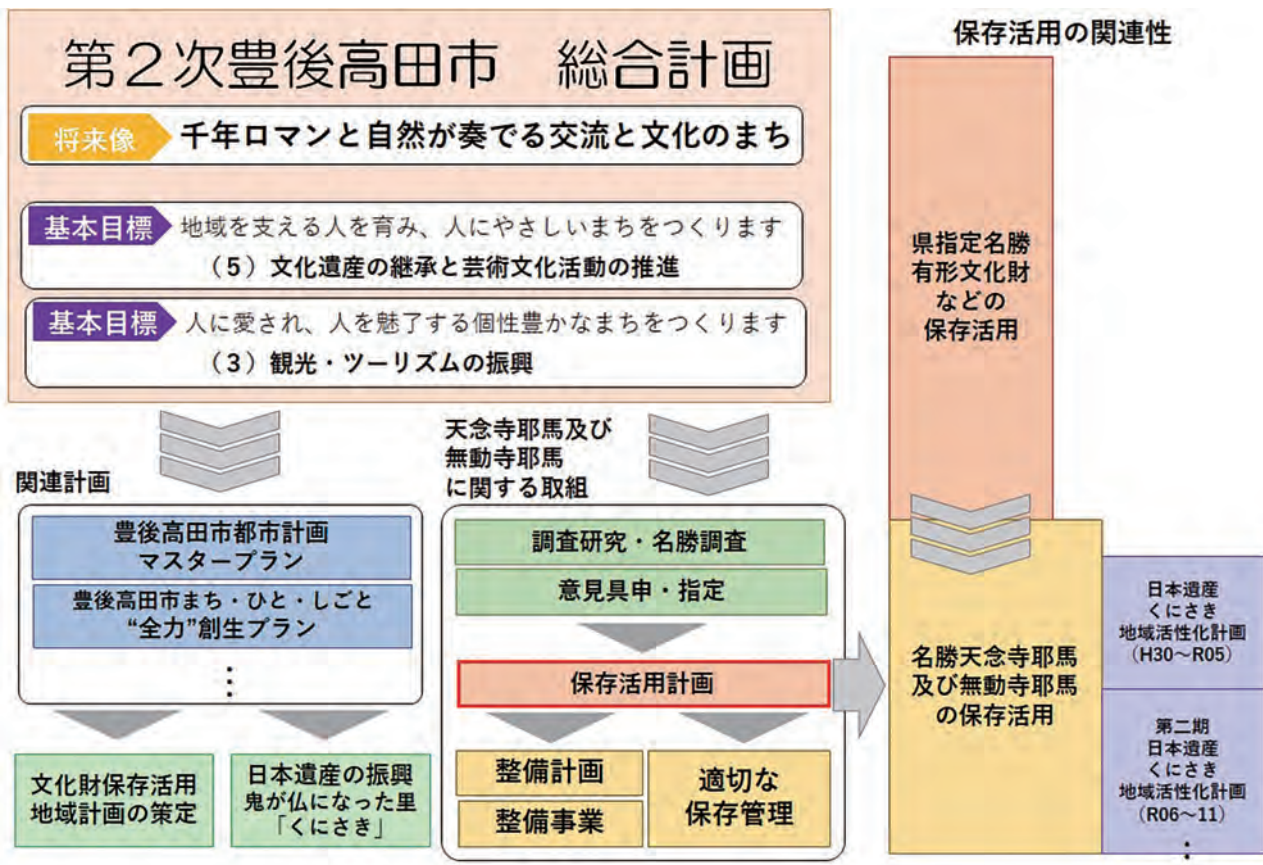
平成17年3月31日に、旧豊後高田市・西国東郡真玉町・同郡香々地町の1市2町が合併して誕生した現在の豊後高田市では、平成18年9月に策定した「豊後高田市総合計画」による計画期間を終え、平成28年度から10年間の市政運営の総合的指針をまとめた「第2次豊後高田市総合計画」を策定した。総合計画では、まちづくりの戦略展開の目標（＝まちの将来像）を「千年ロマンと自然が奏でる交流と文化のまち」としており、重点戦略プロジェクトでは「このまちに確かな未来を ～地域の活力は『人』～」のスローガンを掲げて、人口増施策を総合的かつ横断的に展開するとしている。

令和2年3月には計画の中間点ということで、計画全体を総合的に見直し「第2次豊後高田市総合計画（改訂版）」を策定した。文化財の保存に関する目標としては、「地域を支える人を育み、人にやさしいまちをつくります」中の「文化遺産の継承と芸術文化活動の推進」中の「文化財・伝統文化の継承」に記載され、特に少子高齢化や若者の市外流出によって集落機能が低下している中山間地域において、六郷満山文化を現代に伝える石造文化財や景観、民俗文化財を保存継承することを最大の課題とし、地域総がかりで継承に取り組む必要があるとしている。一方で、文化財の活用に関する目標としては、「人に愛され、人を魅了する個性豊かなまちをつくります」中の「観光・ツーリズムの振興」中の「文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進」に記載され、六郷満山文化を核として市のブ

ランドイメージを強化し、地域住民や観光客に対して歴史・文化財への関心と理解を高めるため、情報発信等を強化するとしている。

とりわけ天念寺耶馬及び無動寺耶馬については、同じく平成30年に指定された名勝・中山仙境（夷谷）とともに、新たに六郷満山文化のPRの核となる文化財の1つに位置付けられ、ロングトレイルやリトリートツーリズムの旅行プログラムのコンテンツに組み込むことが求められている。

本計画は「第2次豊後高田市総合計画（改訂版）」に基づき、「名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の適切な保存・継承」及び「地域住民・観光客を魅了する名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬のための方針策定」を実現するために、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用の具体的な計画として策定したものである。



第13図 豊後高田市の施策における本計画の位置付け

（4）天念寺耶馬及び無動寺耶馬の観光

長岩屋地区では、天念寺・修正鬼会を素材に観光誘客を進めてきた。平成15年には天念寺付近に六郷山（主に修正鬼会と峯入り）のガイドンス施設として鬼会の里歴史資料館が完成し、六郷山の解説パネル展示に加え、木造阿弥陀如来立像【重要文化財】などの木彫仏や、陶磁器や経筒などの出土遺物などの実物を展示するコーナーや、シアターで修正鬼会を体験することができる。また、豊後高田市の名産である蕎麦などを提供する食堂を併設しており、長岩屋地区の観光の中心にもなっている。平成30年以降はVR映像の整備やPRの強化を行い、途中コロナ禍の影響があったものの、入館者数は大きく伸びている。

令和3年度には、修正鬼会に関する地域交流事業の促進のために、長岩屋鬼会交流センター（愛称：鬼の館）が完成し、戴星学園の学生が修正鬼会のお囃子教室に参加する会場などとして利用されてい

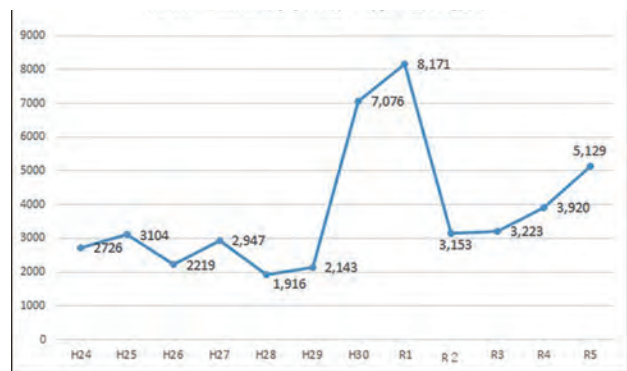
る。新型コロナウイルス感染症の影響で、域外の利用実績がまだ乏しい状況にあるが、今後は様々な活用事業に利用される予定である。

また、平成 27~28 年度には長岩屋地区に広がる遺跡・坊跡などを巡る周遊ルートが地域住民を中心に設定されたり、九州で最初の本格的なロングトレイルコースであった国東半島峯道ロングトレイルが開通したことを受けて登山道の一部整備が行われた。天念寺耶馬及び無動寺耶馬の一带は T-3 コースとなっており、安全性の確保の問題から、無明橋と橋に至る尾根道はコースからは外れている。

黒土地区では、無動寺や椿堂一带の豊後四国八十八か所の写し霊場が観光の中心となっていた。特に 4 月のおせったいにおいては、観光客の動態などを掴む資料はないが、多数の観光バスが県道沿いに並ぶ状態であったといい、小社小堂から個人宅までが弘法大師の石像を飾っておせったいを行っていた。



写真 35 鬼会の里歴史資料館



第 14 図 鬼会の里歴史資料館の入館者数推移



第 15 図 国東半島峯道ロングトレイル T-3 コース



写真 36 長岩屋鬼会交流センター

○日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』

平成 30 年に修正鬼会や六郷山寺院後背の耶馬を主要な文化財にして作成したストーリー『鬼が仏になった里「くにさき」』が日本遺産に認定され、豊後高田市・国東市の官民団体でつくる六郷満山日本遺産推進協議会は、地域の文化財を組み合わせ、面的な活用をする取組を進めてきた。

特に修正鬼会はストーリーの核となっているため、ガイダンス施設となっている鬼会の里歴史資料館は、日本遺産コーナーとして強化が行われ、若い世代にも興味を持ってもらえる展示物として VR 無明橋を追加したり、六郷満山日本遺産推進協議会で制作した文化財グッズなどの販売コーナーを設けている。また、日本遺産くにさきを巡る際のスタート地点となるように PR を行っている。

日本遺産くにさきでは、文化財を持つ小さな地域のフォローアップのため、国東半島のゾーニングを行い、長岩屋地区は「長岩屋谷」と位置付けて、名産となっている鬼灯パッケージ（国東幸飾 鬼棚）や、調味料の開発（鬼の里の実山椒とかぼすの生七味、修正鬼会でも振舞われる鬼の目覚ましの味噌）を行い、地域団体の収入増を目指した取組を行っている。



写真 37 販売する実山椒とかぼすの生七味



写真 38 修正鬼会を応援するクラウドファンディング

(5) その他の法令

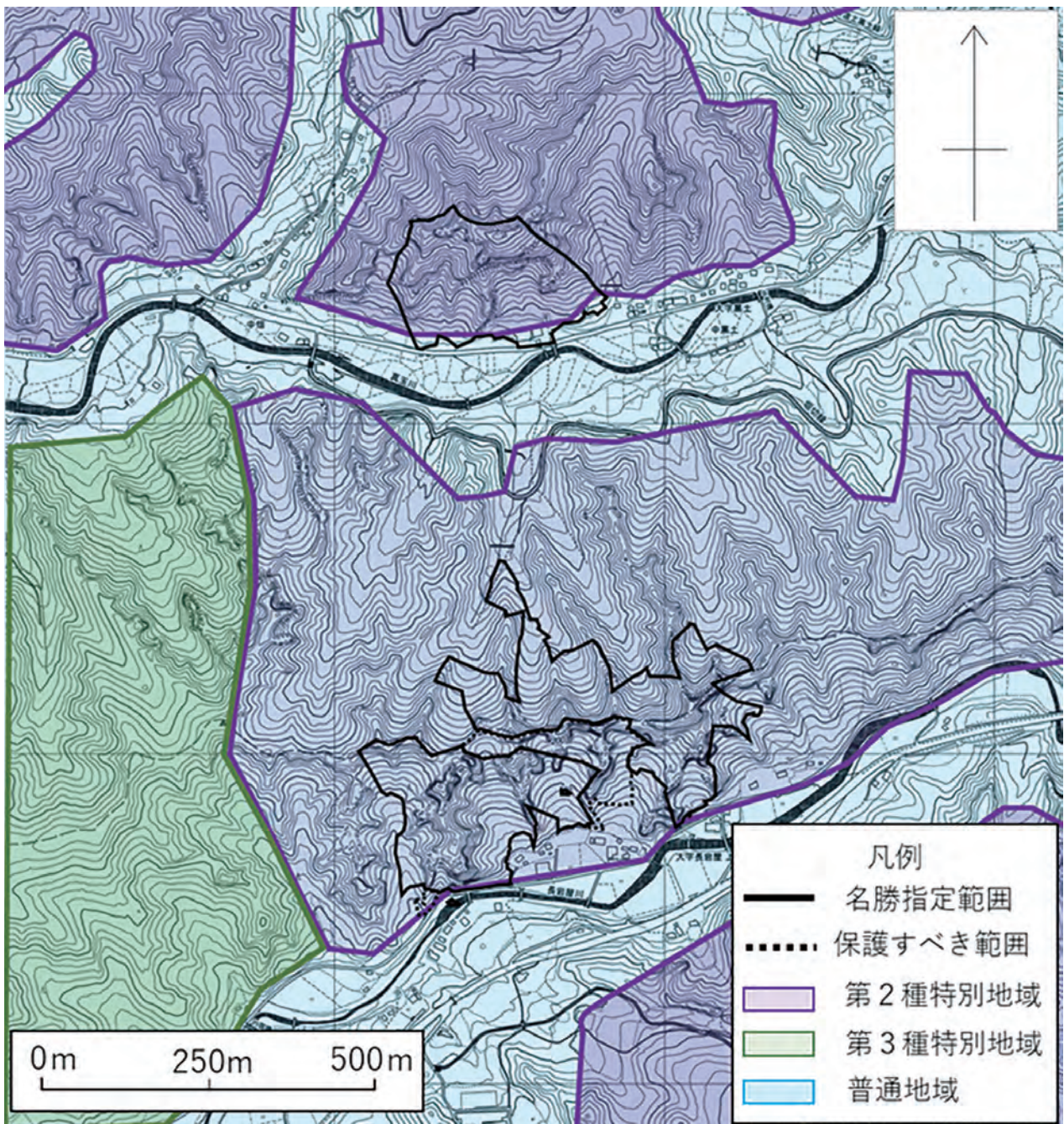
天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定範囲及び周辺には、文化財以外の法令による規制等がある。

第 4 表 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定範囲及び周辺の規制等

No.	法 令	規 制 の 内 容
1	大分県立自然公園条例	国東半島県立自然公園の現状変更等に関する規制 (指定地に第 2 種特別地域・普通地域あり)
2	農地法	農振農用地の転用等に関する規制 (指定地に適用地なし)
3	森林法	伐採及び伐採後の造林に関する規制 (指定地に適用地あり)
4	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域における開発行為等の規制 (指定地に適用地なし)
5	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	農業用ため池の適正管理の努力義務等 (指定地に適用地なし)

○大分県立自然公園条例に基づく規制（国東半島県立自然公園）

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の殆どの領域は国東半島県立自然公園に指定されている範囲である。区域内において一定の基準を超える建築物・工作物の新築・増改築、広告物等の掲出・設置、土地の形状変更などについては、大分県立自然公園条例第 15 条第 1 項による大分県知事への届出が必要である。



第 16 図 大分県立自然公園範囲図

○農地法・農業振興地域の整備に関する法律に基づく規制

農地法に基づく農地は、転用を行う場合に市農業委員会の許可を受ける必要がある。長岩屋地区では長岩屋川沿い、黒土地区では真玉川沿いに圃場整備が行われた農地がある。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振農用地は、原則として住宅や工業用地など農業以外の用途に利用することができない。特別な事情があり、農用地の転用を図る場合は、農用地区域からの除外を申請する必要がある。

また、中山間地域が多い長岩屋・黒土地区においては、農林水産省の「中山間地域直接支払交付金集落協定」による取り決めによる取組や、「多面的機能支払交付金」を活用した圃場や里山の維持のための活動が実施されている。

○森林法に基づく規制

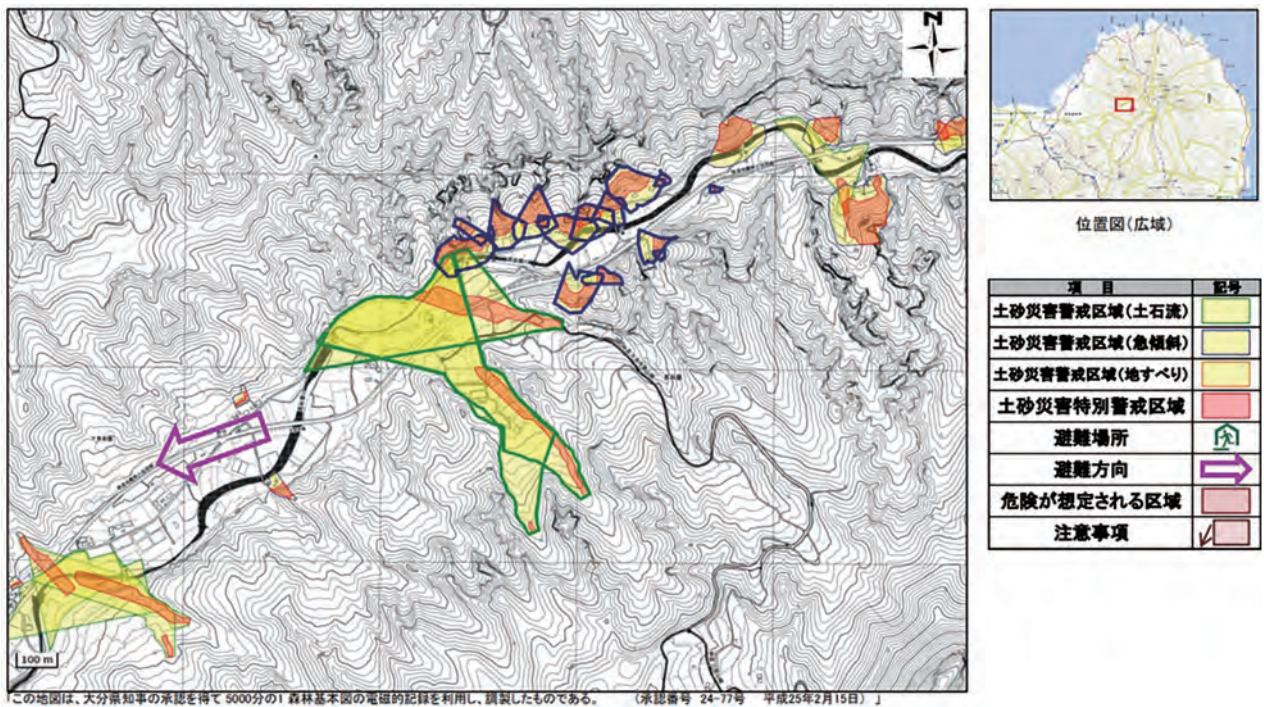
森林法に基づく森林は、伐採及び伐採後の造林を行う際には、森林法に基づき、豊後高田市に届出を行う必要がある。なお、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地には、保安林となっている土地はない。

○土砂災害危険個所に基づく注意喚起区域（土石流危険渓流・急傾斜地崩落危険個所）

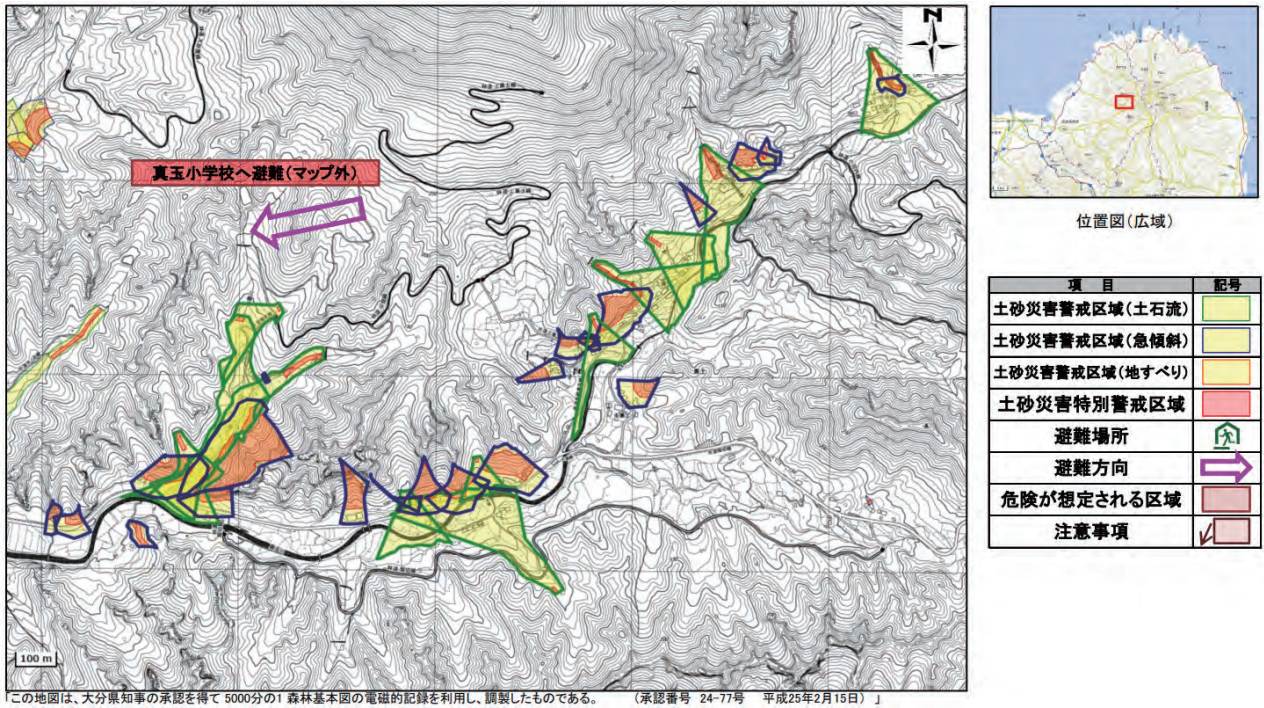
土砂災害（土石流が発生する恐れのあると認められる河川、急傾斜の崩壊）の恐れがある箇所を1/25,000地形図上から想定した範囲。法的な位置付けはないものの、大雨等の災害に対して警戒を要する。なお、上記区域は、「豊後高田市津波・土砂災害ハザードマップ」で範囲設定されており、地域住民には周知されている。

近年多発している局所的なゲリラ豪雨や線状降水帯による集中豪雨による被害は、いつ、どこで発生してもおかしくない状況であり、土砂災害の発生リスクのある箇所については、土壌や岩の間から水が出てきたりしていないかなど、日頃から把握しておきたい。

「豊後高田市津波・土砂災害ハザードマップ」に掲載される土砂災害警戒区域は、生活・居住に関連する範囲が主に範囲となっているため、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の大部分を占める山林については記載されていない。雨天時の登山は実施しないように呼び掛けるだけでなく、大雨の後には土砂崩れなどが発生していないかの確認を行う必要もある。



第 17 図 豊後高田市土砂災害ハザードマップ（上長岩屋）



第 18 図 豊後高田市土砂災害ハザードマップ (中黒土)

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく注意喚起区域

防災重点農業用ため池が決壊した際の洪水被害の恐れのある箇所を 1/25,000 地形図上から想定した範囲。長岩屋地区・黒土地区では三畑ダムが大雨で満水となった後に決壊した際の被害の状況を想定し「豊後高田市ため池ハザードマップ」にまとめて、地域住民には周知されている。



第 19 図 豊後高田市ため池ハザードマップ (長岩屋川)

第3章 名勝指定地の価値

第1節 指定説明と指定地

平成29年10月13日付け文部科学省告示第138号により、「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」は国の名勝に指定された。指定理由等の概要及び指定地の範囲は以下の通りである。

○指定面積

1,642,341.93㎡（市有地：14,954.93㎡ 民有地：1,490,079.00㎡ 社寺有地：137,308.00㎡）

○指定基準（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

名勝の部 五 岩石、洞穴

名勝の部 十一 展望地点

○指定説明

国東半島は大分県北東部に位置し、両子山（山頂標高約720m）から放射状に伸びる山並みと谷筋に、耶馬溪層凝灰角礫岩の風化と侵食により独特な岩峰の風致景観が形成されている。国東半島の北西部、西に向かって流れる真玉川が成す谷を挟んで、南に天念寺耶馬、北に無動寺耶馬は所在する。

古来より山岳信仰の場となってきた国東半島では、平安時代後期に天台系修験と結びついて今日に続く六郷山寺院群と険しい山々から成る数々の霊場が形成され、「峯入り」と呼ばれる回峰行を通じて密接な繋がりを有してきた。六郷山寺院群は学問・修行・布教を司る本山・中山・末山に分けられ、それぞれに本寺と末寺が位置付けられ、中世においてはひとつの巨大な寺院として組織されていた。中山本寺に属する長岩屋山天念寺と小岩屋山無動寺では、古代から中世にかけて背後（北側）に高くそびえる岩山が修行の場として定着し、江戸時代以降、国東六郷満山霊場（国東半島三十三箇所）として名所にもなり、急峻な岩峰に特徴付けられる独特の風致景観は、耶馬溪の景勝に準えて、近代には天念寺耶馬、無動寺耶馬と呼称されるようになった。

天念寺耶馬は、都甲谷の奥、長岩屋川の右岸に位置し、標高約120mの河岸段丘上に天念寺の講堂、身濯神社の社殿と拝殿が所在する背後の岩山群から成る。山内には、石仏や石塔を祀った忌堂岩屋、小両子岩屋、龍門岩屋などの岩屋群や、険しい峯道に針の耳などの難所が古代以来の霊場の風致を伝えるほか、標高200mを超える岩山には、龍ヶ鼻などの岩峰が屹立し、特に高所から深く狭隘な谷を成す部分に架けられた無明橋（標高約210m、アーチ状の石造橋）は風致景観上の特徴を成す。長岩屋川の河道中に所在する巨石には中世に水害除けを祈念して刻まれたとされる川中不動（不動三尊像）が風情を加え、毎年旧正月には天念寺講堂で、古代以来伝承されてきたとされる修正鬼会（五穀豊穡を祈る修正会と追儺式の鬼追いが結びついた火祭り；昭和52年重要無形民俗文化財指定）が行われるなど、永く育まれてきた風土と信仰との結び付きをよく今に伝えている。

無動寺耶馬は、真玉川の右岸に位置し、標高約90mの河岸段丘上に現在の無動寺境内と身濯神社が所在する背後の屹立した岩山（山頂標高約230m）から成り、一枚の巨大な岩壁が聳える様相を呈している。古くは黒土岩屋と呼ぶ霊場であったと推定され、現在の無動寺境内の西方約1,300mに位置する下黒土（しもくろつち）の身濯神社の地から江戸時代に移ってきたと伝えられている。

天念寺耶馬と同様に、山内には石仏を安置した岩屋とともに、無明橋（標高約170m、桁橋状の石造橋）が所在する。

古代以来の峯道は南側の天念寺耶馬から北側の無動寺耶馬に続き、それぞれ無明橋が架かる附近からは相互の耶馬と谷に広がるかつての坊集落の優れたけしきをよく望見するなど、2つの耶馬の密接な繋がりが風致景観に刻まれてきた。

以上のように、天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、固有の岩峰や岩屋、無明橋などから成る優れた風致景観で、古代以来の信仰を通じた密接な連続性を示すとともに、相互に眺望の対象となっている点で顕著な特徴を有することから、名勝に指定して保護を図ろうとするものである。

（『月刊文化財』第648号平成29年9月号より）

○文部科学省告示第190号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝として指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年10月13日

文部科学大臣 林 芳正

【名称】天念寺耶馬及び無動寺耶馬

【所在地・地域】豊後高田市長岩屋字西ノ坊1134番 ほか 筆等

豊後高田市長岩屋字西ノ坊1134番、1138番、1139番、字円重坊1148番、1149番、1150番、1151番、1152番1、1152番2、1157番、1159番、1160番、1163番、1164番、1204番、1210番、1226番、1227番1、1227番3、字要本坊1231番、1304番、字七郎迫2905番、

豊後高田市黒土字下黒土岩屋1465番、1467番2、1475番、1476番、1477番、1479番、1480番、字下黒土竜門1571番、1578番、1583番、1584番、字下黒土カチャ1662番、1663番、

右の地域に介在する道路敷、大分県豊後高田市長岩屋字円重坊1161番1と同長岩屋字円重坊1227番1に挟まれ同長岩屋字円重坊1227番1と同長岩屋字円重坊1227番3に挟まれるまでの道路敷、同長岩屋字円重坊1231番と同長岩屋字円重坊1237番に挟まれ同長岩屋字円重坊1231番に囲まれるまでの道路敷、同黒土字下黒土岩屋1375番と同黒土字黒土岩屋1478番に挟まれ同黒土字黒土岩屋1484番6と同黒土字下黒土岩屋1484番7に挟まれるまでの道路敷を含む。

○管理団体指定

平成30年2月19日付け文化庁告示第26号、文化財保護法（昭和25年法律214号）第113条第1項の規定により、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬を管理すべき地方公共団体として、豊後高田市が指定された。

文化財告示第26号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の

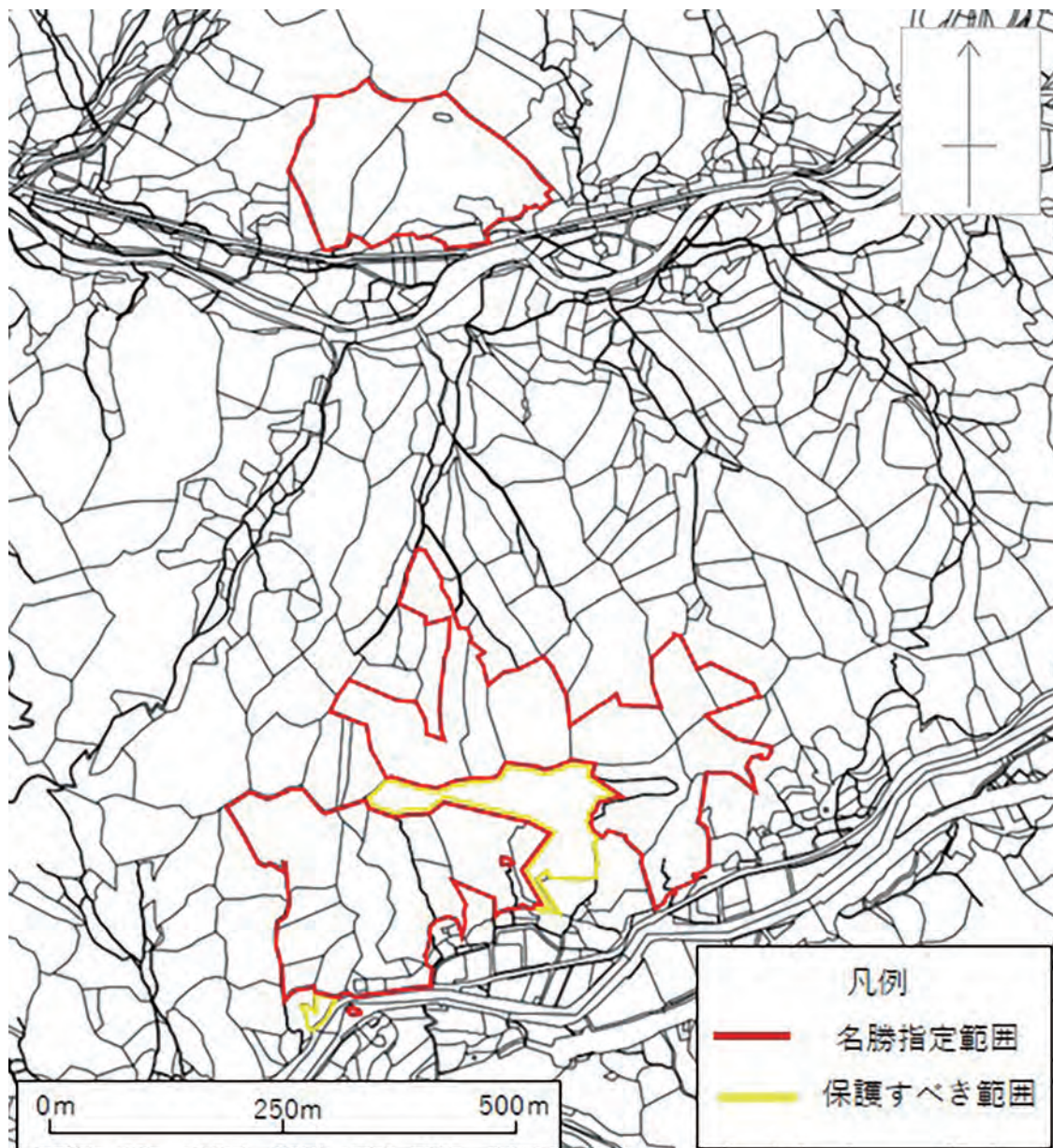
規定に基づき告示する。

平成 30 年 2 月 19 日

文化庁長官 宮田 亮平

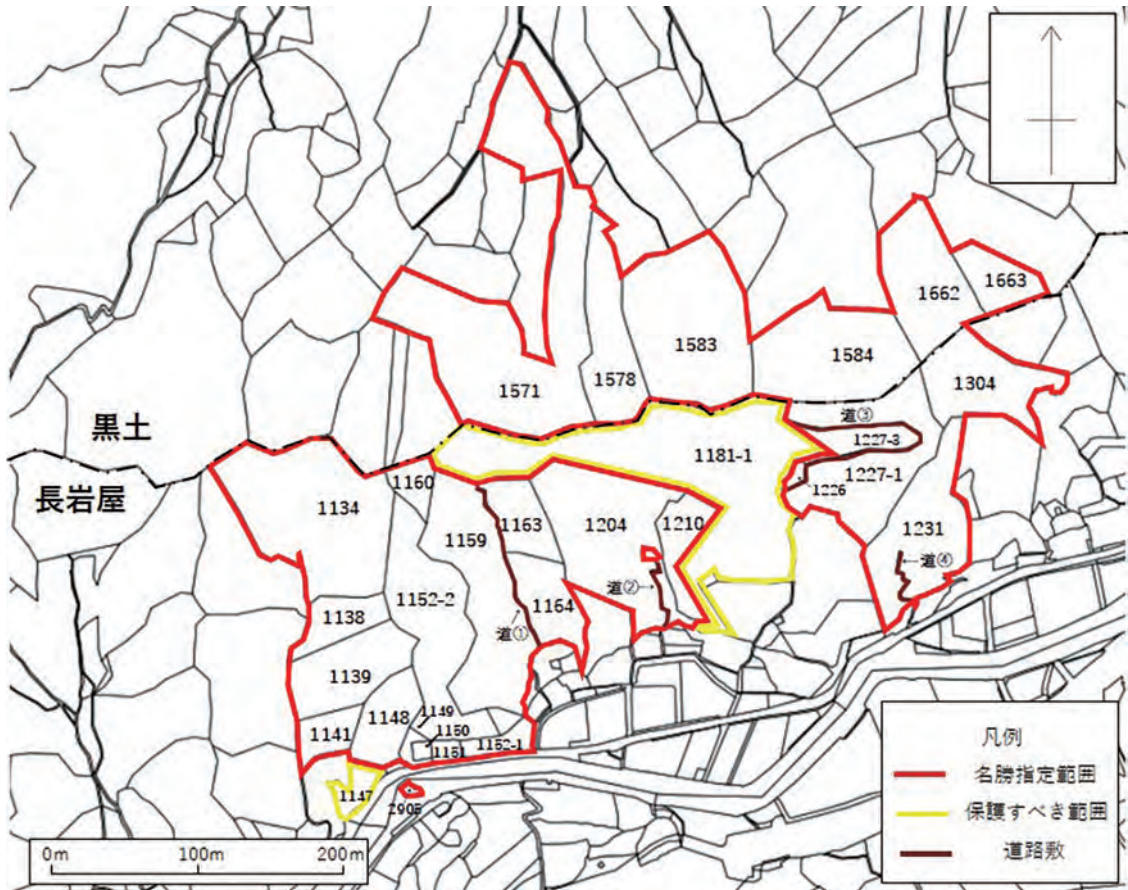
上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
天念寺耶馬及び無動寺耶馬	平成 29 年文部科学省告示第 138 号	豊後高田市（大分県）

○名勝指定地の範囲

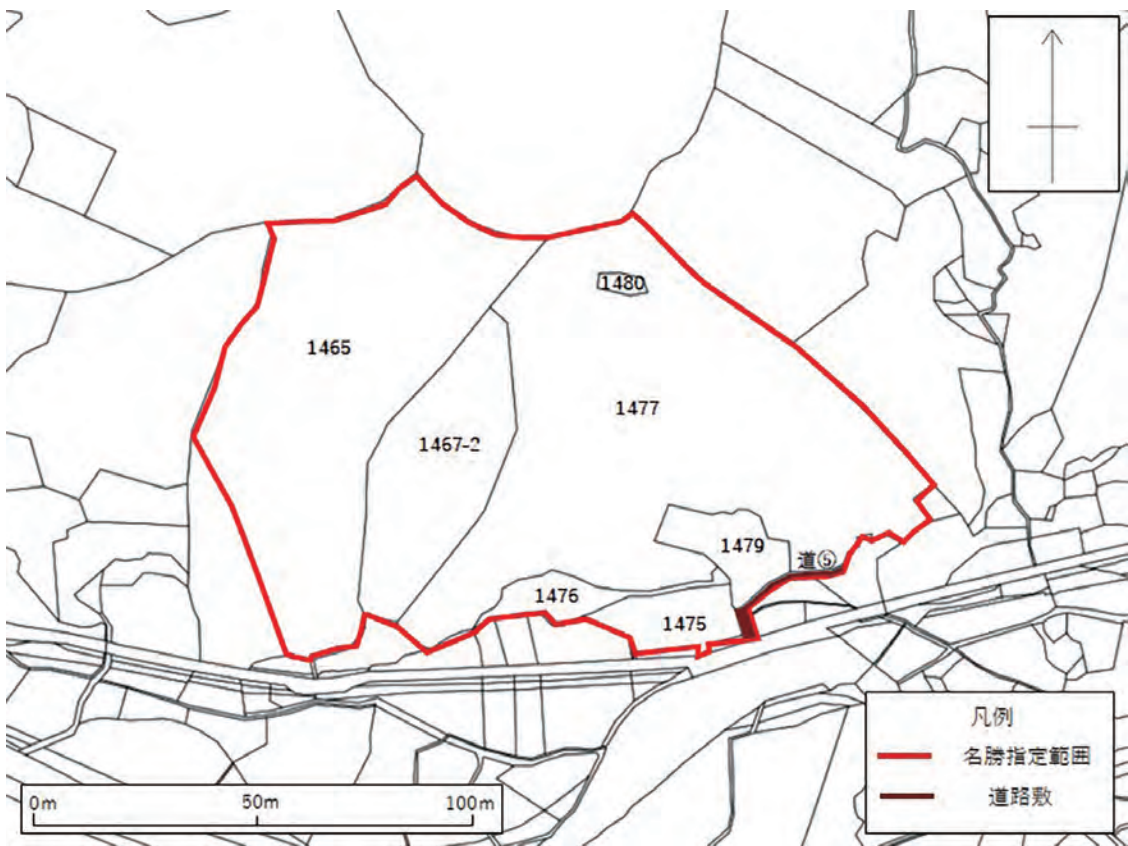


第 20 図 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（公図）

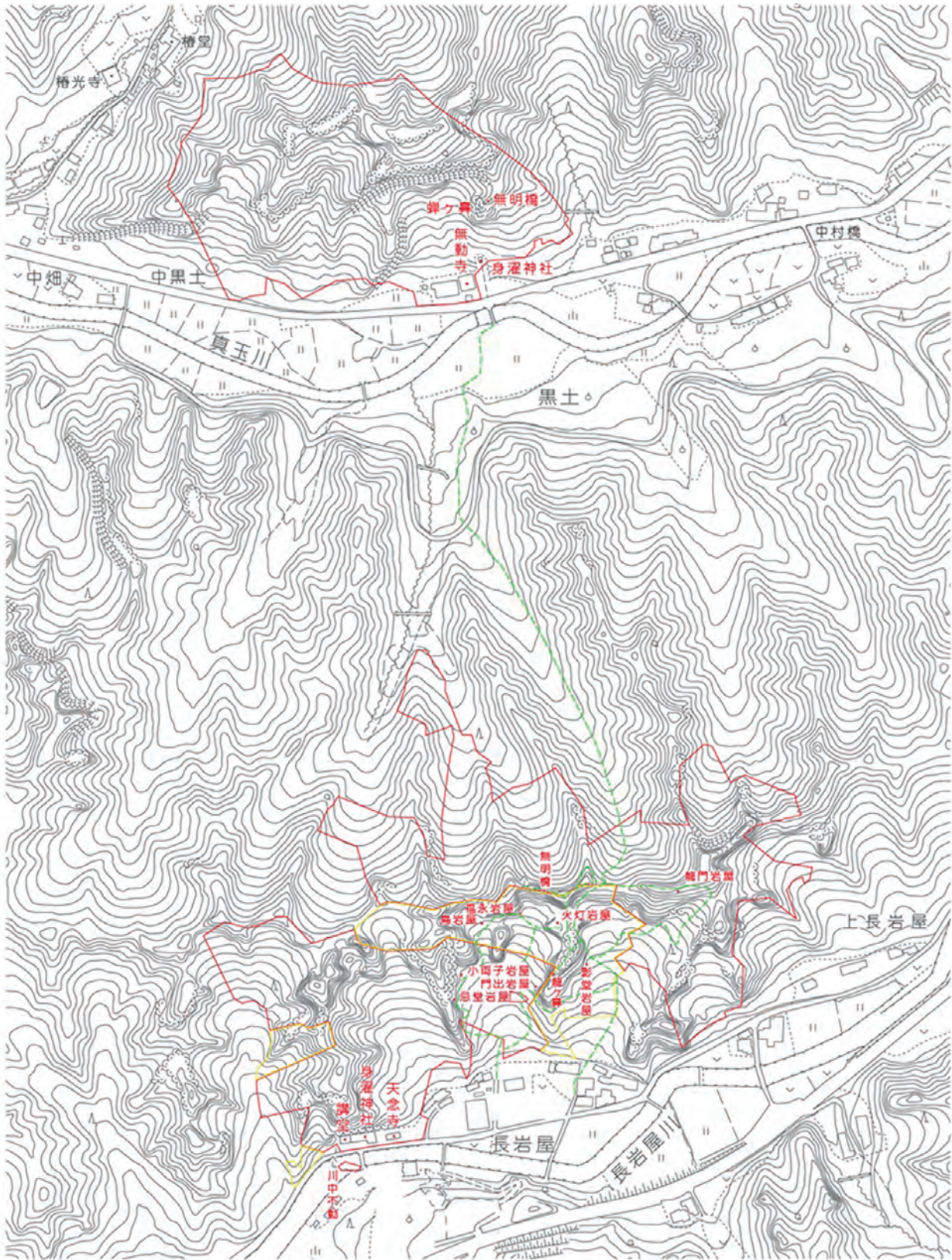
○名勝指定地の範囲（分割図）



第 21 図 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲 詳細範囲図（天念寺耶馬）

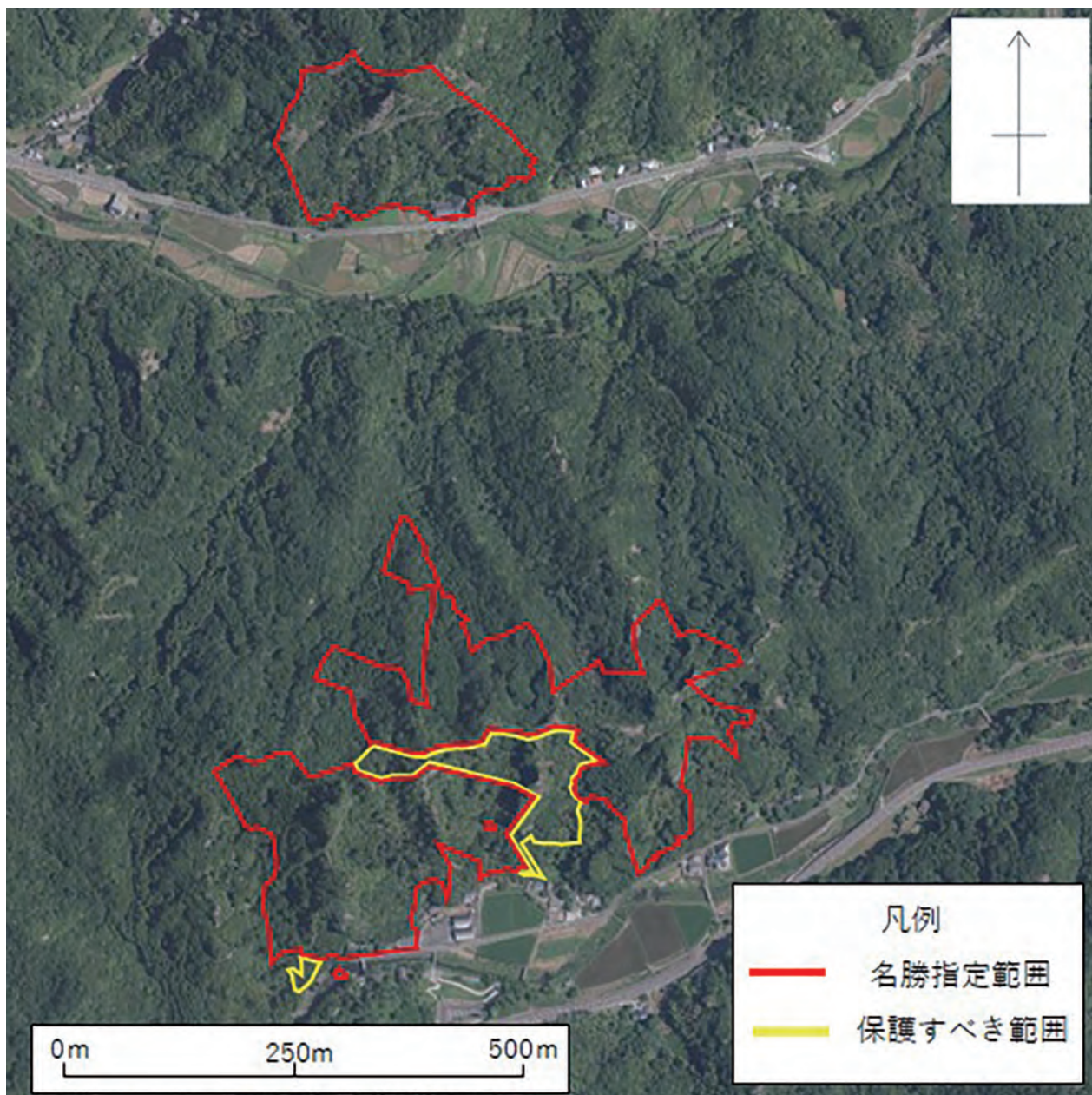


第 22 図 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲 詳細範囲図（無動寺耶馬）

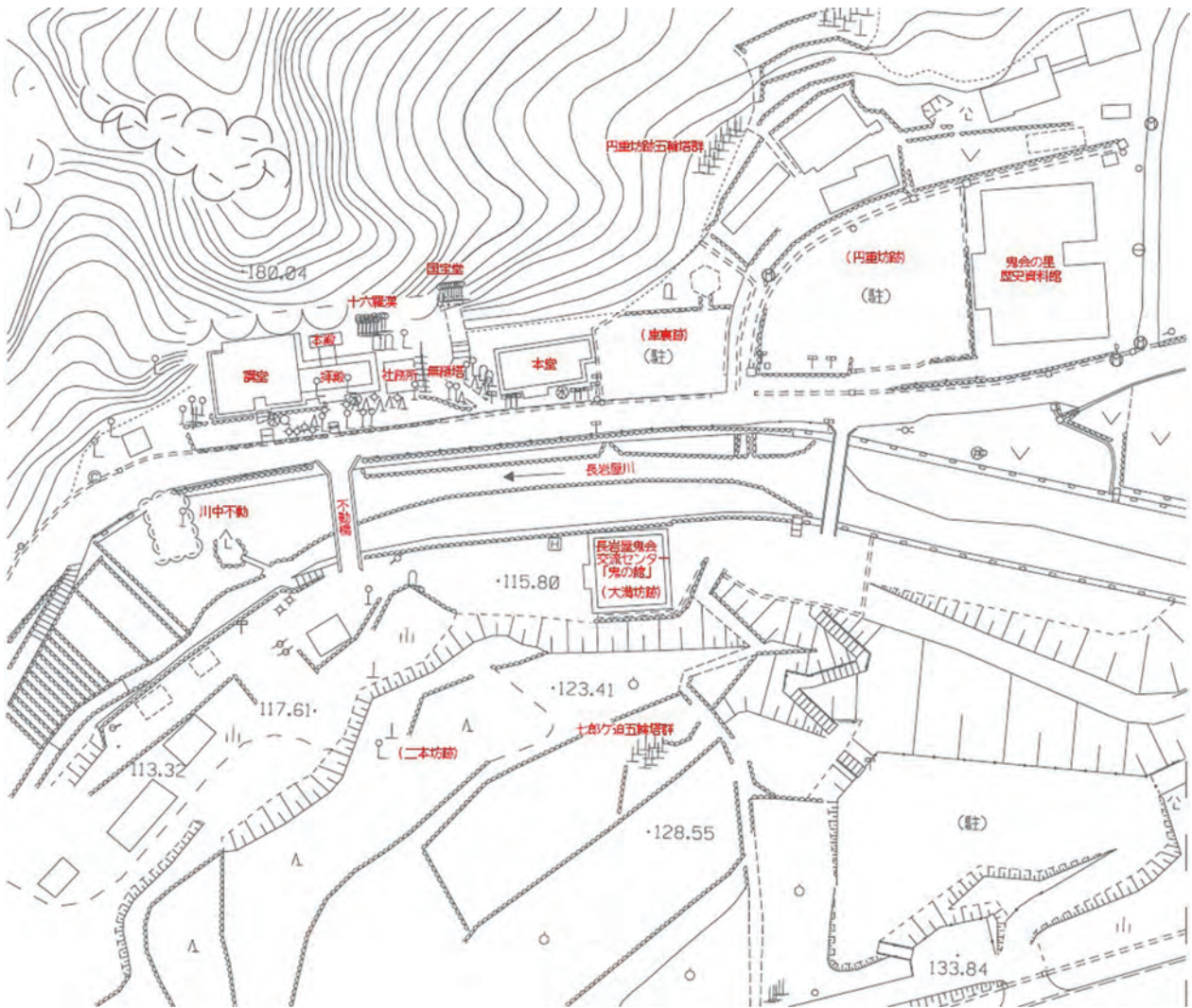


第 23 図 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（地形図）

○航空写真



第 24 図 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬指定範囲（航空写真）



凡 例

<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線
<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線 	<ul style="list-style-type: none"> 境界線 境界線 境界線 境界線

第 25 図 天念寺周辺地形図

第2節 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用すべき本質的価値

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬におけるこれまでの調査・研究を踏まえ、改めて名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の本質的価値を次のように整理する。

①六郷満山の峯入りを象徴する風致景観

長岩屋に所在する天念寺後背に聳える天念寺耶馬と、黒土に所在する無動寺後背に聳える無動寺耶馬は、どちらも高い所で標高230m（天念寺耶馬は高低差120m、無動寺耶馬は高低差150m）ほどの岩峰群で、それぞれの耶馬に六郷山寺院の修行場がつくられていった。小両子岩屋旧在の木造阿弥陀如来立像や近年の経塚・経筒の発見から、天念寺耶馬は平安時代後期頃には修行場としての開拓がはじまったことが分かり、江戸時代には両方の耶馬に豊後四国八十八箇所霊場の巡礼のために石仏が置かれるなどの整備が行われ、大正時代～昭和前期には両耶馬に無明橋が設置されるなど、数百年かけて信仰・巡礼のための整備がなされ、峯入りを象徴する風致景観が完成している。

- 両子山の噴火や、風雨の侵食によって形成された不規則な地形には、高低差120～150mにもなる岩峰群が露出する独特な地形が形成された。天念寺耶馬は東西に薄い屏風状の岩峰に、南北に尾根がいくつも伸びる複雑な形状をしており、無動寺耶馬は真玉川の侵食によってできた大きな崖をメインに構成されている。
- 岩峰上の地質的な特徴としては、凝灰角礫岩質で、岩肌に大きな礫を含んでいるため、表面はゴツゴツとしている。周辺には転石も多く、一部の転石は川中不動などの霊場に利用されている。また、自然に侵食された地形を活かして、岩屋が多数設けられている。
- 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の岩峰群の中には峯道が形成され、経塚・経筒、中世石造物の存在から平安時代以降、現在にまで継承されてきたと推定できる。
- 天念寺無明橋は、天念寺僧らが中心となって、大正年間に架けられたとされているが、架橋に関する子細は不明である。無動寺無明橋も昭和前期にはあったと伝えられている。2つの無明橋はそれぞれの耶馬を觀賞する際、相互に視点場となっており、独特な景観を生んでいる。
- 天念寺無明橋は、現在10年に1回程度行われる「峯入り」の修行の中でも最も注目される場所になっており、峯入りを象徴する地点となっている。
- 天念寺講堂・身濯神社は、横に長い岩屋と一体になって建てられ、川中不動・護摩堂跡は耶馬から落ちた転石を中心に造られており、自然を中心に形成された六郷山寺院の風致景観の特徴をよく表している。

②三浦梅園以来積み重ねられてきた観賞の視点

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の風致景観は、江戸時代中期に三浦梅園が漢詩を詠んだことを皮切りに、自然環境や祭祀風習などとあわせて観賞されてきた。梅園のように耶馬を見上げる視点や、山頭火のように巡礼者として耶馬に登って見る視点など、現在に至るまで様々な観賞の視点が積み上げられている。

- 三浦梅園は、江戸時代中期に天念寺を訪れ、「維此仙蹤遠自養老、仰夫神徳天門之道、社鼓其鐘盥薦黍稻、有凶斯感誠敬以保、」と、天念寺の御山で修行に励んだ行者達の歴史に対するイメージを漢詩に詠んで、詩集『梅園詩稿』に残したり、天念寺車橋の前にあった鳥居の柱に詩文を刻んだりした。
- 三浦梅園の詩文を刻んだ鳥居の柱は、昭和16年の水害によって損壊して流されてしまったが、柱の下部は残されており、本堂脇の国宝岩屋の登り口に残されている。一方、柱上部一本についても、平成元～2年に行われた河川公園整備に伴う発掘調査で発見されている。
- 明治40年に制作された『大分県社寺名勝図録』内の銅版画では、天念寺境内の絵が掲載され、天念寺講堂の裏の岩峰群や、天念寺耶馬の御山の峯道と、小両子岩屋、針の耳、龍門岩屋などが描かれており、耶馬を含む天念寺境内の風致景観を描いている。
- 大正12年に刊行された地誌『西国東郡誌』において、天念寺耶馬について風致景観を描写した後に「絶景壯観」「これを豊前山國の勝に比す、敢えて一步の遜色あるを見ざるなり」と表現している。同じく無動寺耶馬については、「皆な山水の奇勝を占め、眺麗の絶景を有せざるはなし、而して上真玉村小岩屋山無動寺は、奇勝中の奇、絶景中の景色を占有」と評価している。
- 昭和4年には、種田山頭火が国東半島を訪れ、天念寺から天念寺耶馬を越えて、椿堂や両子寺に至っている。その後、赤根の宿にて、「いたゞきのしぐれにたゞずむ」「ぬれてしぐれのすゝきわけのぼる」などの俳句を詠み、荻原井泉水に宛てた書簡の中で、「岩山の景勝」「小耶馬溪とでもいひたい」と高く評価をしている。
- 昭和34年に、六郷満山の峯入りが復興され、10年を目途に1度実施されるようになると、その象徴的な場所として天念寺無明橋がテレビ取材などで紹介されるようになり、天念寺耶馬は広く知られる風致景観となっていった。

③ 厳しい自然を背景に人々が育んできた仏教文化・民俗風習

天念寺耶馬及び無動寺耶馬では風致景観や自然環境と、長岩屋地区・黒土地区に根付いた仏教文化・民俗風習とが分かちがたく結び付いて存在している。長い歴史の中で育まれてきた仏教文化・民俗風習は、地域の人々に支えられながら現在にも伝わってきている。

- 応永25年の「六郷山長岩屋住僧置文案」によれば、室町時代の頃には長岩屋には住僧が住む坊や屋敷が多く展開しており、現在においても地名・石造物・宅地・農地などの配置から、集落の中で中世の頃から継承されている要素が多いことが分かっている。無動寺周辺についても、中世の無動寺・黒土岩屋の四至となっていた大岩や、地名・石造物などから、中世以来の集落景観の基礎が継承されていることが分かる。
- 天念寺も無動寺も、多くの平安仏を所蔵しており、天念寺耶馬内の小両子岩屋に旧在した木造阿弥陀如来立像や、旧無動寺に所在した木造薬師如来坐像 附 十二神将や木造不動明王坐像など、来歴の分かる優れた作品が多くある。
- 天念寺は、豊後高田市で修正鬼会を行う唯一の寺院となっているが、現在にも講堂や道具が伝わっていることや、住民主体での行事の継続の取組が多くあり、六郷満山文化を今に伝えている。
- 無動寺でも、かつて修正鬼会が行われていた1月8日（現在は新暦での開催）に、修正会と称して、鬼面を飾り、鬼会節での読経や礼拝、鬼の目撒きを行うなどが行われている。
- 江戸時代中期に、天念寺僧・盛殿が中心となって整備した豊後四国八十八箇所写し霊場は、大分県でも初めての四国八十八箇所の写し霊場であったことから、天念寺耶馬・無動寺耶馬や集落の中にも多くの石仏が残されている。また、現在でも4月には、各霊場にて巡礼者をもてなす「おせったい」という行事が行われており、春の風物詩となっている。特に、かつては無動寺の境内堂として、巡礼に関する寺務を行っていた椿堂には多くの観光客がお参りに訪れている。
- これらの仏教文化や民俗風習は、約1000年にもわたる長い時間をかけて、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の風致景観と密接に関わりながら形成されたものであり、両耶馬の風致景観を独特ならしめる大きな要素となっている。

第3節 名勝の重要な構成要素

(1) 名勝の本質的価値を構成する要素（以下、名勝の構成要素）の整理

本計画の策定にあたっては、名勝の構成要素の整理を行い、名勝の価値を未来へ継承するべく、名勝の構成要素の保存にあたる必要がある。

名勝の構成要素は、第2節に掲載した指定説明文の価値付けの中で登場する名勝の本質的価値の説明に必要不可欠な要素を基本とし、一部関連性が高く一体的に保存するべきものを含む。

名勝指定地にあつて、名勝の本質的価値と関連しない要素は、その他の要素に位置付ける。

(2) 名勝の本質的価値を構成する要素

名勝の構成要素については、以下の表（第5表）、その位置については、第26図の通りである。

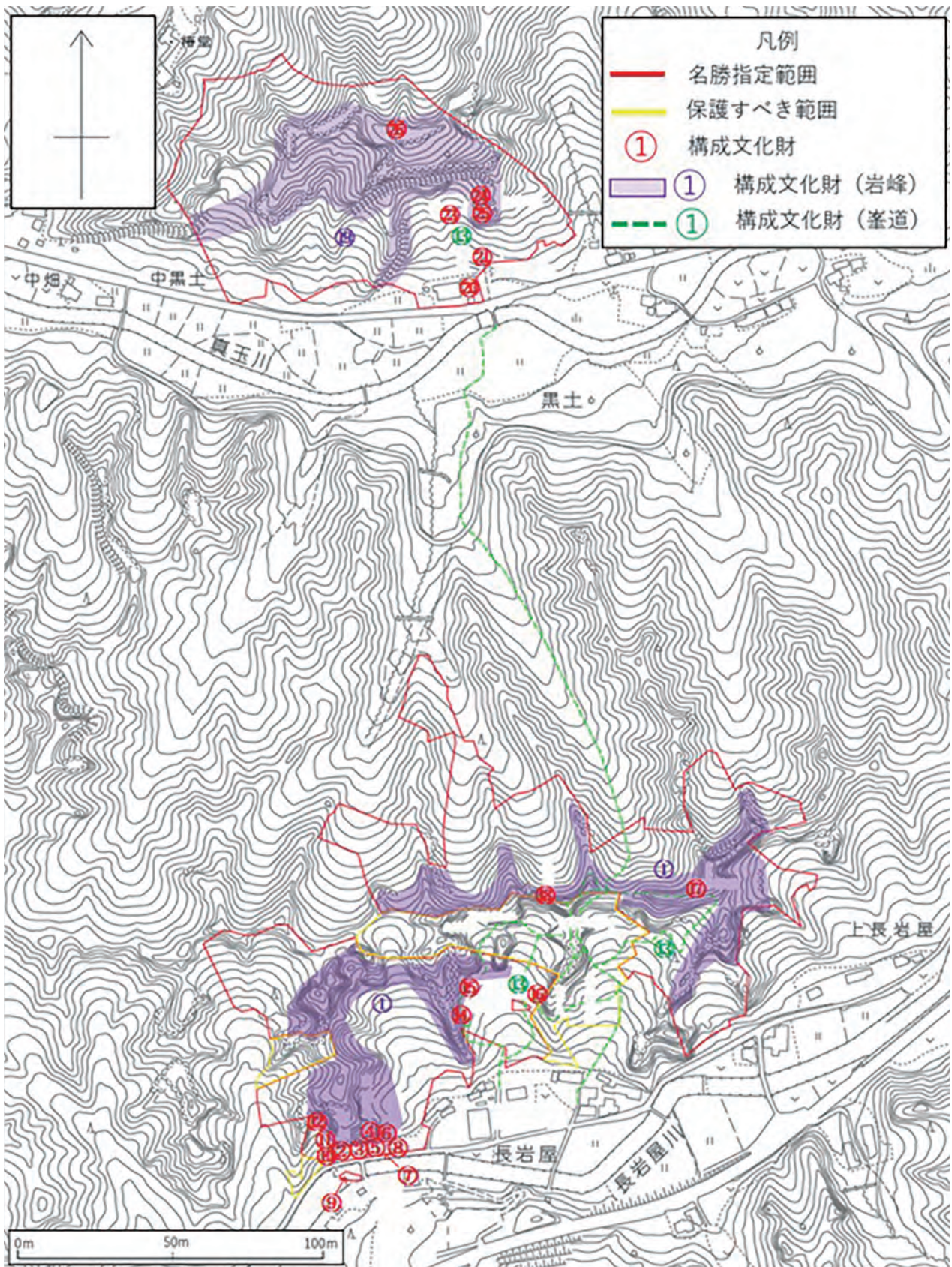
さらに名勝の構成要素の中に所在する1つひとつの建築物・構造物を調査した個表は巻末に掲載する。

要素の中で着目する観点の分類として示した。

第5表 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の重要な構成要素一覧表

エリア	番号	構成要素の名称	分類	構 成	
長 岩 屋	①	天念寺耶馬の岩峰群	自然	岩峰	
	②	天念寺講堂	歴史	講堂、前庭部石垣	
	③	身濯神社	歴史	本殿、拝殿、社務所、鳥居、手水鉢、燈籠、石造仁王像（新）	
	④	十六羅漢像	歴史	十六羅漢像、龕	
	⑤	近世墓地（天念寺住職）	歴史	無縫塔	
	⑥	国宝岩屋	歴史	岩屋・石仏	
	⑦	三浦梅園詩文鳥居残欠	観賞	鳥居残欠根元部2ヶ所、鳥居残欠（出土）	
	⑧	天念寺本堂	歴史	本堂	
	⑨	川中不動	歴史	川中不動	
	⑩	役行者磨崖像	歴史	磨崖像、庚申塔、中世石造物	
	⑪	十王岩屋	歴史	岩屋・石仏	
	⑫	金毘羅社	歴史	神社	
	⑬	天念寺耶馬の峯道	歴史	峯道	
	⑭	忌堂岩屋	歴史	岩屋、中世石造物、石仏	
	⑮	小両子岩屋	歴史	岩屋、磨崖五輪塔、石仏、覆屋	
			鳥岩屋	歴史	岩屋、石仏
			火灯岩屋	歴史	岩屋、石仏、鎖場
			針の耳	歴史	針の耳、鎖場
	⑯	門出岩屋	歴史	岩屋	
		影堂岩屋	歴史	岩屋	
⑰	龍門岩屋	歴史	岩屋、石仏、覆屋		
		龍ヶ鼻	観賞	露頭、石祠、燈籠	

黒 土	⑱	天念寺無明橋	歴史／観賞	無明橋、玉垣、祠、石仏
		天念寺耶馬宝篋印塔	歴史	宝篋印塔、経塚
	⑲	無動寺耶馬の岩峰群	自然	岩峰
	⑳	無動寺	歴史	本堂、山門、鐘楼、宝塔残欠、種子石造物、 中世石造物、十六羅漢像、三十三観音霊場 石仏
	㉑	身濯神社	歴史	本殿、拝殿、鳥居2ヶ所、神輿蔵
	㉒	無動寺耶馬の峯道	歴史	峯道
	㉓	1号岩屋	歴史	岩屋、小堂、石仏
	㉔	無動寺無明橋	歴史／観賞	無明橋
	㉕	蝉ヶ鼻	観賞	露頭、石祠
	㉖	2号岩屋	歴史	岩屋



第 26 図 構成要素位置図

第6表 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の重要な構成要素写真表

 <p>①天念寺耶馬の岩峰群</p>	 <p>②天念寺講堂</p>	 <p>③長岩屋身濯神社</p>
 <p>④天念寺十六羅漢</p>	 <p>⑤天念寺住職墓地</p>	 <p>⑥国宝岩屋</p>
 <p>⑦三浦梅園詩文鳥居残欠</p>	 <p>⑧天念寺本堂</p>	 <p>⑨川中不動</p>
 <p>⑩役行者磨崖像</p>	 <p>⑪十王岩屋</p>	 <p>⑫金毘羅社</p>
 <p>⑬天念寺耶馬の峯道</p>	 <p>⑭忌堂岩屋</p>	 <p>⑮小両子岩屋</p>
 <p>⑯門出岩屋</p>	 <p>⑰龍門岩屋</p>	 <p>⑱天念寺無明橋</p>

 <p>⑱無動寺耶馬の岩峰群</p>	 <p>⑳無動寺</p>	 <p>㉑中黒土身濯神社</p>
 <p>㉒無動寺耶馬の峯道</p>	 <p>㉓1号岩屋</p>	 <p>㉔無動寺無明橋</p>
 <p>㉕蟬ヶ鼻</p>	 <p>㉖2号岩屋（上宮）</p>	

保護すべき範囲に所在する要素

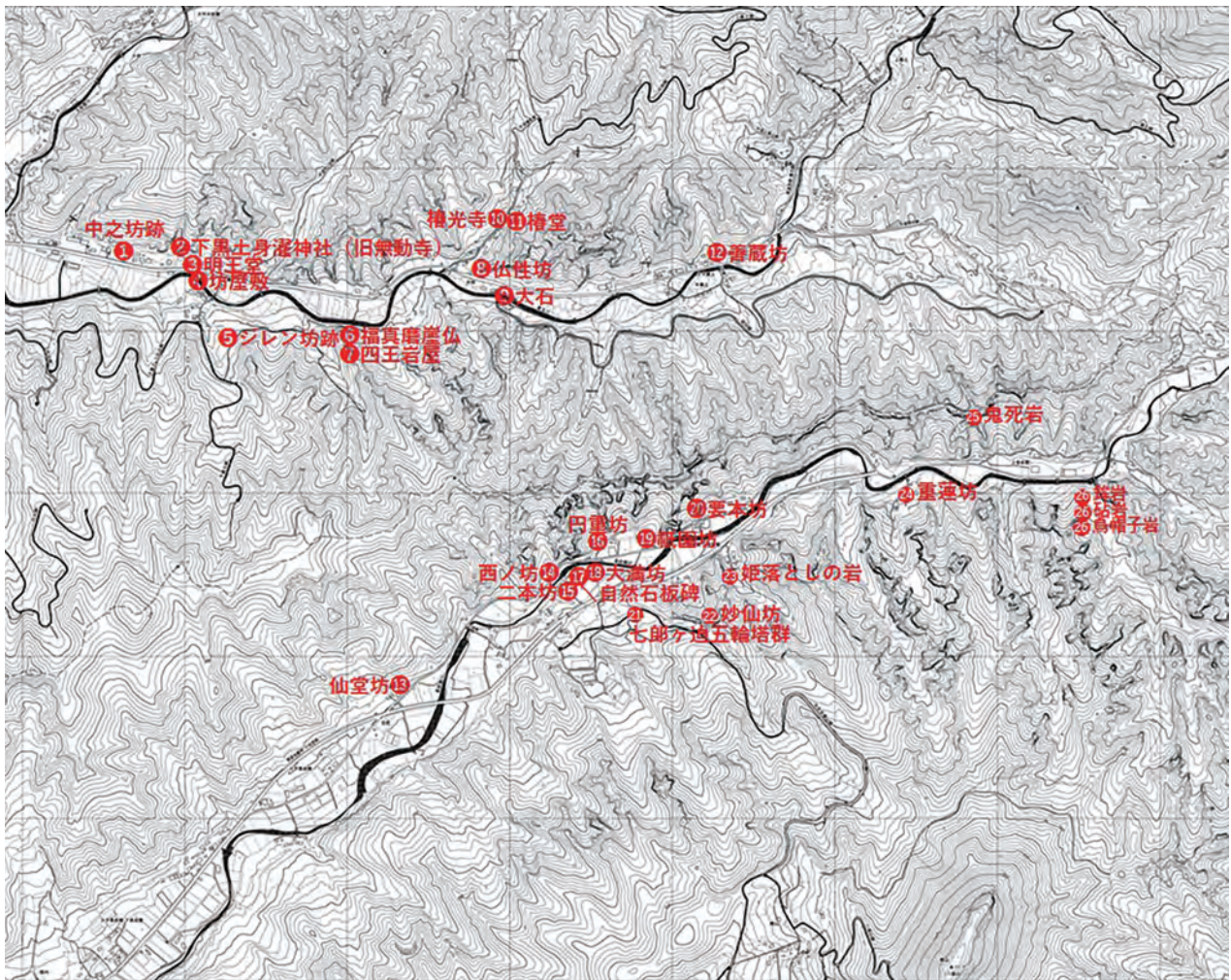
 <p>鳥岩屋</p>	 <p>福永岩屋</p>	 <p>火灯岩屋</p>
 <p>針の耳</p>	 <p>影堂岩屋</p>	 <p>天念寺耶馬宝篋印塔</p>

第4節 名勝周辺の諸要素

名勝指定地周辺には、天念寺耶馬及び無動寺耶馬との関連性が高い文化財が多く所在している。

第7表 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の周辺に所在する関連文化財一覧表

エリア	番号	要素の名称	構 成
黒 土	①	中之坊跡	磨崖仏・磨崖板碑・五輪塔
	②	下黒土身濯神社（旧無動寺）	社殿・岩室・石祠・磨崖宝塔【市有形】・磨崖梵字・宝篋印塔残欠・国東塔残欠・五輪塔残欠・無明橋・庚申塔・観音堂
	③	明王堂	磨崖板碑・石仏・木彫仏
	④	坊屋敷	五輪塔・無縫塔
	⑤	ジレン坊跡	御堂・遺構
	⑥	福真磨崖仏	磨崖仏・石造覆屋【県史跡】
	⑦	四王岩屋	岩屋・石祠・石仏
	⑧	仏性坊跡	五輪塔・宝塔・板碑型墓碑
	⑨	大石	転石
	⑩	椿光寺	寺院
	⑪	椿堂	寺院
	⑫	善蔵坊跡	五輪塔
長 岩 屋	⑬	仙堂坊跡	五輪塔・大乘妙典供養塔・遺構
	⑭	西ノ坊跡	笠塔婆・五輪塔・石風呂・遺構
	⑮	二本坊跡	五輪塔・遺構
	⑯	円重坊跡	五輪塔群・遺構
	⑰	天念寺種子石碑	天念寺種子石碑【市有形】
	⑱	大満坊跡	遺構
	⑲	祇園坊跡	石仏・磨崖碑・遺構
	⑳	要本坊跡	石仏・覆屋・遺構
	㉑	七郎ヶ迫五輪塔群	五輪塔・石棺・遺構
	㉒	妙仙坊跡	五輪塔・磨崖碑・遺構
	㉓	重蓮坊跡	五輪塔・連碑・遺構
	㉔	姫落としの岩	岩峰
	㉕	鬼死岩	岩峰
	㉖	銚岩・砧岩・烏帽子岩	岩峰



第 27 図 名勝周辺の諸要素位置図

第 8 表 名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の周辺に所在する関連文化財写真表

 <p>① 中之坊跡</p>	 <p>② 下黒土身濯神社</p>	 <p>③ 明王堂</p>
 <p>④ 坊屋敷</p>	 <p>⑤ ジレン坊跡</p>	 <p>⑥ 福真磨崖仏</p>



⑦四王岩屋



⑧仏性坊跡



⑨大石



⑩椿光寺



⑪椿堂



⑫善蔵坊跡



⑬仙堂坊跡



⑭西ノ坊跡



⑮二本坊跡



⑯円重坊跡



⑰天念寺種子石碑



⑱大満坊跡



⑲祇園坊跡



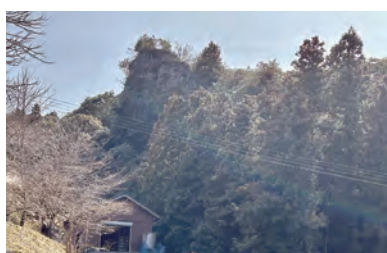
⑳要本坊跡



㉑七郎ヶ迫五輪塔群



㉒妙仙坊跡



㉓姫落としの岩



㉔重蓮坊跡



㉕ 鬼死岩



㉖ 鉾岩・砧岩・烏帽子岩

また、関係が深い民俗文化財は以下の通りである。



修正鬼会



峯入り



おせったい

また、遠隔地に所在するが、中之島旅館に所在する市指定有形文化財「中之島旅館石殿」は、元々天念寺二本坊に所在したものである



写真 39：中之島旅館石殿
(市指定有形文化財)

第4章 名勝指定地の現況

第1節 名勝指定地の現況

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の重要な構成要素を、自然的要素、歴史的要素の2つに分類して整理を行った。本計画での方針を定める前に、この3つの要素に加えて社会的な要素の現状について記載する。

(1) 自然的要素の現状

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地のほとんどは山林であり、岩石（地形地質）と植生に関するコントロールが主に必要である。

○岩石（地形地質）について

国東半島中央付近に分布する凝灰角礫岩は、岩質が硬く、小さな礫が岩峰から脱落して登山道に散らばっている状況が見られる。崖崩れのような事故は、無動寺耶馬にて平成27年頃に発生した崖崩れや、平成30年頃に龍門岩屋の北側の一部に発生した崖崩れがあり、巡礼・登山のルートを変更するなど安全の措置を講じてきた。

また、天念寺講堂・身濯神社の後背には、約80mほどの屹立した岩峰があり、常に礫が落下して建物の屋根に影響を与えている。

植生については、岩峰上はイワヒバ・イブキシモチ群落となっており、岩場に生える希少な植物が生育している。観賞上重要な樹木は指摘されていないが、近年雑木や竹が増えたことで、景観支障木となったり、峯道のルートを分かりにくくしている。地元住民によるルートの清掃・整備などが定期的に行われており、それによって峯道が保たれている。

天念寺講堂・身濯神社の前に、大きなクスノキが生えており、明治時代の銅版画でも確認できるが、大木が風で揺れることで講堂や身濯神社の建物や基礎の石垣などに干渉していたため、令和3年度に現状変更行為の許可申請を行って枝打ちを行った。

また、天念寺講堂前を流れる長岩屋川にて、令和3年度に外来種であるオオカナダモが大量発生したため、地域住民の取組によって、川の水を抜いた上で、藻の除去を行った。



写真40 クスノキの影響



写真41 オオカナダモの除去作業

(2) 歴史的要素の現状

歴史的要素は、境内地や山林中の岩屋などに多く分布しており、石造物が最も多く、木造建築物も重要な要素に含まれている。

現段階では、石造物の保存状態については概ね良好である。個別には、川中不動の周辺の樹木が繁茂して磨崖仏に影響を与えていることと（平成22年にクリーニングを実施）、指定地周辺にて龍ヶ鼻の燈籠が落下して石祠がズレたり、講堂西側から燈籠の一部が落下してくるなど、獣害や地震等による被害が発生している。無動寺脇の身濯神社では、江戸時代の鳥居の石材の一部が折れており、危険な状況にもなっている。

木造の建築物については、天念寺講堂について、茅葺きの屋根が後背の岩峰から降る礫によって常に劣化していく状況にあるので、平成22年に実施された本格修理を契機に、モニタリングをしながら10年を目途に一部屋根の挿し替えを行うなどのメンテナンスを計画的に実施する。無動寺の1号岩屋は、小型の木造堂宇が設置されているが、屋根や壁などが一部外れているなど大きく劣化をしている。



写真 42 川中不動クリーニング前後比較（平成22年）



写真 43 龍ヶ鼻石祠のズレ状況



写真 44 天念寺講堂修理後の様子（平成22年）



写真 45 落石による天念寺講堂屋根の被害



写真 46 身濯神社 鳥居の状況



写真 47 1号岩屋の状況

(3) 民俗的要素の現状

民俗的要素は、祭祀や行事、民話や伝承が多く残されている。

祭祀や行事に関しては、地域の人口減少・高齢化によって、所作やしきたりが省略される場合もある。「おせったい」においては、時代にあわせてお菓子をおせったい菓子からスナック菓子変更したり、コロナ禍のタイミングで実施をやめる霊場が多く現れていると聞き取っている。

修正鬼会に関しても、コロナ禍の影響で無観客・人数制限を行った状態での開催を行うなど、修正鬼会の存続に向けて、新しい課題が出てきている部分がある。

民話や伝承に関しては、その内容を正確に語り継ぐ人が少なくなっている。民話や伝承の内容を収集する地域グループがあったが、現在では活動しておらず、今後ますます調査がしにくい状況になってくると思われる。

有形的な要素では、道具類の劣化（鬼会面など）や紛失が懸念される部分がある。



写真 48 コロナ禍での修正鬼会の様子



写真 49 個人宅のおせったいの様子

(4) 社会的要素の現状

天念寺・無動寺は、古くから六郷山寺院巡りの中で、巡礼や観光で多くの人が訪れてきた。天念寺は修正鬼会のイラストが豊後高田市のカントリーサインにも利用されるなど、地域を象徴する文化財としても捉えられてきた。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の岩峰群のエリアについては、巡礼や観光客が登っている姿がしばしば見られるが、六郷山寺院の修行の道は一種の聖域であり、遊びで登る山ではない（＝御山である）という考え方や、そもそも民有地であり、安全管理等が行き届かないという考え方に基づいて、一般の観光客の登山を控えるように通知する看板が、天念寺耶馬の入口には設置してある。

天念寺側においては、平成 28 年に地域住民が主体となって、天念寺の坊跡、天念寺耶馬の岩屋、その他史跡等について、看板を設置し、ウォーキングコースなどとして活用している。天念寺耶馬の麓から忌堂岩屋までの間の滑りやすい区間について、コンクリートブロックにてステップを作っているが、一部劣化している状況もある。

無動寺側では、無動寺耶馬の登山ルートに関係者が少ないため（ロングトレイルでもコース外になっている等の要因）、竹や倒木などによって登山口周辺（身濯神社脇）が塞がれていることがよくある。また、天念寺側と比べて案内看板や危険周知の看板も少ない。

ガイドンス施設については、天念寺に隣接する鬼会の里歴史資料館がその役目を果たしているが、無動寺側の情報は少なく、無動寺側ではあまりガイドンスを受けられない状況にある。



写真 50 天念寺耶馬の説明看板



写真 51 無動寺耶馬の説明看板

第 2 節 名勝指定地の土地利用状況

現在、名勝指定地の大部分は、民有地及び寺社所有の土地となっている。また、その地目についてみると、山林が多くを占めており、続いて境内地（天念寺・身濯神社・無動寺・身濯神社）が多い。また、里道も指定範囲に含まれている。

現在、指定地内に居住実態があるのは無動寺のみであり一般の民家はない。各境内地においては、それぞれの寺社によって日常的な管理がなされている。景観にそぐわない大規模な開発などが行われる可能性は低い。

広大な山林の中には、古くから生育していた樹木だけではなく、スギやクヌギなどの造成林が植えられている場所が多い。指定地の山林のほとんどの部分は険しい地形にあるため、地元住民の中には管理ができない（できなくなる事が想定される）場所が多く存在している。高く生育して景観・環境上障害となる可能性があるのは、特にスギ・ヒノキの造成林であるため、今後適切な調査を行った上で、景観支障木として伐採等を実施したい。

さらに、杉林や元々小さな耕地として造られた平坦面は、シイタケの栽培場所として適しており、菌糸をホダ木に行き渡らせる伏せ込みが行われたり、ホダ木を並べるホダ場が展開される場合がある。これら人々の生活に合わせた小規模な道路がつけられていることもある。

また、岩屋や古い墓地などの小さな信仰の場に関しても、山林に含まれている場合が多く、それらの所有は多くの人の連名で登記されているが、実態的には地区の共有地となっている。

第 3 節 名勝の周辺地域の現状

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の指定地周辺にも、指定地の保存活用又は指定地の本質的な価値の継承に関連する要素が含まれている。

(1) 名勝として保護すべき範囲

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の周辺地域には、豊後高田市教育委員会の名勝調査の段階において、名勝として保護すべき範囲が含まれている。指定地と一連の岩峰が所在する範囲であるが、行政上の手

続きの問題で同意が得られていないため、指定地には含まれていない。

(2) 眺望の範囲

天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、名勝の指定基準(11)の展望地点としての評価を受けている。天念寺耶馬・無動寺耶馬の無明橋付近からの眺望の範囲は図に示す範囲である。その他にも、天念寺耶馬及び無動寺耶馬を展望しやすい視点場を想定しており、天念寺耶馬側では七郎迫の駐車場からの展望範囲、無動寺耶馬側では少し峯道を逆走し、山林の入口まで向かった場所から振り返ると耶馬が良く見えるが、現状では特に何か整備を行っている訳ではない。また、長岩屋地区・黒土地区内の谷地は、国東半島県立自然公園の第2・3種特別区域・普通地域に含まれている。



写真 52 天念寺駐車場（スーパー林道脇）からの眺望

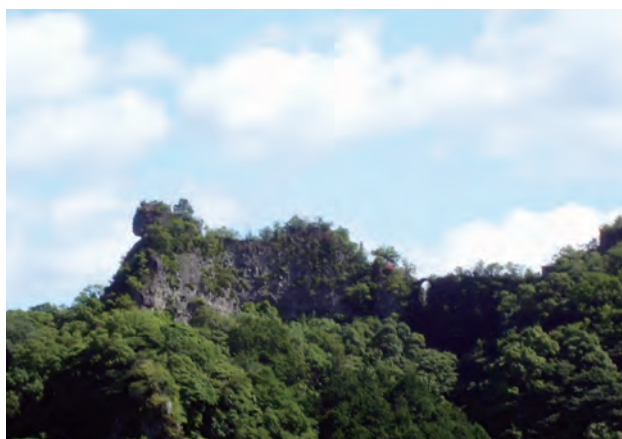


写真 53 無動寺無明橋から見た天念寺無明橋



写真 54 龍ヶ鼻から東側を望む



第 27 図 天念寺駐車場（スーパー林道脇）からの眺望範囲（赤丸：看板設置個所／黄色枠：眺望範囲）



第 28 図 無動寺駐車場付近（赤丸：看板設置個所／赤線：電線／黄線：峯道のルート）



写真 55 天念寺駐車場の施設
※奥に七郎ヶ迫五輪塔群がある



写真 56 無動寺耶馬側の展望スポット候補地

(3) 観光のための設備

天念寺の周辺には、ガイドンス施設兼食堂等の便益施設となっている鬼会の里歴史資料館があり、観光客の受入を行っている。また、修正鬼会に関する体験・交流事業の場として、令和3年に長岩屋修正鬼会交流センターが整備され、地元の戴星学園の生徒によるお囃子の練習など、交流事業に使用されている。

無動寺の周辺には、ガイドンス施設や便益施設が乏しい状況がある。周辺のスパランド真玉（城前）や、鬼会の里歴史資料館をうまく活用して、地域の発信などを行う必要がある。

第4節 課題

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用における課題を整理する。

(1) 総括的課題

天念寺耶馬及び無動寺耶馬において、天念寺のある長岩屋地区と無動寺がある黒土地区では、設備や地域団体の活動の内容によって、課題の内容が変わってくる。

長岩屋地区では、鬼会の里歴史資料館という拠点施設があり、長岩屋修正鬼会保存会などの地域団体が文化財の保存活用の活動をしているため、従来通り修正鬼会を中心にしつつ、観光・教育的な側面で質の高いコンテンツを実走させることが最大の課題となっている。

天念寺耶馬に入る際のルールを作り、周知を進める必要がある。国東半島峯道ロングトレイルでは、危険な個所を避けて、幾つかの鎖場や無明橋を通らずに黒土側に抜けるルートとなっている。現地見学や映像などで名勝の理解度を高められる方法を模索する必要がある。

一方の黒土地区では、無動寺周辺にガイドンス等ができる拠点施設がなく、自治会や檀家以外で無動寺耶馬に特化して保存活用する団体がいないため、少し広域での連携が必要になる。ガイドンスや登山関連の整備や、各構成要素の調査・モニタリングの継続実施ができる体制づくりを行い、優先度の高い事業から進めていく必要がある。

また、両地区で実施されている「おせったい」については、コロナ禍で縮小している状況にもあり、現状の把握ができていないため、民俗調査を実施したり、記録を作成することが喫緊の課題である。

(2) 個別の課題

①構成要素の保存方法の確立

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の構成要素は、その立地故に岩峰から受ける影響等を受けている場合が多くみられる。

例えば、天念寺講堂、身濯神社においては、すぐ後背に聳える岩峰から礫が落下し、瓦が破損したり、茅葺屋根の劣化を進めるなどの影響がある。その為、講堂については、茅葺屋根の差し替えを定期的に行う必要があり、前は平成 22 年度に本格修理を実施し、その後、平成 31 年度に茅葺屋根の部分補修を行っている（ともに国（民俗）・県・市補助を活用）。

また、岩峰上に位置する文化財の日常管理は、現在地元住民によって峯入り・ロングトレイルの主要部を中心に実施されているが、中長期的な視点も含めて検討する必要がある。シカ・イノシシなどの獣害による石造物の落下（天念寺講堂の西側の燈籠、龍ヶ鼻の燈籠）なども度々問題になる。

また、境内には中世石造物などが多く存在しており、その所在や状態については、定期的なメンテナンスを官民共同で実施することが好ましい。

②指定地周辺（他の指定／バッファゾーン／保護すべき範囲）の取り扱い整理

天念寺境内の名勝指定地内には、県指定史跡「長岩屋山天念寺 附 川中不動及び護摩堂跡」があり、屋外にある有形文化財も多く所在する。また、講堂では毎年旧正月に国指定無形民俗文化財「修正鬼会」が執り行われ、伝統行事との共存・共生が強く望まれている。

天念寺耶馬を中心に、長岩屋地区には六郷山寺院としての景観、坊跡などに六郷山関連の関連文化財が多く所在している。無動寺耶馬については、旧無動寺（下黒土身濯神社）や、大石（四至）などの古文書に登場する比定地、椿堂といった関連の信仰施設が多くある。指定地を中心としながら、これらの周辺文化財をバッファゾーンとして意識的に保存していく必要がある。

また、一帯に展開する豊後四国八十八箇所霊場（写し霊場）や、「おせたい」の文化が新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、途切れてしまってきているという課題がある。

また、天念寺耶馬側には、手続き上、指定地に組み込めなかったエリアが存在し、中長期的にかけて保存の対象にするべく働きかけを行っていく一方で、当面の間、どのようにエリア内の要素を維持していくかを検討していく必要がある。

③峯道の安全性の確保（活用）

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の活用においては、国東半島峯道ロングトレイルなどのトレッキングが中心になってくる。

天念寺耶馬では、安全対策のため、近年鎖や看板設置など実施しているものの、道に迷うという報告が出たり、滑落による死亡事故も発生している（死亡事故発生箇所は鎖の整備とは無関係の場所）。したがって、天念寺耶馬を安全に見学していただくための取組を継続実施する必要がある。

一方の無動寺耶馬では、名勝指定の後から椿堂などの取組で登山道が整備され、コロナ禍に入る前は霊場巡りの体験プログラムが実施されていた。死亡事故の例など無いが、同じく安全のための整備やルール作りを実施する必要がある。

④視点場の検討と整備

天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、麓から岩峰や無明橋を眺める視点と、岩峰から谷や対面の耶馬を眺める視点の2パターンの視点場の検討が必要になる。

後者については、天念寺耶馬については、無明橋やその周辺が特に見晴らしが良く、中核となる構成要素「無明橋」との関連性を感じることができるため、自ずと無明橋周辺が視点場になる。無動寺耶馬においても、無明橋とその周辺が視点場となる他、山頂付近も見晴らしがよく、既に視点場となっている（看板が設置されるなど）。

前者については、天念寺耶馬ではスーパー林道沿いに作られた新しい鬼会の駐車場から見ると、天念寺耶馬全域が良く見える（名勝の説明看板も同駐車場に設置した）。黒土側からも天念寺無明橋は見るができるが、かつては無動寺から見えていたという聞き取りがあり、杉林などの造成によって徐々に見られる範囲が狭まっている状況がある。一方の無動寺耶馬については、現在視点場として整備している場所はなく、真玉川を渡って少し峯入りのルートを逆走した位置でないと、電線などを耶馬に被せないように無動寺耶馬全部を視界に収めることはできない。

⑤名勝を活用した地域の魅力度アップ

天念寺周辺は、修正鬼会をテーマにした資料館：鬼会の里歴史資料館や、令和3年に完成した交流施設：鬼の館などの施設があり、様々な方法での活用が望まれている。

日本遺産 鬼が仏になった里「くにさき」の取組では、鬼会の里歴史資料館を日本遺産拠点施設と位置付け、重点的に誘客促進を行っている。無明橋に関しても、登らなくても理解が深まるように、VRや実物大レプリカを制作・展示している。現在では、来訪者数を増やすだけでなく、より地域の魅力を知ってもらえるような体験プログラムの検討や、かぼすの生七味などの特産品開発を実施している。

また、交流事業を増やすことで、住民の絆を深め、地域の継承を促進することが可能になる。鬼の館では、地域の小中学生らを対象に修正鬼会のお囃子の練習などが実施されている。コロナ禍が終息した折には、より多くの活動が鬼の館を中心に実施できるようにしている。

無動寺周辺は、旧真玉町時代にはその主要な観光地であったが、現在は少しトーンが弱まっている。無動寺は護摩焚による祈祷ができたり、寺院体験ができる設備があるが、観光客が大勢押し寄せて帰るような形ではなく、ゆっくり深く体験できるようなプログラムを考えていく。

第5章 保存活用の基本方針

第1節 保存活用の理念

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存活用に係る理念を以下のように定める。

【理念】

峯入りを象徴する風致景観の保護と
修正鬼会・おせったい文化の継承

【コンセプト】

天念寺耶馬及び無動寺耶馬には、古代以来、急峻な岩峰上に六郷山寺院の修行の道がひらかれ、現代にいたるまで「峯入り」を象徴する風致景観として認知されてきた。また、江戸時代中期以降には、峯道沿いに豊後四国八十八箇所の写真霊場が開かれ、巡礼者を迎えることに由来する「おせったい」の文化も地域に根付いている。一方で、横長の岩屋の中に建築された天念寺講堂一帯では、毎年「修正鬼会」が執り行われ、六郷山の仏教文化が古代以来の長い時間をかけて醸成されてきたことを肌で感じることができる。

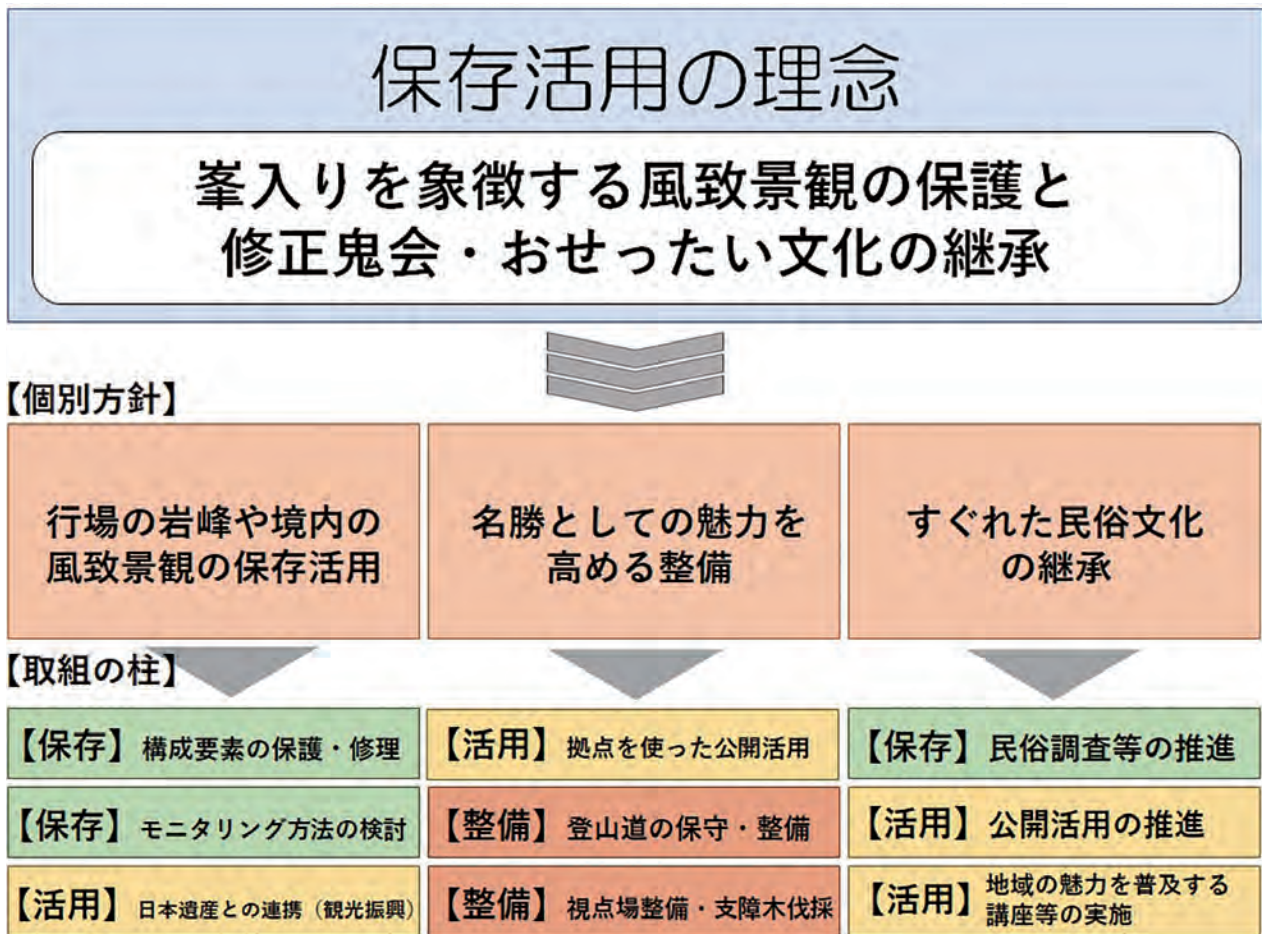
「峯入り」「修正鬼会」「おせったい」のそれぞれが、両耶馬の風致景観を背景に展開されることで、それらの民俗文化の独自性・地域性といった価値を高めており、それとは反対に風致景観を觀賞する際にも、民俗文化の存在が風致景観をより味わい深いものになっている。両耶馬の風致景観と民俗文化は分かちがたく、相互に関係しており、他に無い価値を生み出している。

両耶馬の風致景観は、良好な形で現地に伝えられてきたが、過疎化・高齢化等によって、維持管理ができずに、一部觀賞しにくくなっている状況がある。名勝の構成要素の詳細把握や、周辺の風致景観を構成する要素への配慮、山林の管理・モニタリングに努めることで、より多くの人が名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の価値を理解しやすい環境整備を行う。

また、現在にわたって名勝の背景となってきた修正鬼会やおせったいといった民俗文化についても、高齢化やコロナ禍などの影響によって、今後継承することが難しくなることも予想される。生活様式等の変化にあわせて、民俗文化とともにある風致景観を後世に残していきたい。

第2節 保存活用の基本方針

前節で定めた理念に基づき、保存及び活用をバランスよく実施するために必要な基本方針を定め、具体的なタスクである個別方針を列挙する。



第30図 天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用の理念・個別方針・取組の柱

【基本方針1】

○行場の岩峰や境内地の風致景観の保存活用

両耶馬の構成要素を適切に保存活用し、その周囲の環境保全を継続的に実施できる体制を作る。また、定期的なモニタリングや適切な修理を行い、安全に配慮した環境づくりを行っていく。日本遺産の活用事業とあわせた地域ブランディング・観光事業化を実施する。

【基本方針2】

○名勝としての魅力を高める整備

両耶馬の最大の構成要素で、名勝を体感する場合にも重要な役割を果たす岩峰群と峯道について、より魅力を高めるために安全と眺望を確保する環境整備を実施する。

過去に視点場となっていた地点や、良好な眺望地点の内、視点場として整備できるものについて整備する。特に造成林の成長などによって、数年で眺望が阻害されている地点があり、改善を行いたい。

登山道に関しては、現在でも遊歩道・鎖場などの補助設備や、トイレなどの便益施設は設置されているが、安全・利便性の確保は継続的に実施する必要がある。

【基本方針3】

○すぐれた民俗文化の継承と普及

長岩屋地区・黒土地区には、様々な伝承・祭祀などが伝わっており、それらは一帯の風致景観とも深い関わりを示している。それらの伝承・祭祀を次世代へと伝えていく。新しい拠点を使った修正鬼会の継承・体験事業の実施や、おせったいの民俗調査などを行い、文化の継承のための情報を整理する。

第3節 個別の取組の柱

(1) 行場の岩峰や境内地の風致景観の保存活用

【保存】構成要素の保護

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の価値を示す構成要素について、適切な保存・継承を実施する。特に構成要素が密集する峯道や境内地については、後段に示す構成要素の取扱基準に基づいて、各構成要素の位置や状態を維持していくことを基本とする。また、修理が必要と思われる物件（天念寺講堂・無動寺耶馬1号岩屋など）については、適切な修理を実施する。

構成要素に伴う無形の価値（民俗・祭祀など）についても、その内容について把握をし、構成要素とともに保護を行う。

【保存】モニタリング方法の検討

構成要素や範囲内の景観・環境についてのモニタリングの実施方法（対象や内容、時期など）の検討を行う。構成要素の内、自然的要素については比較的变化が少ないが、突然崩落など観賞・災害両面から潜在的リスクのある部分や、希少な植生などについては、継続的なモニタリングが必要である。

人工的な要素については、毀損滅失への対策や、周辺環境の整備について、定期的なモニタリングを実施する必要がある。特に石造物についてはコケ類・地衣類の生育状況を把握し、磨崖仏についてはクラック等の状況分析を実施する。無明橋については、これまでも地震などが発生した後に実施してきたように、安全確保の側面からも定期的なモニタリングが必須となる。

【活用】日本遺産との連携（観光振興）

活用の取組として、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』との連携した事業を展開する。特に天念寺耶馬周辺は、鬼会の里歴史資料館を日本遺産コーナーとして整備をしており、日本遺産くにさきのガイドンス機能を高めるだけでなく、日本遺産を活用した地域住民の取組を推進していく。

(2) 名勝としての魅力を高める整備

【活用】拠点をを使った公開活用

鬼会の里歴史資料館の展示を使って、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の魅力を観光客等に伝えていく。平成30年度に天念寺無明橋の実寸大レプリカ及びVR映像等を新たに展示がスタートしたが、これらをより多くの人に体験してもらうための取組を実施する。また、鬼会の里歴史資料館を拠点

にしてガイド事業を実施したい。

【整備】登山道の保守・整備

登山客の安全・利便性の確保のための設備の保守・整備を行う。登山の安全のための設備としては、鎖場・案内看板・危険周知の看板などがあるが、定期的なモニタリングを行いながら、適切な整備を行う。

説明看板については、安全上・ガイドンス上必要なものを適時更新をしていくが、周辺の景観にあわせた色調や形状、統一感については関係各課との連携が必要である。

【整備】視点場整備・支障木伐採

両耶馬の観賞ポイントや、それぞれの耶馬を相互に観賞できる場所を視点場として設定し、必要な整備を行う。

視点場からの眺望を確保するために支障木の伐採を検討する。無動寺方面から天念寺耶馬無明橋が徐々に見えなくなっており、無動寺側のスギなどの造成林を伐採して、視界を確保する必要がある。造成林の範囲については計画的な伐採を促したり、景観支障木として伐採することを推進する。

(3) すぐれた民俗文化の継承と普及

【保存】民俗調査等の推進

名勝指定地やその周辺で行われている民俗文化について、コロナ禍の影響を受けて急激に縮小している状況があり、それらの民俗調査を優先的に推進する。

特に、豊後四国八十八箇所霊場の写し霊場に関連する「おせったい」は急速に縮小しており、内容等が伝わっている内に情報収集を行う。

【活用】公開活用の推進

指定地内及び周辺の峯道に関しては、鎖場などの危険箇所があることから、高齢者・障がい者をはじめとして、現地でその景観を楽しむことができない人が多くいる。これらの人にも両耶馬の風致景観を楽しんでもらうため、VR 無明橋の普及や、写真や映像の継続的な公開を行う。

また、見学の時期が限られている修正鬼会などの民俗文化についても、公開活用を推進し、多くの人に知ってもらったり、後々の継承に役立ててもらうための取組を行う。

【活用】地域の魅力を発見する講座等の実施

地域住民や豊後高田市民に対する名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の価値を伝える文化財教室の開催を行う。

戴星学園をはじめとする地域の小中学校に向けた出前講座や、一般向けに実施する文化財講座などを通じて、地域の魅力を発見するきっかけにする。

また、語り部となるガイドの育成も必要である。ロングトレイルのガイドを中心に呼びかけ、通常の解説ポイントに加え、文化財に関するより深い知識だけではなく、旅行の企画に対する理解度を高める取組を実施していく。

第6章 名勝の保存

第1節 保存の方策

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保存に際しては、第4章の名勝指定地の現状や課題で列挙した問題について、優先順位を付けて、少しずつ課題を解決していく必要がある。

まず、現状変更行為に関する取扱基準を明確化し、想定される現状変更行為に対する方針を共有する必要がある。指定地のほとんどは山林であり、次いで境内地となっており、指定地内には新規の建築物や工作物が造られることはあまりないと考えられるが、地域との定期的な情報共有に適時取り組む。

眺望や景観を維持するためには、バッファゾーンの検討や、サインに関する取り決め等が重要であるため、これらの共有は担当課や関連する部署と情報共有を行いながら、ルールを地域内に浸透させていく必要がある。

構成要素の修理に関しては、重要度・毀損等の深刻度によって、優先順位を付けて取り組んでいく。特に天念寺講堂・川中不動の定期的な修理や、無動寺耶馬1号岩屋については、現状の把握を行い、修理や保存修理に備える。天念寺講堂の屋根などは礫の落下などで常に劣化をしており常にモニタリングをする必要があり、川中不動は彫刻面の保護だけでなく、上部に繁茂する樹木等の伐採などもする必要があり、現状から悪化しないように努める。

構成要素等のモニタリングに関しては、豊後高田市教育委員会が市文化財保護審議会委員らと共に実施している通常のモニタリングの一部として実施し、指定文化財などと共に名勝の構成要素等の見回り等を実施することとする。石造物に関しては、獣害や災害などによって、崩落する例が複数確認されており、定期的なモニタリングに加えて、災害等が発生したタイミングでの安全確認を実施する。

長岩屋地区・黒土地区の高齢化に伴い、既に民俗に関する聞き取り調査がしにくい状況が発生している。今後もその状況は更に厳しくなることが予想されるため、早い段階で調査内容を整理し、大学などと連携しながら民俗調査に取り組む必要がある。民俗調査は、写真や文章だけではなく、動画などの多様なメディアを使って保存・発信を行う必要がある。

第2節 現状変更行為の取扱基準

(1) 現状変更行為の制限

文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は、文化庁長官の許可を得なければならない。」と定められている。

現状変更行為は、名勝の本質的価値を踏まえ、重要な構成要素の保存を前提として、その可否が判断されるべきである。

(2) 現状変更行為の種類

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬で想定される主な現状変更行為には、以下のような行為が含まれ

ている。

- あ、作業道、登山道等の改修及び修繕等
- い、建築物の新築、増築、改築、移転又は除却等
- う、工作物の新設、増築、修繕、移転又は除却等
- え、木竹伐採及び植栽等
- お、災害復旧または防災等に係る工事

(3) 現状変更行為の取扱いの考え方

名勝保護のために実施する整備事業や、地域の生活生業、宗教活動、風俗慣習に関わるものうち、風致景観に与える影響が軽微なもの以外については原則として許容しない。

学術研究目的で影響の軽微な場合は除いて、岩石の採掘、採取は原則として認めない（ただし、学術調査研究目的で、影響の軽微なものを除く）。

(4) 豊後高田市に許可事務権限が委譲されている現状変更行為

現状変更行為であっても、一部の軽微な現状変更行為については、文化財保護法施行令第5条第4項イ〜ルの規定により、豊後高田市教育委員会がその事務を負う。詳細な規定については、平成27年12月21日次長通知によること。

【文化財保護法施行令第5条第4項イ〜ルの抜粋】

- イ、小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの
新築、増築又は改築
- ロ、小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ、工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ、法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ、建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト、木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ、史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ、天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ、天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
ル、天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されている
ものを除く。）の除却

（５）文化庁への許可申請を要しない行為

文化財保護法第125条第1項の但書では、現状変更行為については維持の措置又は非常災害の
ために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、
文化庁長官の許可を要しないことと定められている。

また、日常の維持管理においても、現状変更等には含めないこととする。

ただし、上記のいずれの場合においても、管理団体豊後高田市との事前協議を行うこととする。

◎維持の措置の範囲

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条
に定める「維持の措置の範囲」は以下の通りである。

- ①名勝がき損し又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝を
その指定当時の原状に復するとき
- ②名勝がき損し又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急
の措置をするとき
- ③名勝の一部がき損し又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、
当該部分を除却するとき

◎非常災害のために必要な応急措置を執る場合

災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置

◎日常の維持管理の範囲

その他、日常の維持管理に該当する行為について、エリア内で頻繁に実施されることが想定され
るものは、以下の通りである。

a. 植生等の維持管理

- ・植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝の剪定、草刈り、植栽植物の管理）

b. 農林業関係設備の日常的な管理

- ・造成林の管理（枝打ち、間伐）
- ・農道、林道の清掃

c. 里道、登山道の日常的な管理

- ・墓地に通じる里道の保守点検、清掃
- ・登山道の保守点検、清掃、簡易的な補修

d. 既存の建築物、工作物の日常的な管理

- ・建築物の外壁又は屋根の塗装等の小規模な修繕
- ・浄水排水路などの工作物の修繕
- ・植物のツタ、コケ類などの除去
- ・景観づくりのための植物プランターの設置、道具類の一時的な設置など復旧が容易なもの

☆現状変更行為等の許可申請等の区分に関する表

第9表 現状変更行為等の許可申請の区分

区分	行為の種類別	行為の内容
文化庁長官への許可申請必要	現状変更行為 (文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リの規定に基づく現状変更を除く)	あ、造成(土地の採掘、盛土、切土)等の地形の変化 い、道路(林道、里道、農道、作業道、登山道)の新設、改修及び修繕 う、建築物の新築、増築、改築、移転又は除却 え、工作物の新設、増築、改築、移転又は除却(設置後50年以上) お、農林業関係施設(圃場、水路、防獣柵)の新設、増築、改築、移転又は除却 か、木竹及び植物の植栽、伐採 き、崩落した岩石の除却 く、防災、事故防止のための整備 け、発掘調査及び保存のための修復、活用のための整備
原則として許容しない現状変更行為	名勝の本質的価値に影響を及ぼす可能性が極めて高い現状変更行為	こ、岩石の採掘、採取 さ、現状変更行為が名勝の構成要素に及び、名勝の本質的価値が失われることが明白な行為 し、現状変更行為の及ぶ範囲が広く、名勝の保存に顕著な負の影響を及ぼすことが明白な行為
豊後高田市教育委員会への許可申請必要	文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ〜リに基づく現状変更	イ、小規模建築物(2階以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。ロにおいても同じ。)で2年以内の期間に限って設置されるものの新築、増築又は改築 ロ、小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあたっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であって、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第8条第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。 ハ、工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあたっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装もしろ修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。) ニ、法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ヘ、建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) ト、木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) チ、史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 リ、天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
許可申請不要	維持の措置	名勝が毀損、衰亡している場合において、 (1)その価値に影響を及ぼすことなく当該名勝を指定当時の現状に復する時 (2)その拡大を防止するための応急措置 (3)復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去
	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	災害が発生した場合は、またその発生が明らかに予測される場合に執られる応急措置
	保存への影響が軽微である場合	a. 植栽の維持管理 b. 農林業関係設備の日常的な管理 c. 里道、登山道の日常的な管理 d. 既存の建築物、工作物の日常的な修繕

第3節 構成要素の修理

構成要素の修理は重要度や毀損の度合いなどにより、優先順位をつけて適時実施していく。

建築物の中では、天念寺講堂・身濯神社は、江戸時代中期～後期にかけて建築された建物で、天念寺境内の信仰の中心になっている。岩屋と一体で建築されているため、岩峰から落下する礫や湿気などの影響で屋根等が損傷する被害がある。また、天念寺講堂では修正鬼会を行う中で、柱や長押の部分を損傷することがよくある。これらについては、地元への聞き取りや定期的なモニタリングを実施し、必要に応じた修理・メンテナンスを実施する。天念寺講堂に関しては、『天念寺講堂保存修理報告書（平成22年）』において、5～10年を目途に屋根の挿し替え・メンテナンスを行う指針を立てている。

無動寺側の峯道の中の、1号岩屋については、いつ頃の建築物か不明であるが、無動寺耶馬の巡礼の道の景色を保護活用する際に必要な構成要素である。不動明王・弘法大師の石仏が安置されており、崖際のルートも残されているため、モニタリングを行いながら、修理・再設置のタイミングをはかる必要がある。

第4節 モニタリングの実施

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の構成要素には、多くの石造文化財が所在している。中には、地域の歴史を物語る上で欠くことのできない石造文化財も所在し、これらの現況を詳細に把握することは、名勝の保存活用に役立つものである。また、同時に地震や台風などの自然災害、経年劣化や苔・地衣類の繁茂状況、盗難・破壊などのリスクにも対応できるような現況データを取得し、整理をしておく必要がある。

豊後高田市教育委員会では、地元住民や市文化財保護審議委員、県文化財保護指導委員と協力しながら、全市的な文化財のモニタリングを実施している。これにあわせて名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の構成要素のモニタリングも行うようにする。

特に注意すべき文化財として、川中不動の崖面・岩上部の植物・地衣類の繁茂が確認されており、定期的なモニタリングを行い、必要に応じて除去などを行う。また、龍ヶ鼻の石祠・燈籠が獣害か地震で倒壊した事例があり、定期的な傾きのモニタリングを行ったり、鹿や猪に対する備えを文化財の周辺でも行いたい。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬のエリアの中には、峯道・登山道として利用・管理されている道があるが、樹木や竹の繁茂によって道が塞がれたりする場合がある。道の状態をモニタリングし、必要に応じて地域住民と情報共有・協力しながら、管理を行っていききたい。

また、天念寺耶馬無明橋については、過去の大きな地震の際にも安全点検を実施しており（平成26年3月伊予灘地震・天念寺周辺震度4）、今後は無動寺耶馬無明橋も含め、安全性の確保のためにも点検を実施していく。

第5節 民俗調査等の実施

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の魅力の1つに民俗的要素があるが、地域は高齢化で、現在伝わっている民話・伝承や祭祀も、そのままにしていれば徐々に廃れてしまう可能性が高い。

地域住民や市文化財保護審議委員と連携しながら、民俗調査を実施し、その価値を地域内外に普及させていく取組を実施する。

民話・伝承に関しては、その収集をしっかりと行う必要があり、失われるスピードから見て緊急性が高い。ある程度悉皆的に実施する必要があるため、地域ぐるみの取組として実施することで高い効果が得られると考えられる。

祭祀に関しては、地域内でもしきたり等の理由が伝わっていないため、略式になってしまう傾向があり、その価値の普及が重要課題となっている。調査に際し専門性を要するため、大学や県教委と連携しながら、祭祀の様子記録保存に加えて、しっかりと発信を行う。また、エリアを横断して実施されているおせったい文化について、コロナ禍の影響も受けて途絶えている箇所が多くあると考えられ、実施の有無の調査から実施する必要がある。

第6節 周辺環境を構成する要素の保存

指定地の風致を良好に保存するためには、指定地周辺の環境保全にも配慮することが重要である。特に、名勝の指定基準(11)「展望地点」の価値(両耶馬や無明橋が相互に望めるなど)を良好に継承するためには、景観コントロールに関する検討材料を整理する必要がある。昨今の例では、ソーラーパネルや大型の発電用風車などの設置が、県内や市内で問題となる場合もあり、地域・景観づくりの方向性を地域住民での協議の機会等を設けておきたい。

特に以下の項目の内容について、検討を深めていきたい。

①国東半島県立自然公園

国東半島県立自然公園に関する規制の及ぶ範囲は、天念寺耶馬及び無動寺耶馬の全域とその間にあがる集落等の範囲にも広がっており、名勝指定地の殆どが県立自然公園の指定地にも入っている。

②周知の埋蔵文化財包蔵地

指定地周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、以下に長岩屋地区・黒土地区の指定地外の包蔵地を列挙した。長岩屋地区の集落一帯は、天念寺遺跡として大きく括られている。黒土地区・無動寺付近では、各坊跡が包蔵地となっている。

周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない場合についても、中世石造物などが分布していることがあり、注視をする必要がある。

③農林業に関する規制の範囲

長岩屋地区・黒土地区の農地については、農振法・多面的機能・棚田振興法により農地を守る取組・制度が運用されている。すでに耕作放棄地となって、これらの施策の対象外となった荒地をどのように管理するかが課題となってくる。また、周辺の山林にも森林を守るため、森林法による規制がある。

④景観に関する規制

長岩屋地区・黒土地区は豊後高田市景観条例における景観区域には指定されていないが、道路沿いの屋外広告物規制や、豊後高田市の定めるサイン計画などにより、必要な工作物を設置するにあたり、景観への配慮が求められている。

⑤天念寺耶馬・無動寺耶馬を相互に展望する範囲

周辺の眺望を確保するため、眺望の範囲を整理し、定期的にモニタリングなども実施する必要がある。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬については、それぞれの尾根から相互に耶馬を観賞することができるため、尾根からの視界に影響を与えるものについてはよく検討することが望ましい。また、両方の耶馬上から東都甲の鬼城付近の岩峰群が見えたり、谷に沿って集落が見えるなど、広い範囲が眺望の範囲となっている。

第7節 追加指定

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の保護すべき範囲の大部分は平成29年に指定されたが、一部については指定に向けての条件が揃わずに指定を見送った部分である。この部分には、岩峰の景色に優れる範囲や、指定後に構成要素となるべき物も含まれているため、引き続き保護の対象とするべき範囲として、可能な範囲で状況把握を行う。

また、これらの土地については、適時地籍調査を実施するなどし、追加指定を検討する。

第7章 名勝の活用・整備

第1節 活用・整備の方向性

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の活用・整備の在り方としては、名勝の価値をより多くの人に知ってもらい、地域住民だけでなく、地域外の力も借りながら、観光・地域活性化の素材として名勝を活かし、未来に継承することを目指す。

当面の方向性としては「名勝の価値を活かした観光事業化」「名勝の価値を再発見する文化財教室」「支障木伐採や視点場の整備」「標識・動線のブラッシュアップ」「登山設備の修理」の5つが挙げられる。

(1) 名勝の価値を活かした観光事業化

名勝指定地とその周辺においては、豊後高田市が積み上げてきた観光事業の実績がある。

現在も豊後高田市商工観光課が中心となって観光振興を行っており、天念寺に隣接する鬼会の里歴史資料館は、地元住民が組織する天念寺周辺開発委員会が運営しており、ガイドンス施設として機能するだけでなく、地元の蕎麦や野菜などを提供する食堂や、地域産物やグッズの販売所による収益事業を行っている。無動寺側は市の施設はないものの、無動寺や椿堂、椿光寺を中心にして、巡礼や石仏巡りを題材に観光誘客を行っている。

国東半島峯道ロングトレイルは、ともにT-3コースに位置付けられているが、危険が伴うコースであるため、天念寺耶馬では針の耳で黒土側に出た後はそのまま下山するコースが採用されており、無動寺耶馬もコースには組み込まれていない。現在の豊後高田市としての対応としては、危険性や信仰の場であることを鑑みて、安易に立ち入らないように看板などの設置を行っている。安全に登山を行える環境を整備することも重要であるが、両耶馬がどのような場所であるのかを、名勝としての価



写真 57 修正鬼会を応援するクラウドファンディング返礼の一例



写真 58 VR 無明橋の見学風景



写真 59 VR 無明橋の撮影風景

値の普及啓発によって理解促進を行う必要がある。また、天念寺無明橋については、観光客が安全に現地の様子を体験するためのVR動画を作成し、鬼会の里歴史資料館で公開しており人気となっている。

これらの取組をベースにして、地元でプロデュースできるような新しい観光事業が計画されている。日本遺産の事業で開発を行っている「リトリートツーリズム（豊かな自然と深い文化に根差した精神性を活かし、心身の休息を図る旅行）」だけでなく、長崎鼻のアート鑑賞と関連付けた「アドベンチャーツーリズム（自然体験や文化体験をコースに盛り込んだ旅行）」「カルチャーツーリズム（文化や伝統、生活様式など文化的な観光資源に触れる知的好奇心を満たす旅行）」のプログラム構築を行っている。

これまで六郷満山日本遺産推進協議会（豊後高田市商工観光課・文化財室、国東市観光課・文化財課で構成）が中心となって、観光事業化に必要なシステム構築・着地型観光の手続きのワンストップ化・デジタル化などを行ってきたが、組織強化の面で足並みが揃わない部分があったため、担い手となる民間事業者と協業しながら、地域資源のプロデュースやPR戦略の精査を実施する。インバウンド需要も徐々に高まっており、受入体制の整備も急務となっているが、すでにノウハウを持っている民間事業者と協力しながら推進する必要がある。

PR戦略としては、現在、豊後高田市のホームページ（URL：<https://www.city.bungotakada.oita.jp>）と、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』のホームページ（URL：<https://www.onie.jp>）を軸にして、SNS（Facebook、X、Instagram）を特性に応じて使用しながらPRをしている。地域学習・観光の両方に使える詳説パンフレットを作成しており、豊後高田市各庁舎や鬼会の里歴史資料館で無料で配布している他、豊後高田市ホームページや日本遺産ホームページにもデータをアップして、誰でも参照できるようになっている。令和6年2月からは、豊後高田市役所職員が中心となって、日本遺産くにさきのPRを行う動画制作をスタートしており、3Dデータなどを活用した発信を継続して行う予定となっている。

（2）名勝の価値を再発見する文化財教室

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の自然・歴史・民俗・社会の4つにわたる価値について、地域内の人に発見してもらうための文化財教室を実施する。発掘調査や民俗調査などの成果や、豊後高田市が官学連携の提携をしている別府大学との交流事業を行うことで、地域住民により地域のことを深く知り、愛着を持つキッカケづくりを行う。

周辺の小中一貫校である戴星学園では、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬に関する「郷土の歴史・文化」



写真 60 日本遺産を紹介する図鑑



写真 61 動画による文化財解説

出前授業（総合的学習の時間）を実施したり、小学生を対象にした現地見学会なども実施している。

一般向けの普及の事業として、指定時には指定記念シンポジウム、市民を対象にした郷土の文化財探訪バスツアーを実施している。

別府大学との交流事業としては、文学部史学・文化財学科の赤松秀亮先生のゼミにおいて、令和5年度から都甲地区（長岩屋を含む）の地籍調査や踏査が行われている。交流事業での成果を分かりやすい形で地域住民への普及に利用することも重要と考えている。

また、天念寺一带のPRのアイテムとして、天念寺修正鬼会の災払鬼のキャラクター「てんてん」、荒鬼のキャラクター「ねんねん」を作成し、高さ20cmほどのぬいぐるみにもなっている。「てんてん」は、日本遺産の公式Xの語り手として、アップロードする写真にも写すなどの工夫をしている他、各課の窓口やブースにも配置するなど、多方面から地域を支えるマスコットとして活躍している。



写真 62 天念寺耶馬及び無動寺耶馬
パンフレット



写真 63 修正鬼会のパンフレット



写真 64 地元学生に対する出前講座の様子



写真 65 鬼のぬいぐるみを使ったPR

(3) 支障木伐採や視点場の整備

構成要素になっている岩峰群の景観支障木となっている木々の伐採を行うなど、中規模の環境整備を行う。昭和後期からの造成林（スギやヒノキ）が高く育ち、岩峰群を隠している場所が多く見受けられるため、より詳細な伐採計画を定めた上で適宜伐採を行う。保存活用計画策定委員会での現地踏査の中で、10年程度前まで黒土・無動寺そばから望めていた天念寺無明橋について、手前の造成林

の伐採によって視界を確保するべきとの意見を受けている。ある程度の伐採ポイントは定まっているものの、どの樹木を伐採するかは、景観調査及び環境調査を行い、周辺に与える影響が少ないように実施する必要がある他、指定地外の民地に所在する可能性が高いため、伐採のタイミング等も踏まえて入念に計画を立てる必要がある。

また、天念寺講堂の上部の岸壁上に生えた樹木など、安全性の観点から除去が必要な植物も確認されており、経過を観察しながら、除去を行う必要がある。

(4) 標識・動線のブラッシュアップ

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬に関する説明看板は、平成30年に天念寺側に、令和2年に無動寺側に設置した。天念寺側は天念寺耶馬の岩峰群が一望できる修正鬼会駐車場に、無動寺側は無動寺駐車場に設置した。指定の前に設置されている看板もいくつか設置されているが、名勝の内容に触れていないものについては、適宜更新を行う。



写真 66 長岩屋谷エンブレム看板



写真 67 真玉谷エンブレム看板



第 31 図 長岩屋谷エンブレム



第 32 図 真玉谷エンブレム

観光客等の動線についてもブラッシュアップを行う。天念寺と無動寺の連携は欠かせないものである。令和2年には、六郷山寺院間の案内標識の数も強化され、日本遺産の取組では、文化財をモチーフにしたエンブレムを案内標識として設置したり（長岩屋谷のモチーフとして、修正鬼会・無明橋、真玉谷のモチーフとして、無動寺木造不動明王像が描かれている）、説明看板の中に統一のマークとして表示してある。ガイドの整備などを強化することによって、名勝や遺跡、民俗などの価値を説明できるように整備をする必要がある。

(5) 登山設備の修理

鎖場やブロックによる階段などの登山設備は、平成初期～平成末期に整備されたものであり、部分的に劣化している箇所がある。これらについては、訪れる人の安全のために、モニタリングをしながら、本格的な修理・整備をする時期を決定する必要がある。

第2節 地域全体の取組

長岩屋地区・黒土地区全体の取組の方向性について整理を行う。長岩屋地区・黒土地区は周辺の山間部と同じく少子高齢化が進んでおり、地域を良好な形で次世代に引き継ぐことができるかが大きな課題となっている。指定地だけでなく、地域全体で名勝保護に取り組んでいく。

(1) 関連文化財の保存活用

名勝指定地付近には多くの文化財が存在している。それらの保存活用を行う際に、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬を核として、関連付けて行うことで、文化財保護の取組に一貫性が生まれる。先述の長岩屋谷・真玉谷のエンブレムを取組のトレードマークとして使用することで、地域内外の人に文化財活用の取組の一部であることを分かりやすく伝える。

特に六郷山寺院関連の文化財については、国東半島の各地に点在しており、その理解を深め、周遊性を高めるためにも有効である。

(2) 地域内外への発信・普及

長岩屋地区では、冬の「修正鬼会」や秋の「鬼会の里祭り」といった行事やイベントが開催されており、地域住民・観光客にとって、憩いの場となっている。一方、黒土地区では春の「おせったい」が行われて、多くの人が周辺を訪れている。

こうしたイベントの際に名勝に関する普及啓発を行うことで、1人ひとりが天念寺耶馬及び無動寺耶馬に愛着を持ち、両耶馬の保全や活用についての意識を形成するキッカケとなる。

また、日本遺産事業に関連して、市内の文化財を域外にPRする機会が増えている。修正鬼会や名勝が主要な構成文化財となっており、体験の場面でも多く活用されることがあるため、日本遺産事業の機会を使ってPRを行うことは、名勝の発信・普及にとっても良い波及効果が生まれると考えられる。

その他、豊後高田市の主要観光地である昭和の町や、大分空港、別府・大分市などでのPRを行うことで、より多くの人への発信・普及を行う機会を持ち続けることが重要である。

(3) 収益事業への展開

長岩屋地区では、鬼会の里歴史資料館を拠点にして、地域住民がつくる天念寺周辺開発委員会が、入館料・食堂運営・特産品販売などの収益事業に取り組んでいる。

特産品の開発については、かねてからかんころ餅などを販売してきたが、令和3年度から日本遺産との連携事業に取り組み、鬼の郷の実山椒とかぼすの生七味（令和5年初夏発売開始）、鬼の郷の辛味噌（令和5年度開発中）を開発し、自主商品として販売をしている。収益事業化が進展するように、クラウドファンディングでの修正鬼会への呼びかけや、ふるさと納税の活用、積極的な販路拡大を行い、安定的な収入を得られるような取組を継続する。

観光関連の地域収益を増やすため、ガイド育成や旅行商品の幅を広げる活動をしている。峯入りの衣装を使った体験や、修正鬼会に関する体験を使ったツアー企画や、世界農業遺産を活用した教育旅行の受入を行い、観光関連の収益増を図りたい。

黒土地区では、地区内に拠点となる施設がないため、隣接する真玉城ノ前地区のスパランド真玉や長岩屋地区と連携した収益事業に取り組むことが求められる。また、日本遺産くにさきでは、真玉谷(旧

真玉町のエリア) の文化財を結び付けて活用する方向性を打ち出しており、真玉海岸や真玉寺などと連携した体験中心の旅行商品を開発・実施する必要がある。



写真 68 生七味の指導風景



写真 69 鬼のめざまし味噌



写真 70 英語ガイドの講座



写真 71 日本遺産事業でのPR (修正鬼会のテント)



第 33 図 日本遺産事業における長岩屋谷のフォローアップ

第 10 表 天念寺耶馬及び無動寺耶馬活用事業

年 度	活 用 事 業 内 容
H29 ～	名勝に関する出前講座の実施
H29	天念寺耶馬及び無動寺耶馬パンフレット制作
H30	VR 映像の整備
H30 ～	日本遺産ホームページ・SNS 運用
H30 ～ R1	日本遺産ストーリーブック『くにさきの鬼』制作
R1	エンブレム制作、エンブレム看板設置
R1	NOBODY KNOWS 天念寺公演
R1 ～ 2	天念寺耶馬及び無動寺耶馬看板設置
R1 ～	文化財グッズの制作
R2 ～	観光プログラムの構築（日本遺産事業）
R2 ～	観光プログラムの構築（世界農業遺産事業）
R2	天念寺修正鬼会パンフレット制作
R2 ～	修正鬼会クラウドファンディング
R3 ～	特産品の開発（日本遺産関係）
R3 ～	修正鬼会の動画による配信
R5 ～	動画による文化財解説
今後	支障木の伐採等
今後	視点場の整備（サインも含め）
今後	文化事業と連携した公演事業

第 3 節 文化財活用のネットワーク

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬の活用・整備をより効率的に実現するため、文化財活用のネットワークを活かした取組を行う。国東半島内の関連文化財や、名勝地・日本遺産に関するネットワークを活用し、発信力を強化したい。

（1）国東半島の名勝とのネットワーク

国東半島には、平成 20 年代から名勝に関する文化財が増え始め、「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」以外にも、名勝「中山仙境（夷谷）」「文殊耶馬」（国東市）、登録記念物（名勝地関係）「真玉海岸」「鍋山（南屏峽）」「夕日岩屋」「朝日岩屋」「旧成清博愛別邸庭園（的山荘庭園）」（日出町）が所在している。

六郷山寺院群に関連する名勝を中心に、海や庭園に関連する名勝地もあり、国東半島全体を景色の良いエリアとして PR することができる。体験を軸とした観光事業化の中では、それぞれが体験プログラムを持っているスポットが多く、旅行商品を作る際のコアとして活用したい。中山仙境(夷谷)は、整備された登山道があることから、ロングトレイルの中でもショートコースがつくられたり、国東半島の名勝の価値を知る入口の役目を期待されている。来訪者に周遊やリピートを求めるための PR を行う必要がある。

(2) 日本遺産に関するネットワーク

天念寺耶馬及び無動寺耶馬は、日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』のストーリー中で、国東半島の歴史文化を風景から感じ取れるスポットで、豊後高田市内では唯一修正鬼会を執り行う寺院でもあるため、特に重点的に活用を推進する文化財となっている。隣接する鬼会の里歴史資料館は日本遺産コーナーを備えるガイダンス施設にもなっている。エリア内でのロングトレイルの拠点としては勿論のこと、リトリートツーリズムの中で独自性の高いコースのコアなスポットとして組み込んでいきたい。その為に、日本遺産の取組の中でのガイドの育成を行い、より付加価値を高めた体験を提供したい。

日本遺産に認定された全国のストーリーの中には、名勝・名勝地を中心にしたストーリーや、霊山・修行の山を中心にしたストーリーが幾つか存在している。日本各地の日本遺産認定地区との連携や情報共有を行いながら、多くの人に訴求する体験プログラムを生み出していきたい。

(3) 国東半島の文化財とのネットワーク

天念寺耶馬及び無動寺耶馬の価値は、国東半島全体の峯道や峯入りに関係するだけでなく、広く六郷満山文化を象徴するエリアの1つとして捉えられている。

木彫仏では木造阿弥陀如来立像（天念寺）や木造薬師如来坐像附十二神将（無動寺）、磨崖仏では川中不動なども、国東半島に特徴づけられる文化財が密集しており、天念寺耶馬及び無動寺耶馬を基点として、六郷山を巡ってもらえるようなプログラムを生み出していきたい。

第8章 管理運営とその体制

第1節 管理運営の方針

名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬は前述のとおり、豊後高田市が管理団体の指定を受けている。その保存管理は、土地の利用状況と所有状況に応じつつ、関連法令を遵守しながら遂行される必要がある。したがって、名勝の保存活用に向けては、文化庁・大分県教育委員会（教育庁文化課）との連絡・調整を密にするとともに、土地所有者や自治会をはじめ、関係者との綿密な連携を図ることに努める。

また、適切な自然環境の維持管理・整備や、文化財等の保存修理に関しては、それぞれの専門家の意見を踏まえた内容で実施する必要がある。文化庁や大分県教育委員会、大分県生活環境部に加え、大学（自治体提携を行う別府大学や、保存活用計画策定委員会の委員をはじめとした研究者等）との連携も密に行う。

天念寺耶馬及び無動寺耶馬については、『豊後高田市総合計画』の中でも、六郷満山文化のブランド力向上に向けて活用する旨が記載されており、豊後高田市の関係部署だけでも多い（文化財室、商工観光課（自然公園・観光事業）・耕地林業課（山林管理・環境整備）・学校教育課（学校教育））。一方で、民間団体の中では、観光事業の伸長で収入が増える天念寺・長岩屋修正鬼会保存会・鬼会の里歴史資料館・トレイルクラブ・トレイルガイド・国東半島宇佐を巡る会に加え、地域の活性化を目指す長岩屋自治会・黒土自治会・六郷満山日本遺産推進協議会とともに地域を盛り上げる。

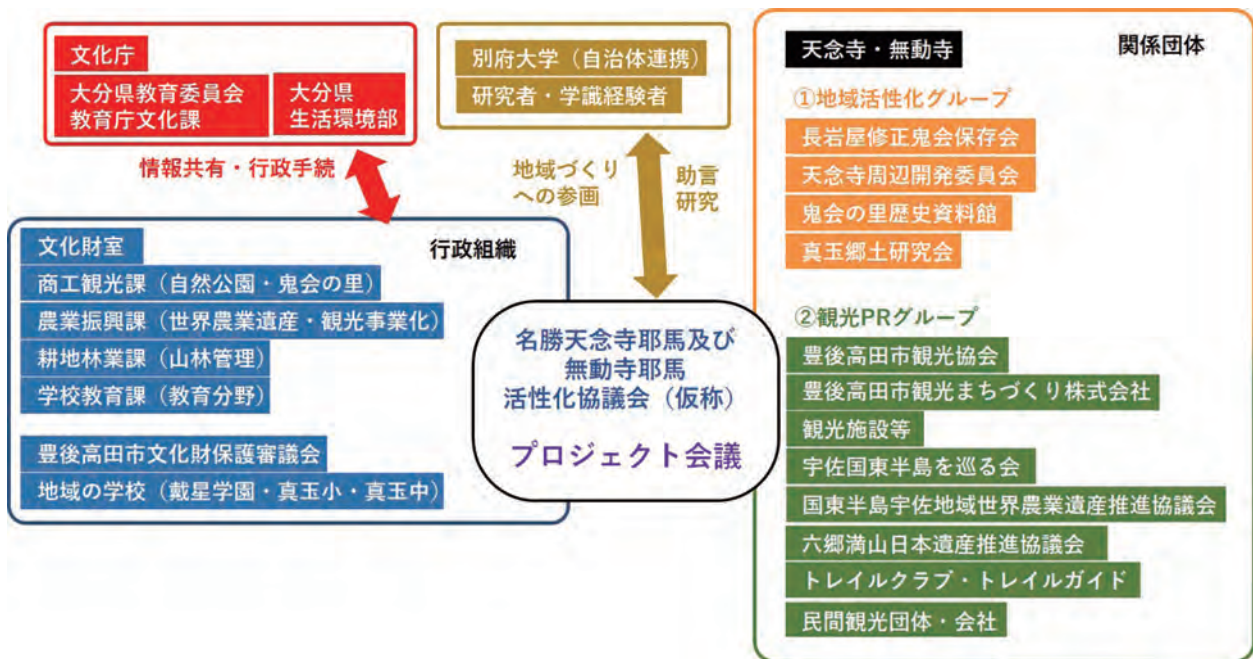
第2節 管理運営の体制

天念寺耶馬及び無動寺耶馬を活用できる関係団体は多く、行政組織と民間団体の協働で事業にあたる必要がある。活用の方向性で民間団体を2つのグループ（地域活性化グループ、観光PRグループ）に分けて、両耶馬の方向性について協議を行いながら管理運営を行う。

地域活性化グループは、長岩屋自治会や長岩屋修正鬼会保存会、黒土自治会などが属し、地域住民が中心となって、名勝指定地やその周辺における環境保全や、地域内へ向けた郷土愛醸成等のメニューを行う。

観光PRグループは、豊後高田市観光協会、豊後高田市観光まちづくり会社、観光施設（鬼会の里歴史資料館）、国東半島宇佐を巡る会（天念寺・無動寺）、トレイルクラブ、トレイルガイド、六郷満山日本遺産推進協議会、民間観光団体・会社が含まれ、長岩屋地区・黒土地区で観光事業を行ったり、誘客のためのPRを行う。登山道や植生などの日常的な管理については、観光PRグループの活動の過程で情報共有を行ったり、地域活性化グループのタスクを補助する取り決めを行う。

そして、行政組織と民間団体の協働での事業進行、グループ間の課題共有を行うため、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬活性化協議会（仮称）を立ち上げる。協議会の会議には学術経験者も招き、今後両耶馬で行われる様々な取組に対する助言をいただく。



第 34 図 関係者と管理体制のフロー図

第9章 今後の展望・課題

最後に、名勝天念寺耶馬及び無動寺の保存及び活用における、今後の展望と課題についてまとめる。

①具体的な事業の実施

本計画でまとめた方針に則って、名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬活性化協議会（仮称）を組織し、地域住民や民間団体、学術機関と協力しながら、名勝指定地やその周辺の維持管理、景観保全に関する事業を計画的に実施する。

②来訪者の安全確保について

特に登山道については、定期的なモニタリングを実施する必要がある。地域住民やガイドとの日頃からの連携により、官民での情報共有を綿密にし、必要に応じて措置を行う。事故が発生した場合には、周辺の設備も含め、改めて臨時的なモニタリングを実施する。

登山道の状況からすぐに本格整備を行う必要はないが、中長期的な整備の方向性については、情報を集めながら徐々に具体的な計画にしていく。

③景観支障木の伐採

景観支障木の問題については、必要な情報を収集しながら実施する必要がある。伐採箇所の個別の環境については、伐採が見込まれる特定の造成林周辺の環境（林業・生態系）、重要種については、追加の調査が望まれる。

④景観保護の機運醸成

景観保護の機運醸成として、文化財講座、景観説明会、講師を招いての講演会などを実施し、天念寺耶馬及び無動寺耶馬や豊後高田市の景観について深く知る機会を設ける。

豊後高田市の景観計画の範囲は、現在田染小崎地区全域及び田染真中地区の一部のみであり、既に文化財保護法や独自施策による景観保護を行っている「六郷満山寺院に関連するエリア」についても、市としての景観保護の方針を打ち出したい。

⑤文化資源の磨き上げと観光振興

修正鬼会・六郷山の耶馬が主要な文化財となっている日本遺産『鬼が仏になった里「くにさき」』での取組を軸に、市内の関連文化財（名勝関係、史跡関係、民俗関係）や、国東市に所在する文化財との連携を図りながら観光事業を推進する。職業ガイドのコンシェルジュ機能を強化し、多種多様な体験メニューを提供したい。

鬼会の里歴史資料館に日本遺産のガイダンス機能を持たせた日本遺産コーナーとして活用し、地域周遊の始点とするための取組を行いたい。また、地域産品や伝統的な食文化を活用し、地域の文化財PRの幅を広げる施策を実施したい。

⑥移住施策と交流人口増

豊後高田市は「移住のまち」として知られているが、山間部である長岩屋地区・黒土地区の人口減

少は今後大きな課題となることは予想に難くない。様々な取組を通じて、集落の継続性や規模を維持することは、名勝の保存活用にも大きく寄与する。両耶馬が持つ良いイメージを磨き、まずは交流人口を増やしていきたい。

⑦追加指定に向けた取組

天念寺耶馬の保護すべき範囲の中に、岩屋や中世石造物を含むエリアが指定されないまま残っている。地域住民に理解を得ながら、引き続き追加指定に向けた取組を推進していく。

☆参考文献等

- 大分県『国東半島県立自然公園 自然環境学術調査報告書』(2009年)
- 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館編『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅱ』(1994年)
- 大分県立歴史博物館編『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅷ』(2000年)
- 大分県立歴史博物館編『豊後国都甲荘の調査』(1993年)
- 大分地方気象台・福岡管区気象台『大分県の気候変動』(2022年)
- 酒井富蔵編『豊後高田市誌』(1957年)
- 西国東郡編『西国東郡誌』(1923年、高田町)
- 文化庁文化財部記念物課『名勝に関する特定の調査研究事業報告書(大分県の名勝に関する特定の調査研究事業)』(2016年)
- 豊後高田市『豊後高田市史特論編 くにさきの世界—くらしと祈りの原風景—』(1996年)
- 豊後高田市『豊後高田市史』(1998年)
- 豊後高田市『第2次豊後高田市総合計画(改訂版)』(2020年)
- 豊後高田市教育委員会『六郷満山寺院群詳細調査事業報告書』(2016年)
- 豊後高田市教育委員会『天念寺耶馬及び無動寺耶馬名勝調査報告書』(2016年)
- 豊後高田市教育委員会『鬼が仏になった里「くにさき」ストーリー及び地域活性化計画(2018年)
- 豊後高田市教育委員会『名勝 中山仙境(夷谷)保存活用計画』(2022年)
- 真玉町編『真玉町誌』(1978年)
- 六郷満山日本遺産推進協議会『国東半島の鬼などの文化資源を活かした地域の賑わい創出事業 地域再生計画』(2020年)
- 大分地方気象台ホームページ 大分県のこれまでの気候の変化
(<https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/kaiyo/chikyu/report/repo/data/ooita.html>・最終閲覧日:2024年2月28日)

資 料 編

資料1 指定地内要素の個票

指定地内に所在する構成要素と、構成要素内に所在する更に小さな要素について個表を作成した。

構成要素は 51 ページ・第 5 表の構成要素表と対応しており、構成要素内に所在する更に小さな要素については枝番を付けて、構成要素の後に記載した

表には、番号、要素の名称、時代、他の指定、所在地、エリア（長岩屋・黒土）、分類1（名勝の構成要素／その他の要素）、分類2（自然／観賞／信仰／その他）、要素の内容、状態（今後想定される措置）、その他（参考資料・関連する要素など）、写真（撮影日）を掲載した。

※分類1で「名勝の構成要素」とした要素は、概ね江戸時代以前のもので、名勝の構成要素の価値と関連する要素である。

※分類2で「その他」となっているのは、便益施設や生活に関するものなど、名勝の構成要素の価値と直接関連しない要素である。

No.1					
天念寺耶馬の岩峰群		時代	－	他の指定	なし
所在	長岩屋、黒土		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	自然		
要素の内容 大字長岩屋と黒土の間に聳える岩峰群。高い所で約100m屹立している。指定地の中で最も標高が高いのは、龍門岩屋の上部にある標高247メートル。南側から見た際に、岩峰間に架けられた無明橋が見える。屹立した岩峰に、龍ヶ鼻と名前が付いている。					
状態（今後想定される措置）黒土側の低い位置（指定地外）に杉などの造成林があり、景観を確保するための伐採・植生管理を行う。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）、古写真など。					



(2015年10月撮影)

No.2					
天念寺講堂		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1050番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 長岩屋の名称の由来となった横長の岩屋の中に建てられた講堂。天念寺修正鬼会が執り行われる場所として知られており、天念寺の伽藍の中心になっている。応永11年(1404)には、講堂・権現堂(今の身濯神社カ)が同時に焼けており、建物の配置や、一帯の風景は、概ね中世から継承されていると考えられている。					
状態（今後想定される措置）周辺の樹木や岩（落石）の状態把握と管理が必要。					
その他（参照資料・関連する要素など）六郷山年代記「応永十一（1404）長岩屋山講堂・権現堂焼了」					



(2014年4月撮影)

No.2-1					
講堂		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1150番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 茅葺き屋根は岩屋に接して造られ、東側の身濯神社拝殿とも接している。嘉永6年(1853年)の峯入りの柱書きがあり、江戸時代後期～末期、嘉永6年以前の建築と推定されている。平成22年度の事業で、南側・東側が一部増築されている。					
状態（今後想定される措置）茅葺き屋根が風雨や、落下する石によって劣化するため、5年を目途にメンテナンス、10年を目途に挿し替えを行う必要がある。					
その他（参照資料・関連する要素など）講堂内柱書					



(2014年4月撮影)

No.2-2					
講堂前庭部石垣		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1150番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂南側前庭部に石垣が二段設置してある。明治37年に制作された『大分県社寺名勝図録』の天念寺境内図には同様の石垣が見られる。昭和16年の水害の際に、特に下の石垣は崩壊し、積み直されている。					
状態（今後想定される措置）講堂前の石垣が、クスノキによって持ち上げられている部分がある。枝の伐採を行うことで影響は最小限となっているが、崩落等の危険がある。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2024年2月撮影)

No.3					
身濯神社		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂の東側に接するように建っている神社。かつては権現堂と呼ばれていた。三浦梅園の漢詩（鳥居銘）において「社鼓其鏗盥薦黍稻」と記載される「社」は身濯神社のことである。付近にあったとされる綿積社を合祀している。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-1					
身濯神社 本殿		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 六所権現社本殿の棟札に文政十一年（1828）の建築であると記載される。岩屋の中にはめ込まれるように建てられている。入母屋の屋根は、明治37年の銅版画から、元々茅葺きであったと推定されているが、銅板葺きになっている。社殿全体に赤や青の彩色がなされている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）六所権現社本殿棟札、「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2015年4月撮影)

No.3-2					
身濯神社 拝殿		時代	近代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	中山仙境	
分類1	その他の要素	分類2	長岩屋		
要素の内容 六所権現社拝殿の棟札には、嘉永六年（1853）の銘がある。明治37年の銅版画では、茅葺きで描かれているが、現在では瓦葺きに改められている。					
状態（今後想定される措置）上部の岩峰から石が落下することで、年間数十枚の瓦が割れる状態にある。					
その他（参照資料・関連する要素など）六所権現社拝殿棟札、「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2015年4月撮影)

No.3-3					
身濯神社 社務所		時代	近代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社拝殿の東側に社務所が設けられている。現在、修正鬼会の際に、鬼をつくる建物にもなっている。					
状態（今後想定される措置）特に劣化箇所はない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-4					
身濯神社 鳥居		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 寛政元年（1789）、山口與右衛門の名が見える。昭和初期の写真にも同位置に見えるため、水害の被害は免れたものと思われる。「身濯神社」の扁額は後に取り換えられたものと伝えられている。					
状態（今後想定される措置）特に劣化箇所はない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-5					
身濯神社 手水鉢		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社拝殿に向かって右側手前にある手水鉢。寛政二年（1790）の銘が残されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所はない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-6					
身濯神社 燈籠		時代	江戸～近代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
名勝の構成要素／その他の要素			信仰		
要素の内容 講堂から身濯神社の前に、いくつかの石燈籠が並べられている。一部には寄進者の名前などが銘に見える。最も西側の燈籠(写真左)は、寛政元年(1789)の銘があり、鳥居と同じく山口与右衛門が寄進者となっている。多くの部材が点在しており、一部笠のような部材については、状況確認しづらい。					
状態(今後想定される措置) それぞれ破損などはしているが、新しく被害が生じる状況ではない。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-7					
身濯神社 燈籠竿部		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社拝殿前の石段の両側に設置されていた燈籠の一部。安永4年(1775)の銘がある。					
状態(今後想定される措置) 新たに破損などが生じる状況ではない。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-8					
身濯神社 石畳		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂から身濯神社の前に、いくつかの石燈籠が並べられている。一部には寄進者の名前などが銘に見える。最も西側の燈籠は、寛政元年(1789)の銘があり、鳥居と同じく山口与右衛門が寄進者となっている。					
状態(今後想定される措置) それぞれ破損などはしているが、新しく被害が生じる状況ではない。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-9					
身濯神社 石造仁王像(新)		時代	平成	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 平成25年に設置された小さな石造仁王像。					
状態(今後想定される措置) 特に破損箇所となし。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.3-10					
身濯神社 狛犬(新)		時代	平成	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 平成21年に設置された石造狛犬。					
状態(今後想定される措置) 特に破損箇所となし。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.4					
天念寺十六羅漢像		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社の右奥の龕に安置される十六羅漢の石像。石像自体は江戸時代のもものと思われ、明治37年の銅版画にも描かれている。					
状態(今後想定される措置)特に破損箇所などはない。					
その他(参照資料・関連する要素など)「長岩屋山天念寺境内図(『大分県社寺名勝図録』)」					



(2015年2月撮影)

No.5					
天念寺住職墓地		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 近世における天念寺住職の墓塔が7基並んでいる。全て無縫塔で、最も古いのは元禄二年(1689)の権律師慶眼和尚の墓である。					
状態(今後想定される措置)特に破損箇所などはない。					
その他(参照資料・関連する要素など)特になし。					



(2010年10月撮影)

No.6					
国宝岩屋		時代	明治時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺本堂の西側奥に所在する岩屋。元々は鬼会の里歴史資料館の木造阿弥陀如来立像(重要文化財)をはじめとする天念寺の平安仏が安置されていたとされる。前庭部には建物があったとされ、岩屋上部には名残の瓦などが残っている。					
状態(今後想定される措置)危険防止のための瓦などの撤去					
その他(参照資料・関連する要素など)特になし。					



(2017年2月撮影)

No.7					
三浦梅園詩文鳥居残欠		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1他		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	観賞		
要素の内容 国宝岩屋前方の道の脇に、柱根元部分が2つ。本堂と身濯神社の間の石垣に沿って寝かせてある。柱上部が1つの計3つの部材が現在に伝わっている。詩集や古写真などから、三浦梅園の漢詩「維此仙蹤遠自養老 仰夫神徳天門之道 社鼓其鏗盥薦黍稻 有凶斯感誠敬以保」と刻まれていることが分かっている。昭和16年の水害によって流され破損をしている。					
状態(今後想定される措置)特に破損などが進む状況にはないが、植物のツタなどが繁茂することがあるので、よくモニタリングをして、必要に応じて除去をする。					
その他(参照資料・関連する要素など)『梅園詩稿』、古写真など。					



(2015年2月撮影)

No.7-1					
三浦梅園漢詩文鳥居残欠(2本)		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	観賞		
要素の内容 国宝岩屋前方の道の脇に、鳥居の柱根本部分が2つ残されている。元々は川の対岸(講堂の前)にあった為、移設をされている。柱銘は「徳天門之道」「凶斯感誠敬以保」の部分である。					
状態(今後想定される措置)「徳天門之道」の鳥居はツタが絡まっており、「凶斯感誠敬以保」の鳥居は半分には割れている(誠と敬の間)。					
その他(参照資料・関連する要素など)『梅園詩稿』、古写真など。					



(2015年2月撮影)

No.7-2					
三浦梅園漢詩文鳥居残欠(平成2年出土)		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1151番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	観賞		
要素の内容 本堂と身濯神社の間の石垣に沿って寝かせてある鳥居残欠。平成2年の河川改修工事の際に発見されたことが分かっている。「社鼓其鐘盪」の柱銘が残っており、上の部分の部材であったことが分かる。					
状態(今後想定される措置) 発見された後に屋外に放置されており、管理場所の検討をする必要がある。					
その他(参照資料・関連する要素など)『梅園詩稿』、古写真など。					



(1990年撮影)

No.7-3					
三浦梅園漢詩文鳥居残欠 説明看板		時代	平成	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	その他		
要素の内容 国宝岩屋前に三浦梅園漢詩文鳥居残欠について解説している看板。柱を失っており、金属製の板面のみが石垣に立てかけられている。					
状態(今後想定される措置) 三浦梅園漢詩文に関する解説看板を更新する。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2010年10月撮影)

No.8					
天念寺本堂		時代	昭和	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 現在の天念寺の本堂。元々は茅葺き屋根の建物で、本堂と庫裏が繋がった建物であったが、昭和16年の水害の際に流されてしまった。昭和36年に現在の建物に建て替えられた。					
状態(今後想定される措置) 特になし。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.8-1					
天念寺本堂		時代	昭和	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 昭和36年に再建された天念寺本堂。木造釈迦如来坐像、木造日光月光菩薩立像、木造吉祥天立像(国宝岩屋に旧在、いずれも県指定有形文化財)、木造の不動明王像などが安置されている。					
状態(今後想定される措置) 有形文化財も含めて、保存状態を常にモニタリングする。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2014年11月撮影)

No.8-2					
天念寺本堂 手水鉢		時代	昭和	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1152番1		エリア	長岩屋	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 天念寺本堂前に約70cm四方の小さな手水鉢がある。					
状態(今後想定される措置) 特に破損などなし。					
その他(参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.9					
川中不動		時代	平安時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字七郎迫2905番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺講堂の前方、長岩屋川の中の大岩に刻まれた不動三尊の磨崖仏。明治37年の銅版画の注記で「仁聞作川中ノ不動」と記載されている。磨崖仏自体は室町時代のものでとされているが、平安時代の経塚が穿たれていたり、峯入りの際に地元住民が行者を肩車する所作「ビクニ」の際に足を掛ける岩塊があるなど、信仰の中心となっている。					
状態（今後想定される措置）ツタ・地衣類のモニタリング、除去が定期的に必要な。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2022年11月撮影)

No.9-1					
川中不動（磨崖仏）		時代	室町時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字七郎迫2905番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 室町時代の磨崖仏で、不動三尊の立像が彫り込まれている。中央の不動明王の像高は約270cm。長岩屋川の氾濫を鎮めるために造られたと伝承されている。二童子の腰の部分には、かつて梁があった痕跡が残されている。					
状態（今後想定される措置）ツタ・地衣類のモニタリング、除去が定期的に必要な。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2016年4月撮影)

No.9-2					
護摩堂跡		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字七郎迫2905番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 川中不動とその前方の小島の間建っていたとされる護摩堂の跡。昭和16年の水害によって流されており、明治37年の銅版画や、昭和初期の古写真によると木造・瓦葺きの小型の建物が建っていたことが分かる。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所となし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」古写真類					



(2024年2月撮影)

No.9-3					
川中不動 経塚		時代	平安時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字七郎迫2905番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 平成22年度のクリーニング事業の中で、川中不動のある大岩の上部に2カ所の経塚が発見された。岩を円柱状に練り抜いた形状で、中から陶製経筒片が出土している。陶製経筒片は、鬼会の里歴史資料館で展示されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）陶製経筒片（鬼会の里歴史資料館にて展示）					



(2010年12月撮影)

No.10					
役行者磨崖像		時代	戦国時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字円重坊1149番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂の西側に、磨崖像を中心に中世・近世石造物が集積した場所がある。磨崖像は岩塊に彫られており、移動していないと考えられる。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2010年10月撮影)

No.10-1					
役行者磨崖像		時代	戦国時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1149番	エリア		長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂の西側にある磨崖像。頭巾をかぶり、錫杖を持ち、足元は上括りをしている。像は足を垂らした倚像になっており、役行者の像とされている。					
状態（今後想定される措置）表面をやや地衣類が覆っており、モニタリングが必要である。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年10月撮影)

No.10-2					
役行者磨崖像 庚申塔		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1149番	エリア		長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 役行者磨崖像の前に安置される庚申塔。笠別材となっており、塔本体には首がついている。髪が逆立ち、左側にショケラを掴んでいる。寛保2年(1742)の銘がある。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.10-3					
役行者磨崖像 中世石造物		時代	戦国時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1149番	エリア		長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 役行者磨崖像の周辺に五輪塔や板碑状の中世石造物が集積している。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.11					
十玉岩屋		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1149番	エリア		長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂の西側に小道が伸びており、その先に横長の龕が穿たれている。かつては、石仏が安置されたと考えられる。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年2月撮影)

No.12					
金毘羅社		時代	江戸時代	他の指定	県史跡
所在	長岩屋 字門重坊1149番	エリア		長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 講堂西側の丘陵に、倉庫脇の小道から登ることができ、その先に岩屋状の金毘羅社の跡地がある。明治40年の銅版画では建物や燈籠が描かれており、岩屋にも加工跡があって、かつては建物があったと思われる。燈籠に関しては平成27年度に当地から滑落しており、講堂脇に落ちてきている。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2024年9月撮影)

No.13					
天念寺耶馬の峯道		時代	古代～	他の指定	なし
所在	長岩屋、黒土		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺後背に聳える天念寺耶馬の中につくられた霊場を巡るためにつくられた峯道。古代以来、六郷山の僧侶による峯道のルートとなり、中世にかけて小両子岩屋・龍門岩屋が形成され、近世には四国八十八箇所の写し霊場が設定され、庶民や巡礼者も登る道として整備されてきた。					
状態（今後想定される措置） 峯道の環境整備					
その他（参照資料・関連する要素など）「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2016年8月撮影)

No.14					
忌堂岩屋		時代	中世	他の指定	なし
所在	長岩屋 字門重坊1204番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 差し渡し10mほどの岩屋の2カ所に簡易な木造覆屋を設置した岩屋。国東塔（塔身が欠）、一石五輪塔2基、小型の板碑、弘法大師の石仏、観音菩薩の石仏が2体安置されている。観音菩薩像の裏には「杵築 若松山重右衛門」の銘がある。					
状態（今後想定される措置） 特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など） 特になし。					



(2015年3月撮影)

No.15					
小両子岩屋		時代	中世～	他の指定	なし
所在	長岩屋 字門重坊1204番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 2つの岩屋が並んでいる霊場で、西側の岩屋には三十三観音の石仏が、東側の岩屋には鬼会の里歴史資料館に安置されている重要文化財・木造阿弥陀如来立像が明治時代以前に安置されていたとされている。応永 25(1418)年の「六郷山長岩屋住僧置文案」に記載もあり、中世以前からあったことが史料から確かめられる例である。					
状態（今後想定される措置） 特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「六郷山長岩屋住僧置文案」（『土谷朋夫氏所蔵文書』）、「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2023年9月撮影)

No.15-1					
小両子岩屋		時代	中世	他の指定	なし
所在	長岩屋 字門重坊1204番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 差し渡し8mほどの2つの岩屋が並んでおり、東側の岩屋には新しく覆屋が設置され、弘法大師像2躯が安置されている。					
状態（今後想定される措置） 特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「六郷山長岩屋住僧置文案」（『土谷朋夫氏所蔵文書』）、「長岩屋山天念寺境内図（『大分県社寺名勝図録』）」					



(2015年3月撮影)

No.15-2					
小両子岩屋 磨崖宝塔		時代	中世	他の指定	なし
所在	長岩屋 字門重坊1204番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 小両子岩屋の2つの岩屋の間に、高さ40cmほどの磨崖の宝塔が刻まれている。塔身の右側は奉納孔と思われる。					
状態（今後想定される措置） 特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など） 特になし。					



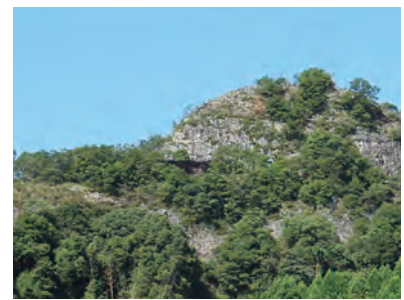
(2015年3月撮影)

No.16					
門出岩屋		時代	中世～	他の指定	なし
所在	長岩屋 字円重坊1210番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 影堂岩屋の先、舌状に出た岩峰の先に所在する小さな岩屋。石仏が3 軀安置されている。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2017年1月撮影)

No.17					
龍門岩屋		時代	中世～	他の指定	なし
所在	長岩屋 字円重坊1227番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺耶馬の峯道の東端に位置する岩屋。一間の小堂が2つあり、岩屋の形状は明治の銅版画にも描かれている。応永 25(1418) 年の「六郷山長岩屋住僧置文案」に記載もあり、中世以前からあったことが史料から確かめられる例である。西側には、中世以来の石造物が集積している場所がある。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「六郷山長岩屋住僧置文案」（『土谷朋夫氏所蔵文書』）、「長岩屋山天念寺境内図」（『大分県社寺名勝図録』）					



(2015年10月撮影)

No.17-1					
龍門岩屋		時代	中世～	他の指定	なし
所在	長岩屋 字円重坊1227番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 3つの岩屋が並んでおり、西側2つの岩屋には一間の小堂が2つつくられている。弘法大師・観音菩薩・不動明王の石仏が安置されている。更に東側に三十三観音の石仏が安置されている。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）「六郷山長岩屋住僧置文案」（『土谷朋夫氏所蔵文書』）、「長岩屋山天念寺境内図」（『大分県社寺名勝図録』）					



(2017年1月撮影)

No.17-2					
磨崖宝塔残欠		時代	中世～	他の指定	なし
所在	長岩屋 字円重坊1227番1		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 龍門岩屋の西側に、磨崖宝塔の残欠を中心に幾つかの石造物が集積される場所がある。磨崖宝塔は相輪の一部のみが残っており、板碑の残欠なども所在している。磨崖宝塔は、令和5年度の名勝天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画策定事業で新たに確認された。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2023年10月撮影)

No.18					
天念寺無明橋		時代	大正	他の指定	なし
所在	黒土 字下黒土竜門1583番		エリア	長岩屋	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺耶馬の尾根にかかるアーチ状の石橋。大正時代に架設され、橋を渡った先には豊後四国八十八箇所写し霊場の岩屋がある。六郷山寺院の峯入りのルートにも組み込まれ、現在では峯入りの厳しさを象徴する景色として著名である。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2014年2月撮影)

No.18-1					
天念寺無明橋		時代	大正	他の指定	なし
所在	黒土 字下黒土竜門1583番	エリア	長岩屋		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺耶馬の尾根にかかるアーチ状の石橋。幅は 1.2m、長さは 5.7m。邪な心を持つ者や信仰心がない者が渡ると落ちてしまうとされる。					
状態（今後想定される措置）橋の継続的な耐久試験等					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2017年3月撮影)

No.18-2					
天念寺無明橋 玉垣		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字下黒土竜門1583番	エリア	長岩屋		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無明橋を渡った先に、寄附者の名が連ねられた玉垣が並んでいる。					
状態（今後想定される措置）玉垣設置に関する経緯等の調査					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2017年3月撮影)

No.18-3					
天念寺無明橋 祠		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字下黒土竜門1583番	エリア	長岩屋		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 天念寺耶馬を渡った先に、小さな岩屋があり、弘法大師・観音菩薩の石仏が安置されている。覆屋としてコンクリートで床、ブロックで壁、木製の骨組みにトタンを張り付けた屋根のものが造られている。他にも燈籠が1基ある。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2018年10月撮影)

No.19					
無動寺耶馬の岩峰		時代	—	他の指定	なし
所在	黒土	エリア	黒土		
分類1	名勝の構成要素	分類2	自然		
要素の内容 無動寺後背に聳える岩峰で、天念寺耶馬と比べると1つの大きな岩壁が迫っているように見える。古代以来、黒土岩屋の霊場が形成されたとされ、近世に下黒土にあった無動寺が移動して、四国八十八箇所の写し霊場などにも組み込まれた。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年6月撮影)

No.20					
無動寺		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番ほか	エリア	黒土		
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 現在の山号は医王山であるが、近世以前は下黒土にあった小岩屋が、良好な行場を求めて移動したものである。境内には、中世の石造物の残欠等も多く残されており、元々当地にあった黒土岩屋の関連のものも混在していると思われる。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2016年7月撮影)

No.20-1					
無動寺本堂		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番	エリア		黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 本尊として木造不動明王坐像（旧無動寺所在（途中、下黒土の不動堂に安置時期あり））、他に木造大日如来坐像、木造薬師如来坐像（ともに境内堂の椿堂に安置された）、木造薬師如来坐像附十二神将（旧無動寺旧在）が安置される。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年6月撮影)

No.20-2					
無動寺庫裏		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番	エリア		黒土	
分類1	その他の要素	分類2	その他		
要素の内容 無動寺の庫裏は本堂の西側に接して建てられている。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-3					
無動寺山門		時代	平成	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番	エリア		黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺の境内の南側に建てられている山門。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2010年11月撮影)

No.20-4					
無動寺鐘楼		時代	平成	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番	エリア		黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺境内の南西側に建てられている鐘楼。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-5					
無動寺 宝篋印塔残欠（笠部・相輪）		時代	中世	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番	エリア		黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂前に大型の宝篋印塔の笠部・相輪の残欠が安置されている。旧在した場所は不明。					
状態（今後想定される措置）相輪は割れているが、新たに破損等が生じる状態ではない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-6					
無動寺 種子石造物		時代	中世	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺境内前庭部に安置される種子石造物。旧在した場所は不明。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損個所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2014年6月撮影)

No.20-7					
無動寺 中世石造物 (五輪塔等)		時代	中世	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺境内の前庭部には、五輪塔が8基安置されている。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損個所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2014年6月撮影)

No.20-8					
無動寺 十六羅漢像		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂の裏手には、近世後期に作られたと考えられる十六羅漢の石造がある。旧真玉町時代のパンフレット等を見ると、無動寺を詣でた際に見学するのが定番であったことが分かる。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損個所など無し。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2009年7月撮影)

No.20-9					
無動寺 十大弟子像		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂の裏手の十六羅漢像のすぐ東側に所在する。こちらの方は衣に直接施主の名前が彫られており、近代に入って増設されたものと思われる。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損個所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-10					
無動寺本堂 東側小堂		時代	近世～近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂の東側に元々練り石を使って壇を作ったと思われる小堂がある。中心に子安観音が安置されるが、その他、不動明王、地藏像のほか、神像なども所在する。					
状態 (今後想定される措置) 特に破損個所などなし。					
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-11

無動寺本堂 東側石仏群		時代	近世～近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂の東側には石造物が集積されている場所がある。一部板碑状の石造物や五輪塔、宝塔の相輪が中世のものと推定されるが、近世～現代にかけての石造物が多く集められている。					
状態（今後想定される措置）特に破損個所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.20-12

無動寺 三十三観音写し霊場		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1475番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺本堂の裏手に、三十三観音の写し霊場が造られている。小さな覆屋に3 軀ずつ石仏が安置され、ご詠歌の札が掛けられている。					
状態（今後想定される措置）特に破損個所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.21

身濯神社		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1479番ほか		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺の東側に隣接する神社。西側裏手に峯道への入口が設けられている。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.21-1

身濯神社 本殿		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1479番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺東側の身濯神社の本殿。瓦葺きで土壁を補修したようなつくりになっている。					
状態（今後想定される措置）特に破損個所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.21-2

身濯神社 拝殿		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1479番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺東側の身濯神社の拝殿。瓦葺きで吹き抜けになっている。棟札が幾つか貼り付けられており、明治10年に再建した建物であることが分かる。					
状態（今後想定される措置）板壁の一部が剥がれたりしている。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2017年1月撮影)

No.21-3

身濯神社 申殿	時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1479番	エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 無動寺東側の身濯神社の本殿と拝殿を繋ぐ申殿。				
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。				
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。				



(2024年2月撮影)

No.21-4

身濯神社 鳥居 (上)	時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1479番	エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 身濯神社の拝殿の前に建っている鳥居。享保7年(1722)の銘があり、市内の鳥居でも、熊野磨崖仏の石段前の鳥居の次に古い。				
状態 (今後想定される措置) 貫の部分が欠損している。崩落等の危険が無いかモニタリングが必要である。				
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。				



(2017年4月撮影)

No.21-5

身濯神社 鳥居 (下)	時代	明治時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋 里道上	エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰	
要素の内容 県道沿いに建っている身濯神社の鳥居。上の鳥居より大きく、素材も国東半島で良く使用される石ではない。銘から明治42年に建てられたことが分かる。				
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。				
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。				



(2024年2月撮影)

No.21-6

身濯神社 神輿蔵	時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1478番	エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰	
要素の内容 身濯神社下の駐車場から見える位置に神輿蔵が設けられている。現在では神輿は使用していない。				
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。				
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。				



(2024年2月撮影)

No.21-7

身濯神社 燈籠	時代	江戸～近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1478番	エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰	
要素の内容 身濯神社の境内に所在する燈籠。東側(写真左)の燈籠は、銘より明和2年(1765)のものとなり、西側(写真右)の燈籠は猫足がついていることから、江戸時代末～近代の作と思われる。				
状態 (今後想定される措置) 特に破損箇所などなし。				
その他 (参照資料・関連する要素など) 特になし。				



(2024年2月撮影)

No.21-8					
身濯神社 燈籠（新）		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1478番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社の参道脇に、昭和天皇即位記念の昭和3年（1928）の燈籠（写真右）と、皇紀2600年記念（1940）の燈籠（写真左）が安置されている。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などはなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2024年2月撮影)

No.21-9					
身濯神社狛犬		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1478番		エリア	黒土	
分類1	その他の要素	分類2	信仰		
要素の内容 身濯神社の参道脇に石造狛犬が安置される。銘より昭和13年に設置されたものということが分かる。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



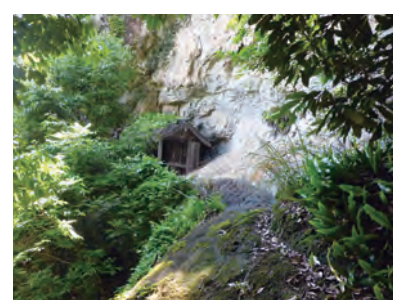
(2024年2月撮影)

No.22					
無動寺耶馬の峯道		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺の峯道は、身濯神社の西脇から小径に入り、途中鎖場などを抜けて無動寺耶馬のぼぼ頂点まで至った後、椿堂境内や、県道654号線脇の尾根上に伝って降りてくる場所に繋がっている。					
状態（今後想定される措置）ここ10年で何度か道が崩れルートが変更になっているため、安全性を確保する整備が必要である。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2016年8月撮影)

No.23					
1号岩屋		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1477番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 小さな岩屋に懸造のような覆屋が造られ、中に不動明王の石仏が安置されている。詳細は不明であるが、黒土岩屋跡に関連する遺構と考えられる。					
状態（今後想定される措置）覆屋の破損が著しい。このままでは崩壊の恐れがある。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年6月撮影)

No.24					
無動寺無明橋		時代	近代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1477番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 4枚の石を桁状に組み合わせた橋で、蟬ヶ鼻という名前の露頭に出ることができる。					
状態（今後想定される措置）特に破損箇所などなし。大型地震等が発生した後は安全確認が必要である。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2017年3月撮影)

No.25					
蝉ヶ鼻		時代	ー	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1477番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰／観光		
要素の内容 無動寺耶馬を正面（南側）から見ると、東側中腹に見える蝉の頭のような形をした露頭。					
状態（今後想定される措置）特になし。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2015年7月撮影)

No.25-1					
蝉ヶ鼻 石祠ほか		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1477番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 蝉ヶ鼻の先には宝形造の石祠と、国東塔の蓮華座のようなものが所在する。石祠の中には観音菩薩と思われる石仏が安置されている。					
状態（今後想定される措置）新たに破損等が発生する状況ではない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2021年11月撮影)

No.26					
2号岩屋（上宮）		時代	江戸時代	他の指定	なし
所在	黒土 字黒土岩屋1480番		エリア	黒土	
分類1	名勝の構成要素	分類2	信仰		
要素の内容 無動寺耶馬の頂上付近に所在する岩屋。付近には「上宮」などの朱書きの跡が残る建物の廃材が残されており、それほど古くない時代に堂舎があったと思われる。現在は岩屋のくぼみに石仏が1躯安置されるのみである。黒土岩屋に関連する遺構である可能性がある。					
状態（今後想定される措置）新たに破損等が発生する状況ではない。					
その他（参照資料・関連する要素など）特になし。					



(2021年11月撮影)

資料2 関係法令等抜粋

◆文化財保護法（抄）

（昭和25年5月30日法律第214号）
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をする

ことができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
 - 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
 - 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
 - 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

- 第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

- 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

- 第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。
- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

- 第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。
- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
 - 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
 - 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
 - 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
 - 3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請

に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- 第七百七条 都道府県の教育委員会は、第五百条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第五百条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第七百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第七百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 第七百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 第七百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第七百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

- 第七百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある場合、その価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第七百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第七百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第七百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第七百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 第七百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第七百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第七百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第七百九条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 第七百十五条 第七百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三百三十三条の二第一項を除く。）及び第七百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に

必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第一百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第一百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第一百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第一百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第一百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第一百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第十八条及び第二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第一百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条

第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

きる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならない。

ないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第二十條までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第十八条及び第二十條中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はそ

の指定が解除された場合には、第五十六条第三項とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百十條中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(中略)

第百六十八條 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。第百六十九條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。
- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しく

は復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でない認められるとき。

第百七十條の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

第百七十條の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十條の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十條の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第百七十條の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百六十七條第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第百六十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第百七十條の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第百七十條の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百六十七條第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第百七十條の六 文部科学大臣は、第百七十條の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第百十六条第一項及び第百七十七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第百二十九条の二から第百二十九条の七までの規定を準用する。

- 2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（第百八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案）

- 第百八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思量するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。
- 2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（地方債についての配慮）

- 第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（文化財保存活用大綱）

- 第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。
- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

（文化財保存活用地域計画の認定）

- 第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。
- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
 - 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
 - 四 計画期間
 - 五 その他文部科学省令で定める事項
- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しよ

うとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

- 第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

（認定の取消し）

- 第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

- 第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。
- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなけれ

ばならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

- 第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
 - 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。
- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第七十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
 - 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
 - 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令
 - 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
 - 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三百十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
 - 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規

- 定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
 - 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
 - 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
 - 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
 - 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
 - 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
 - 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

- 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
 - 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第十三章 罰則

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条において準用する場合を含む。)に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条において準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第三十三条において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第二十九条の五(第七十四条の二第一項において

準用する場合を含む。)、第百三十条(第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなく、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百八条及び第百二十条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。))、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第六十七条の四、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第百十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第百二十七条第一項、第百二十九条の四(第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第百三十三条の三、第百三十六条又は第百三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項(第三十四条の三第二項(第八十三条において準用する場合を含む。))、第六十条第四項及び第六十三条第二項(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十条において準用する場合を含む。))又は第百十五条第四項(第百三十三条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

◆文化財保護法施行令(抄)

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：令和5年3月23日政令第68号

内閣は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項(同

条第二項において準用する場合を含む。))並びに文化財保護法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四十九号)附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。))が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財については、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。))を行うことを妨げない。

(中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。))に係る第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。))で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。))であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。))の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。))又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。))

ニ 法第一百五十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。))に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。))

- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

◆文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

平成 27 年 12 月 21 日 文化庁次長通知

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第 5 条第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
 - ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合

③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1)「工作物」には、次のものを含む。
- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③小規模な観測・測定機器
 - ④木道
- (2)「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6)工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3)標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2)「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3)設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1)除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2)除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2)「危険防止のために必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置で

ある場合には、許可を要しない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

- (1)「保存のために必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、動物等のサンプル採取をいう。
- (2)学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第5条第4項第1号リ関係

- (1)「個体の保護のために必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2)「生息状況の調査のために必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3)「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4)「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5)「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6)次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ①「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
 - ②「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
 - (7)「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
 - (8)「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1)「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2)本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3)天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第5条第4項第1号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地番、うゝを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

- 第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

- 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

- 第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

- 第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの

- の処理を開始する旨
二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るもの
の処理を開始する日

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年文化財保護委員会規則第8号
最終改正：平成31年3月29日 文部科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日

- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（管理責任者変更の届出書の記載事項）

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百十八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失、き損等の事実を知った日
- 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

◆特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号
最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の第二項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

◆史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和29年6月29日文化財補委員会規則第7号
最終改正：平成31年3月29日文科科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ

表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

◆大分県文化財保護条例(抄)

昭和30年4月1日大分県条例第12号
最終改正：平成31年4月1日施行

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で大分県(以下「県」という。)の区域内に存するものうち県にとって重要なものについて、その

保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 県指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを大分県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、大分県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 6 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第五条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者は、当該県指定有形文化財の適切

な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

（管理団体による管理）

第七条 県指定有形文化財につき所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な市町村その他の法人を指定して当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、前項の規定する所有者、権原に基づく占有者及び市町村その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定を受けた市町村その他の法人（以下「管理団体」という。）には前条第一項の規定を準用する。

第八条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項の規定を準用する。

（所有者の変更等）

第九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失、き損等）

第十条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第十一条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（修理）

第十二条 県指定有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第十三条 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

（管理又は修理の補助）

第十四条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部を充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助金の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（補助金の返還等）

第十五条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するに至つたときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者若しくは管理団体に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- 三 前条第二項の補助の条件に従わなかつたとき。

（管理又は修理に関する勧告）

第十六条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十四条第二項及び前条の規定を準用する。

（有償譲渡の場合の納付金）

第十七条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第十四条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は

負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定有形文化財に譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

（現状変更等の制限）

- 1 第十八条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

- 1 第十九条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十四条第一項の規定による補助金の交付、第十六条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

（公開）

- 1 第二十条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、六月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、三月以内の期間を限つて当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
- 5 教育委員会は、第一項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから、当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 6 教育委員会は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督する

ことができる。

- 7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者又は管理団体に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。
- 第二十一条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十一条の規定による届出があつた場合には、前条第六条の規定を準用する。

（調査）

- 1 第二十二条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者の変更に伴う権利義務の承継）

- 1 第二十三条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

（中略）

第四章 県指定民俗文化財

（指定）

- 1 第三十条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを大分県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを大分県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を県報に告示してする。

（解除）

- 1 第三十一条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第二項及び第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除には、第二十五条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を県報に告示してする。
- 5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要

無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

- 6 前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 7 第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

- 第三十二条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

- 第三十三条 第六条から第十七条まで及び第二十条から第二十三条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

- 第三十四条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

- 第三十四条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
- 2 前項の規定による公開には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

- 第三十四条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認められる者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

- 第三十四条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- 2 前項の規定による選択には、第二十四条第三項の規定を準用する。
 - 3 第一項の規定により補助金を交付する場合は、第十四条第二項及び第十五条の規定を準用する。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第三十五条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを大分県指定史跡、大分県指定名勝又は大分県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

- 第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
 - 3 第一項の規定による指定の解除には、第五条第二項の規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識等の設置)

- 第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第四十条で準用する第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合はその者）は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第三十八条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第四十条で準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者又は第七条第一項の規定により指定された管理団体がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

- 第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
 - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十八条第三項及び第四項の規定を準用する。
 - 4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第十八条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

- 第四十条 第六条から第十条まで、第十二条から第十七条まで、第十九条、第二十二條及び第二十三条第一項の規定は、

県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第六章 罰則

第四十一条 県指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定有形文化財の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は喪亡するに至らしめた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2 前項に規定する者が当該県指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十五万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第四十二条の二 第十八条又は第三十九条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、十五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

◆豊後高田市文化財保護条例(抄)

平成 17 年 3 月 31 日条例第 72 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財及び大分県文化財保護条例(昭和 30 年大分県条例第 12 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 豊後高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の

財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第 2 章 市指定有形文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第 4 条第 1 項の規定により県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者(以下「占有者」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者又は占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ豊後高田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者又は占有者に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日から 1 週間を経た日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第 5 条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定があったとき、又は県条例第 4 条第 1 項の規定により県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者又は占有者に通知しなければならない。

5 第 2 項において準用する前条第 4 項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 6 条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第 1 項の規定は、管理責任者に準用する。

(所有者の変更等)

第 7 条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者

は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

- 第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

- 第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合にあっては、届出を要せず、又は事後に届出をすることができる。

(管理又は修理の補助)

- 第10条 市指定有形文化財の管理又は修理のための経費が多額であって、所有者が負担することができない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

- 第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
 - (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

- 第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

- 第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費

用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又は相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

- 第14条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合においては、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

- 第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の勧告又は前条第1項の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

- 第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は市の負担とし、前項の規定による出品のために要する費用は予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- 5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
- 6 第1項及び第2項の規定により出品したことに起因して当該

市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第9条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(中略)

第4章 市指定民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。
3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財には、第20条第3項の規定を準用する。
4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示して行う。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。
4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示して行う。
5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は県条例第30条第

1項の規定による県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(現状変更)

第28条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第34条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの及び県条例第35条第1項の規定により県指定史跡

名勝天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを豊後高田市指定史跡、豊後高田市指定名勝又は豊後高田市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

- 第35条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。
- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の指定があったとき、又は県条例第35条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物の指定があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

(標識の設置)

- 第36条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

- 第37条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第39条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

- 第38条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項において準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

- 第39条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第7章 補則

(委任)

- 第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第8章 罰則

(刑罰)

- 第46条 市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。
- 第47条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。
- 第48条 第14条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。
- 第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

◆大分県立自然公園条例(抄)

昭和32年12月27日大分県条例第74号
最終改正：令和五年条例第八号

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この条例は、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の規定に基づき、県内にある優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
(平一五条例三二・平二二条例二七・一部改正)

第三章 保護及び利用

(特別地域)

- 第十三条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定することができる。
- 2 知事は、特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
 - 六 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

- 八 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 九 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
- 十 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十四 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これに類するものの色彩を変更すること。
- 十五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬を使用すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 5 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 6 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第四項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 9 次に掲げる行為については、第四項及び前三項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等（第十九条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
- 三 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- （平二条例三六・平一一条例三六・平一五条例三二・平二条例二七・一部改正）
- （普通地域）
- 第十五条 条自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
- 一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築

- し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 土地の形状を変更すること。
- 2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
- 二 認定生態系維持回復事業等として行う行為
- 三 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、知事が定めるもの
- 五 自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
- 六 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- （昭四八条例五四・平一五条例三二・平二条例二七・一部改正）

◆森林法（抄）

昭和26年6月26日法律第249号
最終改正：令和5年6月16日法律第63号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を

除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
- 2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（中略）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

- 第十条の七の二 地域森林計画の対象となつていて、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。
- 2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

- 第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつていて、指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採期、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
 - 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
 - 三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合
 - 四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
 - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

- 六 第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十 除伐する場合
- 十一 その他農林水産省令で定める場合
- 2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
- 3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

- 第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採期又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。
 - 3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採期又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
 - 4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。
- 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（施業の勧告）

- 第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につ

き市町村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

(施業実施協定)

第十条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（以下「施業実施協定」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

- 一 地域森林計画の対象となつている森林であること。
- 二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。
- 2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。
- 3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積
 - 二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項
 - ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項
 - 三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項
- 四 施業実施協定の有効期間
- 五 施業実施協定に違反した場合の措置
 - 4 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。
 - 5 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の内容と法令等との関係)

- 第十条の十一の二 施業実施協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分には違反するものであつてはならない。
- 2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の三 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省

令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、市町村の長に意見書を提出することができる。

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

- 一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものではないこと。
- 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものではないこと。
- 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。
- 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

(施業実施協定の変更)

- 第十条の十一の五 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。
- 2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の六 第十条の十一の四第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

- 第十条の十一の七 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。
- 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等に通知するとともに、公告しなければならない。

(協力の要請)

第十条の十二 市町村は、市町村森林整備計画の作成及びその達成のため必要があるときは、都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

第二節 共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化

(公告の申請)

第十条の十二の二 地域森林計画の対象となつていて、当該森林の立木が数人の共有に属するもののうち、過失がなく当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの(以下「共有者不確知森林」という。)について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知っているもの(以下「確知森林共有者」という。)が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするため次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求める旨を当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

- 一 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなく確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分(以下「不確知立木持分」という。)
- 二 過失がなく当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利(以下「不確知土地使用权」という。)
- 2 前項の規定による申請をする確知森林共有者は、次に掲げる事項を明らかにする資料を添付しなければならない。
 - 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない事情
 - 三 当該共有者不確知森林に係る確知森林共有者の全部の氏名又は名称及び住所
 - 四 当該共有者不確知森林の立木の伐採について、前号の確知森林共有者の全部の同意を得ていること。
 - 五 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、次に掲げる事項
 - イ 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情
 - ロ 当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林について、当該共有者不確知森林の土地の所有者で知っているものの全部の同意を得ていること。
- 六 その他農林水産省令で定める事項

(公告)

第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

- 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
- 三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨
- 四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨
 - イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。)
 - ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(裁定の申請)

第十条の十二の四 市町村の長は、前条の規定による公告をした場合において、同条第四号に規定する期間を経過したときは、当該公告に係る申請をした確知森林共有者に対し、当該期間内における当該公告に係る同号イ又はロに掲げる者からの同号の規定による申出の有無を通知するものとする。この場合において、当該申出がないときは、当該確知森林共有者は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得に関し裁定を申請することができる。

(裁定)

- 第十条の十二の五 都道府県知事は、前条の規定による申請をした確知森林共有者が不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得することが当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林を実施するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得すべき旨の裁定をするものとする。
 - 2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
 - 二 不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数
 - 三 不確知立木持分又は不確知土地使用权の取得の対価の額に相当する補償金の額並びにその支払の時期及び方法
 - 四 不確知立木持分に係る立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法
 - 五 不確知土地使用权の内容
 - 3 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合するものとして定めなければならない。
 - 一 前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項については、申請の範囲を超えないこと。
 - 二 前項第三号に規定する補償金のうち不確知立木持分に係るものの額については、不確知立木持分に係る立木の販売による標準的な収入の額から当該立木の育成、伐採及び販売に要する標準的な費用の額を控除して得た額とすること。
 - 三 前項第三号に規定する補償金のうち不確知土地使用权に係るものの額については、森林の土地に関する同種の権利の標準的な取引価格に相当する額とすること。
 - 四 前項第三号に規定する支払の時期は、同項第四号に規定する伐採の時期の開始する日の前日までとすること。

(裁定の効果)

- 第十条の十二の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした確知森林共有者及び第十条の十二の三の規定による公告をした市町村の長に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
- 2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした確知森林共有者は、当該共有者不確知森林についての不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得する。

(供託)

- 第十条の十二の七 第十条の十二の五第一項の裁定の申請をした確知森林共有者は、その裁定において定められた補償金の支払の時期までに、その補償金を不確知森林共有者等のために供託しなければならない。
- 2 前項の規定による補償金の供託は、当該共有者不確知森林の所在地の供託所にするものとする。

(裁定の失効)

- 第十条の十二の八 第十条の十二の五第一項の裁定の定めるところにより不確知立木持分又は不確知土地使用权を取得した確知森林共有者がその裁定において定められた補償金の支払の時期までにその供託をしないときは、その裁定は、その時以後その効力を失う。

(後略)

◆大分県環境緑化条例（抄）

昭和48年4月16日大分県条例第19号
最終改正：平成20年4月1日条例第16号

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この条例は、緑地の保全及び回復（以下「緑化」という。）に関し基本となる事項を定めるとともに、緑化の総合的な推進を図り、もつて現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

第四章 県緑化地域内等における行為の届出

(行為の届出)

- 第十三条 県緑化地域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林の区域、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号に規定する風致地区並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条に規定する緑地保全地域及び同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区の区域を除く。以下この章において同じ。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者又は保護樹木等について現状を変更しようとする者

は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- 一 木竹を伐採すること。
- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

名勝 天念寺耶馬及び無動寺耶馬保存活用計画

発行日 令和6年3月31日
編集 豊後高田市教育委員会（文化財室）
発行 豊後高田市教育委員会
〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12
印刷 有限会社 宗印刷所
〒872-1105 大分県豊後高田市西真玉2281番地1



発行:豊後高田市教育委員会
発行日:令和6(2024)年3月